

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について」

令和 6 年 1 2 月

会 計 検 査 院

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用保証協会等は、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて政府等が決定した対応策等を踏まえて、新型コロナ特別貸付等、新型コロナ関連保証等の中小企業者等に対する各種の資金繰り支援を実施している。そして、国は、上記資金繰り支援の実施に当たり、元年度から5年度までの間、株式会社日本政策金融公庫等に対して財政援助を行っている。

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資については、返済開始時期を迎えるものが集中する時期を全て経過し、その元利金の返済が本格化するなどしている一方で、中小企業者等については借入金の残高や新型コロナウイルス関連の倒産件数が増加するなどしている。

本報告書は、以上のような状況を踏まえて、中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について検査し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

令和6年12月

会計検査院

目次

1	検査の背景	1
(1)	中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援等の概要等	1
ア	中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の概要	1
イ	中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関する国の財政援助の状況	2
(2)	中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の主な制度の概要	3
ア	新型コロナ特別貸付等の概要	3
イ	新型コロナ関連保証、民間ゼロゼロ融資等の概要等	5
ウ	保証料補助の概要	11
エ	特別利子補給の概要	11
(3)	新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資の返済開始時期の状況	11
(4)	中小企業者等の資金繰り、借入金及び倒産の状況	12
ア	中小企業者等の資金繰りの状況	12
イ	中小企業者等の借入金の状況	13
ウ	中小企業者等の倒産の状況	14
(5)	中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関する過去の検査の状況	15
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	16
(1)	検査の観点及び着眼点	16
(2)	検査の対象及び方法	16
3	検査の状況	18
(1)	新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況	18
ア	貸付実績及び貸付残高の状況	19
イ	元金返済等の状況	21
ウ	償却の状況	24
エ	リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況	26
(2)	新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況	38
ア	保証債務の状況	39
イ	審査手続等の状況	48

ウ	保証債務の管理及び中小企業者等に対する経営支援の状況	54
エ	新型コロナ関連保証等に係る国の財政援助額の使用状況等	55
4	検査の状況に対する所見	63
(1)	検査の状況の主な内容	63
(2)	所見	67
別図表		70

- ・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・図表中の「0」は単位未満あり、「-」は皆無を示す。
- ・図表は、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

事例一覧

[協会が保管していた確定申告書類の記載内容を基に算定した最近1か月間の
売上高等減少率が認定基準を下回っていたもの]

<事例> 52

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について

検 査 対 象	財務省、中小企業庁、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、一般社団法人全国信用保証協会連合会、13信用保証協会
新型コロナ特別貸付等の概要	株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等に対して貸付けを行うもの
新型コロナ特別貸付等の貸付実績の累計額	20兆6397億円（令和元年度～5年度）
新型コロナ関連保証の概要	信用保証協会が、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等に対する民間金融機関の貸付けに係る信用保証（セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証）を行うもの
新型コロナ関連保証の保証承諾実績の累計額	38兆2664億円（令和元年度～5年度）

1 検査の背景

(1) 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援等の概要等

ア 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の概要

株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）、各都道府県等に設立された信用保証協会（以下「協会」という。）等は、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて政府等が決定した対応策等を踏まえて、事業者に対する各種の資金繰り支援（以下「新型コロナ関連資金繰り支援」という。）を実施している。

（注1） 信用保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号。以下「協合法」という。）に基づき設立されている法人。令和6年9月末時点で47都道府県及び横浜、川崎、名古屋、岐阜各市に設立されている。

（注2） （注3）
中小企業者又は小規模事業者（以下、これらを「中小企業者等」といい、商工中

金等の危機対応業務に係る貸付け及び信用保証においては中小企業等協同組合等を含む。以下同じ。) に対する新型コロナ関連資金繰り支援の5年度末までの主な実績は、次のとおりとなっている(実績の詳細については、別図表1参照)。

① 日本公庫、商工中金等による貸付け 約142万件約23兆5660億円

このうち新型コロナ特別貸付等(後述(2)ア参照) 約127万件約20兆6397億円
(上記約23兆5660億円の87.5%)

② 民間金融機関の貸付けに係る協会による信用保証 約203万件約38兆4489億円

このうち新型コロナ関連保証(後述(2)イ(7) a 参照) 約202万件約38兆2664億円
(上記約38兆4489億円の99.5%)

③ 中小企業者等が協会に支払う信用保証料を減免するために一般社団法人全国信用保証協会連合会(以下「連合会」という。)が協会に対して行う補助(以下「保証料補助」という。) 約164万件約1兆3930億円

④ 貸付金利を当初3年間実質的に無利子化するために独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が行う利子補給等 約236万件約9003億円

(注2) 中小企業者 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下等の会社等
又は常時使用する従業員の数が300人以下等の会社若しくは個人等

(注3) 小規模事業者 従業員20人以下等の中小企業者

イ 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関する国の財政援助の状況
国は、中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の実施に当たり、元年度から5年度までの間、日本公庫等に対して財政援助を行っており、その内訳は、次のとおりとなっている(国の財政援助の詳細については、別図表2参照)。

① 財政投融资計画に基づく財政融資資金の貸付け 約16兆8825億円

② 出資金 約11兆0197億円

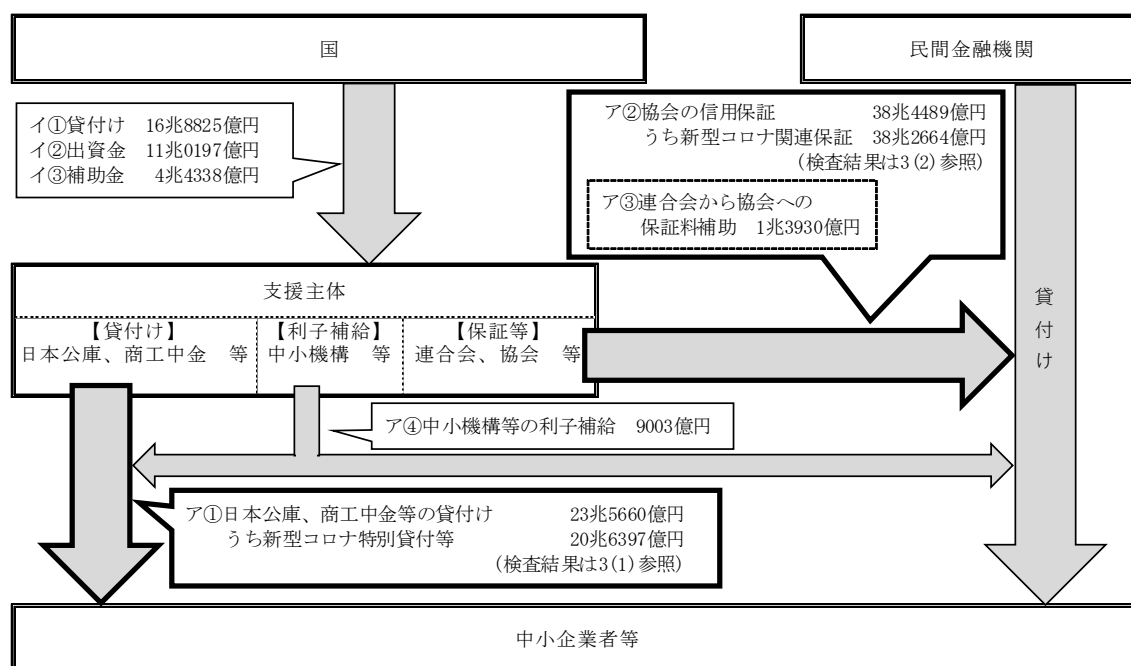
③ 補助金 約4兆4338億円

また、この間、財務省、中小企業庁等の関係省庁は、中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援を実施する日本公庫、商工中金、協会等に対して、2年4月までに、事業者の資金需要に迅速に対応できるように審査の簡素化・迅速化に取り組むことなどを要請し、3年1月に、中小企業者等の資金繰りに支障が生じないように元本・金利の返済猶予等の既往債務の条件変更について引き続き個別企業の実情

に応じた最大限の配慮を行うことなどを要請するなどした。そして、日本公庫、商工中金、協会等は、上記の要請を踏まえるなどして、審査の簡素化・迅速化を図るための取組等や、既往債務の条件変更を行うなどしてきている。

中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の全体像を示すと、図表0-1のとおりである。

図表0-1 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の全体像



注(1) 図表中の「新型コロナ特別貸付等」については後述(2)ア、「新型コロナ関連保証」については後述(2)イ(ア) a 参照。

注(2) 図表内のア①等は、(1)アイ内の記号に対応している。

(2) 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の主な制度の概要

ア 新型コロナ特別貸付等の概要

(ア) 日本公庫の新型コロナ特別貸付の概要

日本公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）に基づき、国民一般向けの業務（以下「国民生活事業」という。）として主として小規模事業者に対する小口の事業資金の貸付けや、中小企業者向けの業務（以下「中小企業事業」という。）として主として中小企業者に対する事業資金の貸付けを行うなどしている。

日本公庫は、財務省等が制定した「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度要綱」（令和2年財政第93号）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等を対象とする新型コロナウイルス

感染症特別貸付（以下「新型コロナ特別貸付」という。）を2年3月に開始しており、対象者の要件等は図表0-2に示すとおりとなっている。なお、新型コロナ特別貸付の取扱期限は、数度にわたり延長され、6年9月末時点においては6年12月末までとされている。

図表0-2 日本公庫の新型コロナ特別貸付の要件等

事業	国民生活事業		中小企業事業	
対象者の要件	売上高減5%以上等であり、かつ、中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者			
貸付限度額	8000万円 注(1)		6億円 注(2)	
貸付期間 (うち据置期間)	20年以内 注(3) (5年以内)			
利率	6000万円以内の部分 注(4)	当初3年間 ：基準利率－0.9% 注(6) 3年経過後 ：基準利率 注(7)	4億円以内の部分 注(5)	当初3年間 ：基準利率－0.9% 注(6) 3年経過後 ：基準利率 注(7)
	6000万円超の部分	基準利率 注(7)	4億円超の部分	基準利率 注(7)
担保	無担保			

注(1) 制度開始当初は6000万円であり、令和2年7月に8000万円へ拡充された。

注(2) 制度開始当初は3億円であり、令和2年7月に6億円へ拡充された。

注(3) 運転資金については、制度開始当初は15年以内であり、令和4年4月に20年以内へ延長された。なお、設備資金の取扱いは6年6月末の貸付申込み受付分をもって廃止された。

注(4) 制度開始当初は3000万円であり、令和2年7月に4000万円、3年1月に6000万円へそれぞれ拡充された。

注(5) 制度開始当初は1億円であり、令和2年7月に2億円、3年1月に3億円、4年10月に4億円へそれぞれ拡充された。

注(6) 令和5年10月以降の貸付申込み受付分から「基準利率－0.5%」へ、6年7月以降の貸付申込み受付分から「基準利率」へそれぞれ引き上げられた。

注(7) 基準利率とは、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に基づき、主務大臣の承認を受けて定める貸出金利をいう。収支相償を原則として、資金の調達コストに経費率及び信用コストを加えて設定されている。

(イ) 商工中金の危機対応業務に係る貸付けの概要

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）に基づき、危機対応円滑化業務の主務大臣である財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が指定する指定金融機関として、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機事象が生じた際に、日本公庫から信用供与や利子補給金の支給を受けるなどして、危機事象で受けた被害によって業況や資金繰りが悪化している事業者に対して必要な資金の貸付け等を行う危機対応業務を行っている。

商工中金は、財務省、経済産業省等が定めた「危機対応認定に係る通知について」（令和2年財政第102号、元経営第3105号、20200318中第5号）等に基づき、2年3月に、指定金融機関が行う危機対応業務の一環として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた者に対する資金の貸付けを開始している。当該貸付けのうち、中小企業者向けの制度に係る貸付けであって、かつ、資本性劣後ローンを除いたもの（以下「危機対応貸付け」という。）については、中小企業事業における新型コロナ特別貸付とほぼ同様の制度となっている。一方、適用する金利については、商工中金の所定の金利となっており、当該金利が日本公庫の基準利率を上回る場合には、事業者が当該金利を一旦商工中金に支払った後、その上回る分について日本公庫から利子補給金として商工中金を通じて事業者に支給されることになっている。危機対応貸付けの取扱期限は、数度にわたり延長され、最終的には4年9月末までとされた。

イ 新型コロナ関連保証、民間ゼロゼロ融資等の概要等

(ア) 新型コロナ関連保証、民間ゼロゼロ融資等の概要

a 新型コロナ関連保証の概要

協会は、協会法に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために、中小企業者等が民間金融機関から受ける融資に対する信用保証を行っている。

協会による信用保証には、通常の融資の際の一般保証（以下「一般保証」とい
(注4) (注5)
う。）のほか、経営安定関連保証、危機関連保証等の特例保証がある。

経済産業大臣は、2年2月以降、中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の一環として、経営安定関連保証のうちセーフティネット保証4号（以下「S N4号」という。）及びセーフティネット保証5号（以下「S N5号」という。）を発動するなどするとともに、危機関連保証を初めて発動した（以下、中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の一環として行われたS N4号、S N5号及び危機関連保証を合わせて「新型コロナ関連保証」という。）。これを受けて、協会は、新型コロナ関連保証を実施している。

新型コロナ関連保証の取扱期限は数度にわたり延長され、S N4号の取扱期限は6年6月末まで、危機関連保証の取扱期限は3年12月末までとされている。なお、S N5号については、業種に係る指定は行われるものの取扱期限の定めがない。

- (注4) 経営安定関連保証 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第12条に規定された中小企業者等の経営の安定に必要な資金に係る債務の保証を行うものをいう。このうち、SN4号は、自然災害等の突発的災害の発生に起因して売上高等が減少しているなどの影響を受けている特定地域の中小企業者等を支援するためのものである。また、SN5号は、売上高等が減少するなどしている特定の業種に属する中小企業者等を支援するためのものである。
- (注5) 危機関連保証 信用保険法第15条に規定された中小企業者等の経営の安定に必要な資金に係る債務の保証を行うものをいい、大規模な経済危機等の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等を支援するためのものである。

b 民間ゼロゼロ融資等の概要

(a) 民間ゼロゼロ融資の概要

2年5月に、新型コロナ関連保証の認定を受けた中小企業者等のうち一定の要件を満たすものを対象として、①保証料補助や②民間金融機関の貸付けに係る利子を当初3年間実質無利子化するための利子補給等を行うことにより、民間金融機関による新型コロナウイルス感染症対策に伴う実質無利子・無担保とする融資（以下「民間ゼロゼロ融資」という。）の取扱いが開始され、取扱期限は3年3月末までとされた。そして、国は、民間ゼロゼロ融資について、都道府県等による制度融資を活用して、統一的な制度とするために、要綱の例を協会に対して示すなどしている。

民間ゼロゼロ融資の主な内容は、図表0-3のとおりである。

図表0-3 民間ゼロゼロ融資の主な内容

項目		主な内容
貸付限度額		6000万円 注(1)
保証期間（うち据置期間）		10年以内（5年以内）
担保		無担保
利率		都道府県等所定
保証料補助率		100% 注(2)
利子補給		当初3年間 注(2)
取扱期間	自	令和2年5月1日
	至	3年3月31日

注(1) 制度開始当初は3000万円であり、令和2年6月以降は4000万円、3年1月以降は6000万円へそれぞれ拡充されている。

注(2) SN5号が付される融資の一部に対しては、保証料補助率50%で、利子補給もなされないものがある。

5年度末の民間ゼロゼロ融資の実績は、約136万件約23兆4255億円（中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援として実施された信用保証の実

績額約38兆4489億円に対して6割程度の実績額) となっている。

(b) 伴走支援型特別保証制度の概要

中小企業庁は、民間ゼロゼロ融資の取扱期間終了後の3年4月に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等の経営の安定や生産性等の向上を図るために、新型コロナ関連保証の認定を受けた中小企業者等に対して、全国統一的な制度として伴走支援型特別保証制度を創設した。伴走支援型特別保証制度では、新型コロナ関連保証と併せて、民間金融機関による継続的な伴走型での支援（例えば、中小企業者等との対話を通じるなどした助言等）が実施されることとなっている。さらに、中小企業庁は、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期が5年7月から6年4月までの間に集中し、積み上がった債務の返済負担に伴って増加が見込まれる民間ゼロゼロ融資からの借換需要等に応えるなどのために、5年1月に、伴走支援型特別保証制度の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等以外にも拡大するなどしている。伴走支援型特別保証制度の取扱期限は、数度にわたり延長され、6年9月末時点においては6年12月末まで（図表0-4注(2)参照）とされている。

b のとおり、民間ゼロゼロ融資又は伴走支援型特別保証制度（中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援とされているものに限る。以下同じ。）は、新型コロナ関連保証と併せて実施されるものとなっている。なお、伴走支援型特別保証制度において実施される新型コロナ関連保証の実績は、日本公庫等による集計上、新型コロナ関連保証として実施されたS N4号、S N5号又は危機関連保証の実績に含まれている。

新型コロナ関連保証等の取扱期間を示すと、図表0-4のとおりである。

図表0-4 新型コロナ関連保証等の取扱期間

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
a 新型コロナ関連保証	経営安定関連保証					
	S N 4号	2年2月				6年6月
	S N 5号	2年5月 注(1)				
と併せて実施される 主な制度（一定の要件を満たす場合）	危機関連保証	2年2月	3年12月			
	b (a) 民間ゼロゼロ融資	2年5月	3年3月			
	b (b) 伴走支援型特別保証制度		3年4月			6年12月 注(2)

注(1) S N 5号の取扱開始時期は、新型コロナ関連資金繰り支援の一環として全業種が指定業種とされた時期（令和2年5月）を示している（全業種指定の取扱期限は3年7月末）。また、S N 5号の指定業種は、四半期に一度見直しが行われるもので、その後も増減はあるが、一部の業種については、取扱期限のないまま継続されている。

注(2) 伴走支援型特別保証制度は、令和6年7月以降は、令和6年能登半島地震による災害に関し、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受け、かつ、信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた石川県の地域内に事業所を有するものに対象が限定されており、6年9月末時点においては同年12月末まで取扱期限が延長されている。

注(3) 図表内の a 等は、(2)イ(7)における記載箇所（a 等）を表している。

(イ) 新型コロナ関連保証に係る信用保証等の仕組み等

新型コロナ関連保証は、図表0-5のとおり、信用補完制度（①協会が民間金融機関からの融資に係る債務を保証する信用保証及び②協会が行った債務保証について契約金額の範囲内で日本公庫が保険を引き受ける信用保険により構成される制度）を活用した仕組みとなっている。そして、国は、新型コロナ関連保証制度等の実施に際して必要な財政援助を行っている。

信用補完制度

②信用保険 イ(ウ)

- 国 → 出資金(A) (保険金等支払の原資) → 日本公庫
- 日本公庫 ↔ 協会 (保険料 / 包括保証保険契約)
- 協会 → 日本公庫 (保険金)

①信用保証 イ(ウ)

- 国 → 補助金(B) (損失補償のため) → 連合会基金
- 連合会基金 → 協会 (イ(ウ)b 損失補償)
- 国 → 補助金(C、D) (保証料補助のため) → 連合会基金
- 連合会基金 → 協会 (ウ 保証料補助)
- 国 → 補助金(C、D) (保証料補助のため) → ウ 保証料補助 (ダッシュ線付)
- ウ 保証料補助 (ダッシュ線付) → 協会
- 協会 → 民間金融機関 (保証承諾 / 代位弁済)
- 民間金融機関 → 協会 (保証料)
- 民間金融機関 → 中小企業者等 (保証付融資)
- 民間金融機関 ↔ 都道府県等 (エ 特別利子補給 (いずれかに交付))
- 民間金融機関 ↔ 市区町村長 (認定)
- 民間金融機関 ↔ 中小企業者等

民間ゼロゼロ融資特有の部分

- 国 → 補助金(E) (特別利子補給のため) → 実質無利子化
- 実質無利子化 → 都道府県等
- 都道府県等 → 民間金融機関
- 都道府県等 → 中小企業者等

注(2) 図表内のイ(ウ)等は、(2)イからエまでにおける記載箇所(イ(ウ)等)を表している。

図表0-6 新型コロナ関連保証の主な内容

		経営安定関連保証		危機関連保証
		S N4号	S N5号	
関連規定		信用保険法第2条第5項第4号	信用保険法第2条第5項第5号	信用保険法第2条第6項
対象となる中小企業者等		経営の安定に支障を生じていると認められることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた、特定中小企業者（S N4号及びS N5号）又は特例中小企業者（危機関連保証）		
特定中小企業者又は特例中小企業者の該当要件		突発的災害（自然災害等）により影響を受けている指定地域において1年間以上継続して事業を行っているなど 注(1)	指定業種に属する事業を行っているなど	金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としているなど
	市町村長又は特別区長の認定を受ける場合の主な要件である売上高等減少率	20%減 注(2)	5%減 注(2)	15%減 注(2)
保証限度額		一般保証枠とは別枠で2億8000万円		一般保証枠並びにS N4号及びS N5号枠とは別枠で2億8000万円
保証期間（うち据置期間）		10年以内（5年以内） 注(3)		
保証割合		100%	80% 注(4)	100%
保証料率 注(5)		0.85%又は1.05% 注(6)		
担保の徴求		8000万円までは無担保。それ以上は必要に応じて徴求		
取扱期間	自	令和2年2月18日	2年5月1日 注(7)	2年2月1日
	至	6年6月30日	定めなし	3年12月31日

注(3) 保証期間及び据置期間は、通常、協会ごとに定めているが、本図表においては国が全国統一的な保証期間を示した民間ゼロゼロ融資及び伴走支援型特別保証制度（分割返済の場合に限る。）に係るものとしている。

注(4) 特別小口保険に係る保証等、保証割合が100%となるものもある。

注(5) 保証料率は、通常、協会ごとに定めているが、本図表においては国が全国統一的な保証料率を示した民間ゼロゼロ融資に係るものとしている。

注(6) 保証料率は、経営者保証の有無で相違する。

注(7) S N5号の取扱開始時期は、新型コロナ関連資金繰り支援の一環として全業種が指定業種とされた時期（令和2年5月）を示している（全業種指定の取扱期限は3年7月末）。

(ウ) 新型コロナ関連保証の保証承諾及び代位弁済の流れ（図表0-5参照）

a 保証承諾の流れ

新型コロナ関連保証の保証承諾の流れは、おおむね次のとおりとされている。

- ① 新型コロナ関連保証を利用する中小企業者等は、信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者又は同条第6項に定める特例中小企業者であることについて、当該中小企業者等の住所地を管轄する市町村長又は特別区長（以下「市区町村長」という。）から認定（以下「市区町村長認定」という。）を受ける。
- ② 当該中小企業者等は、市区町村長認定を受けた後、認定されたことが記載された書面（以下「認定書」という。）の交付を受け、協会又は民間金融機関等に認定書を持参して融資及び保証を申し込み、民間金融機関による融資の審査及び協会による保証の審査を受ける。
- ③ 民間金融機関は、当該中小企業者等に対する融資の審査を行って新型コロナ関連保証が付された融資（以下「新型コロナ関連保証付融資」という。）を行うか決定するとともに、保証の審査を通過した場合に協会から保証承諾を受けて、新型コロナ関連保証付融資を実行する。

また、日本公庫は、中小企業事業において、信用保険法に基づき、各協会との間で包括保証保険契約を締結し、協会が行った債務保証について契約金額の範囲内で保険を引き受けることになっており、新型コロナ関連保証についても、融資の実行時に保険関係が成立することとされている。

b 代位弁済の流れ

新型コロナ関連保証に係る信用保証を引き受けた協会は、中小企業者等が元利金支払の延滞、破綻等の事由により債務不履行に陥った場合、当該中小企業者等に代わって民間金融機関に債務の弁済（以下「代位弁済」という。）を行う。また、協会は、代位弁済に伴い、当該中小企業者等に対する求償権を取得し、それを行行使することにより当該中小企業者等から資金を回収する（代位弁

済及び求償権行使の手続の流れについては、別図表3参照)。

そして、協会は、代位弁済の義務を負うことにより生ずる損失リスクについて、信用補完制度において、その一部を信用保険により日本公庫に移転するとともに、残りの一部を損失補償により連合会に移転するなどしている（リスク分散の状況については、別図表4参照）。

ウ 保証料補助の概要（図表0-5参照）

国は、2年度から、連合会に対して、民間ゼロゼロ融資に係る保証料を補助するための事業環境整備対策費補助金を交付している。また、国は、3年度から取扱いが開始された伴走支援型特別保証制度に係る保証料を補助するために、以前からある経営安定関連保証等対策費補助金の交付対象に伴走支援型特別保証制度を加えて、連合会に対して当該補助金を交付している。

そして、連合会は、これらの補助金等を原資として、保証料補助を行っており、これにより民間ゼロゼロ融資に係る中小企業者等の保証料に相当する額の全部又は一部が減免されるとともに、3年度からは伴走支援型特別保証制度に係る中小企業者等の保証料に相当する額の一部が軽減されている。

エ 特別利子補給の概要（図表0-5参照）

中小機構は、経済産業省が定めた「新型コロナウイルス感染症特別利子補給に係る交付要綱」（令和2年4月20日20200410財中第2号）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業者への一層の資金繰り支援を講ずるために、国から交付を受けた補助金を原資として基金の造成等を行っている。そして、当該中小企業者等の経営の安定化につなげるために、この基金を原資として、当該中小企業者等が日本公庫の新型コロナ特別貸付、商工中金の危機対応貸付け等又は民間ゼロゼロ融資において当初3年間に負担する金利相当額を助成している（以下、この助成を「特別利子補給」という。）。

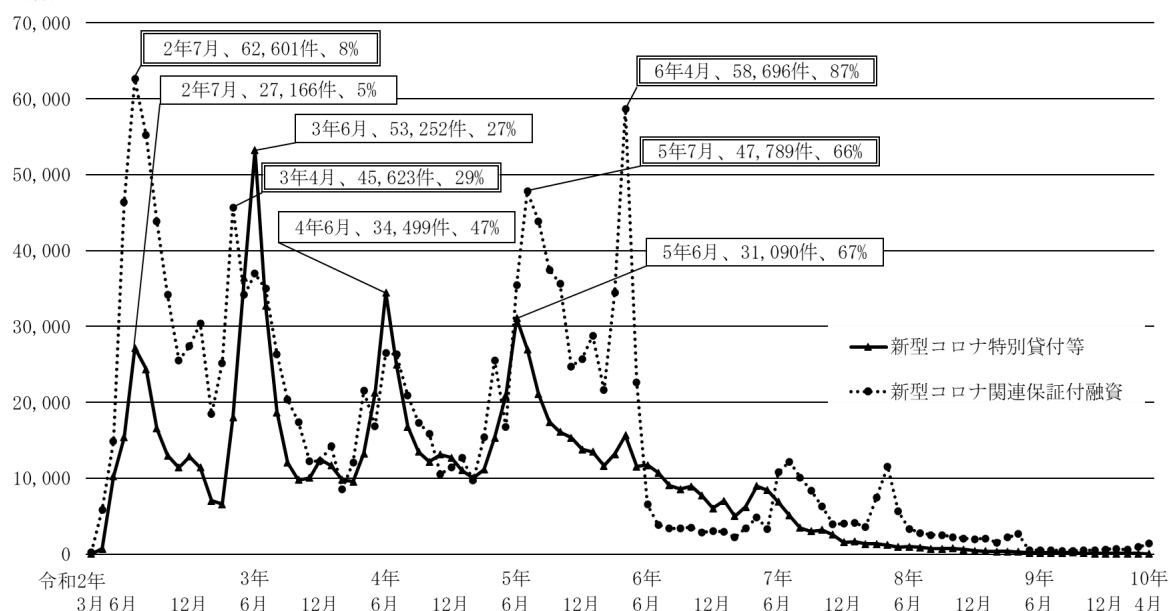
これにより、上記の貸付け等及び民間ゼロゼロ融資の当初3年間の実質的な無利子化が図られている。

このうち、前記の貸付け等を対象とする特別利子補給の取扱期限は数度の延長を経て4年9月末までとされ、民間ゼロゼロ融資を対象とする特別利子補給の取扱期限は延長を経て3年3月末までとされた。

(3) 新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資の返済開始時期の状況

新型コロナ特別貸付等（国民生活事業及び中小企業事業における新型コロナ特別貸付並びに商工中金の危機対応貸付けをいう。以下同じ。）及び新型コロナ関連保証付融資の返済開始時期は、図表0-7のとおりとなっている。すなわち、新型コロナ特別貸付等については、返済開始時期を迎えるものが集中する時期（2年度から5年度までの間の各年度の6月前後）を全て経過し、5年度のうちに元利金の返済が本格化している。また、新型コロナ関連保証付融資についても、返済開始時期を迎えるものが集中する時期（2年7月、3年4月、5年7月及び6年4月）を全て経過し、6年9月末時点で元利金の返済が本格化している。

図表0-7 新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資の返済開始時期の状況
(件)



注(1) 令和6年3月末時点で貸付残高のある新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資を対象に集計している。

注(2) 日本公庫の新型コロナ特別貸付については、各貸付けの令和6年3月末時点における返済開始月を返済開始時期として集計している。これに対し、商工中金の危機対応貸付け及び新型コロナ関連保証付融資については、データの制約により、各貸付けの貸付当初に設定された返済開始月を返済開始時期として集計しており、6年3月までの貸付後の条件変更の情報は反映されていない。

注(3) 図表中の%は、令和10年4月までの累計件数に対するそれぞれの時点までの累計件数の割合を示している。

注(4) 新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資については、令和10年5月以降に返済開始時期を迎えるものが若干数ある。

(4) 中小企業者等の資金繰り、借入金及び倒産の状況

ア 中小企業者等の資金繰りの状況

(注6)

中小企業者等の資金繰りの状況について、資金繰りD Iをみると、図表0-8のと

(注7)

おり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大直後の2年4～6月期において、「小企業」

(注8)

(注9)

「中小企業」及び「保証利用企業」のいずれにおいても大幅に下降したが、その後

は上昇し、6年1～3月期にはいずれも、同拡大前の水準をおおむね維持している。
他方、いずれの期においても「小企業」及び「保証利用企業」の方が「中小企業」より資金繰りDIの値が低くなっており、国民生活事業の主な貸付先である小規模事業者（「小企業」に含まれる。）及び信用保証を利用する中小企業者等（「保証利用企業」に含まれる。）において資金繰りが引き続き厳しい状況にあると考えられる。

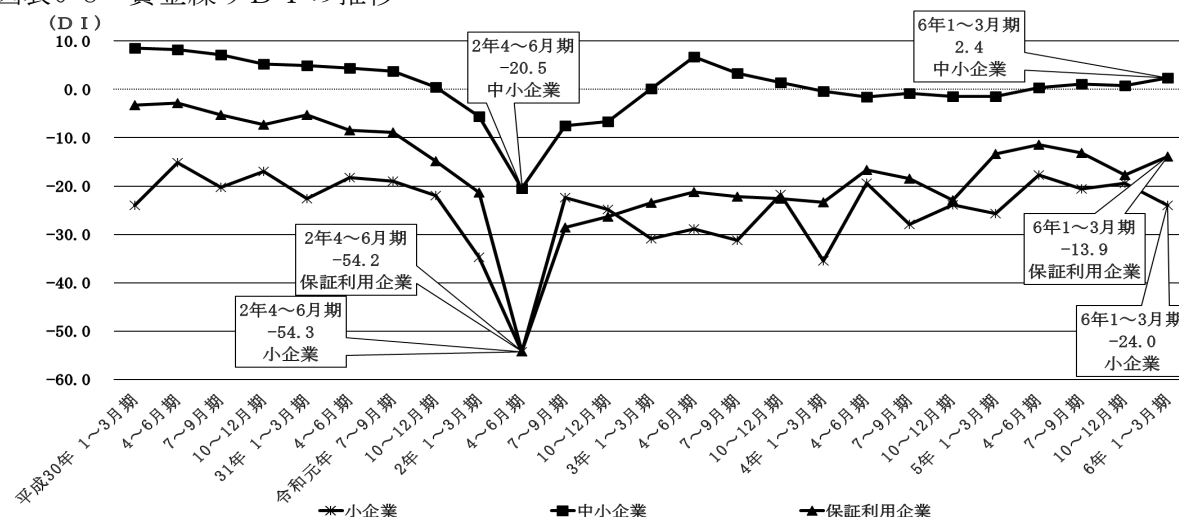
(注6) 資金繰りDI 「DI」は「Diffusion Index」の略。日本公庫「全国中小企業動向調査結果」では、「小企業」については前期比、「中小企業」については前年同期比で、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いた数値。日本公庫「信用保証利用企業動向調査結果」では、「保証利用企業」について、前期比で資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いた数値

(注7) 「小企業」 日本公庫「全国中小企業動向調査結果」において調査の対象としている、日本公庫と取引を行っている企業のうち、従業員20人未満の企業

(注8) 「中小企業」 日本公庫「全国中小企業動向調査結果」において調査の対象としている、日本公庫と取引を行っている企業のうち、従業員20人以上の企業

(注9) 「保証利用企業」 日本公庫「信用保証利用企業動向調査結果」において調査の対象としている、保証を利用した中小企業者等のうち、9協会（北海道、宮城県、東京、石川県、愛知県、大阪、広島県、香川県及び福岡県各信用保証協会）の保証利用先企業

図表0-8 資金繰りDIの推移



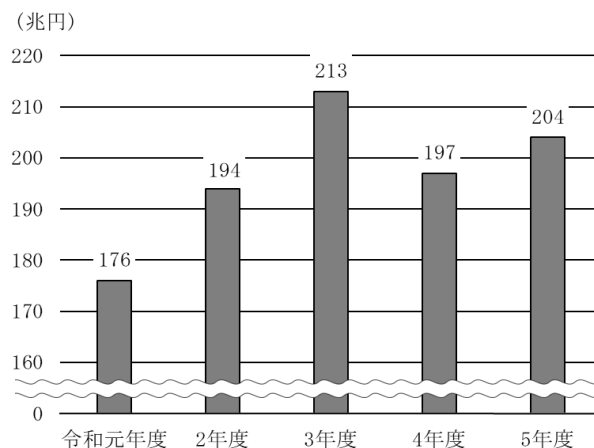
(注) 日本公庫「全国中小企業動向調査結果」及び「信用保証利用企業動向調査結果」を基に会計検査院が作成した。

イ 中小企業者等の借入金の状況

資本金の規模が1億円未満の中小企業者等における金融機関からの借入金（以下

「借入金」という。)の残高についてみると、図表0-9のとおり、2年度から3年度まで増加している。そして、4年度には減少したものの、5年度には増加し、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年度の残高を上回る水準となっている。

図表0-9 資本金の規模が1億円未満の中小企業者等の借入金残高の推移

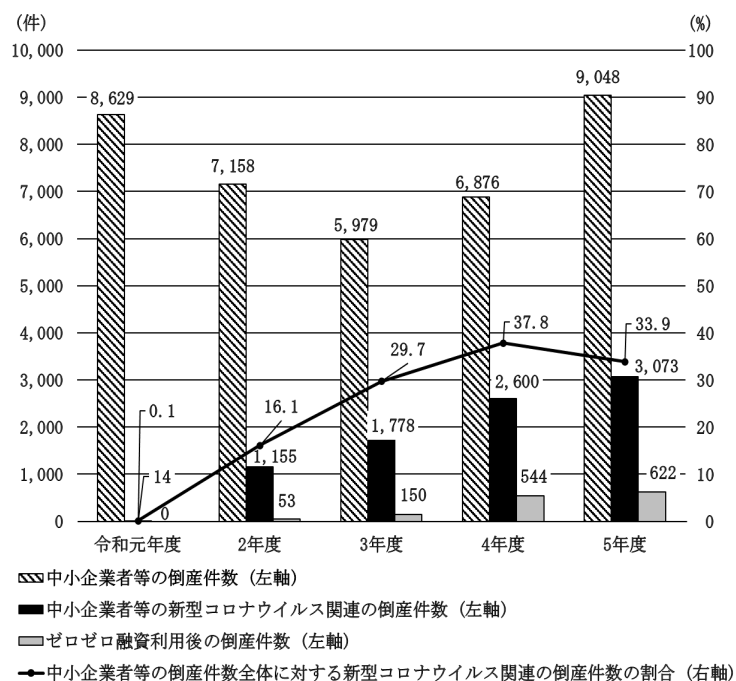


(注) 財務省財務総合政策研究所の法人企業統計調査「時系列データ」を基に会計検査院が作成した。

ウ 中小企業者等の倒産の状況

中小企業者等の倒産件数についてみると、図表0-10のとおり、2年度以降、元年度より低い水準で推移していたが、5年度は元年度より高くなっていた。一方、このうち新型コロナウイルス関連の倒産件数（株式会社東京商工リサーチが、倒産した企業の当事者や担当弁護士から聴取した情報により集計した倒産件数をいう。以下同じ。）は、2年度以降、増加傾向にあり、全体の倒産件数に占める割合をみると、5年度は4年度より低くなっているものの、依然として全体の3割を超える状況となっている。また、ゼロゼロ融資利用後の倒産件数（株式会社東京商工リサーチが、日本公庫等による実質無利子・無担保の融資利用後の倒産件数及び民間ゼロゼロ融資利用後の倒産件数を集計した倒産件数をいう。以下同じ。）についても、2年度以降、増加傾向にある。

図表0-10 中小企業者等の倒産件数に対する新型コロナウイルス関連の倒産件数の割合の推移



注(1) 株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」等を基に会計検査院が作成した。

注(2) 令和元年度の新型コロナウイルス関連の倒産件数及びゼロゼロ融資利用後の倒産件数は、2年2月から集計されている。

(5) 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関する過去の検査の状況

会計検査院は、これまでに、中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援について検査を実施し、その状況を、特定検査対象に関する検査状況として、令和2年度決算検査報告（「新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する資金繰り支援の実施状況等について」）及び令和4年度決算検査報告（「株式会社日本政策金融公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る貸付債権等の状況について」）に掲記している（両年度の検査報告掲記事項の概要については、別図表5参照）。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資については、返済開始時期を迎えるものが集中する時期を全て経過し、その元利金の返済が本格化するなどしている。その一方、中小企業者等については、借入金の残高や新型コロナウイルス関連の倒産件数が増加するなどしている。

そこで、会計検査院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について、次の点に着眼するなどして検査した。

ア 日本公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナ特別貸付等の貸付債権等はどうのような状況となっているか。特に、令和4年度決算検査報告に掲記した4年度末時点における貸付債権等の状況からどのように変化しているか。

イ 協会が中小企業者等に対して実施した新型コロナ関連保証の保証債務等はどうのような状況となっているか。また、新型コロナ関連保証等の実施に係る国の財政援助額の使用状況等はどうようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援について、次の①から③までを対象として検査した。

- ① 貸付けの実績において多額を占める新型コロナ特別貸付等（20兆6397億余円）
- ② 信用保証の実績において多額を占める新型コロナ関連保証（38兆2664億余円）
- ③ 新型コロナ関連保証等に係る信用保険（財政援助額3兆6881億円）、損失補償（同6422億円）、保証料補助（民間ゼロゼロ融資に係る財政援助額1兆1554億余円及び伴走支援型特別保証制度等に係る財政援助額7865億円）及び特別利子補給（財政援助額1兆5127億円）

検査に当たっては、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき提出された財務諸表等のほか、日本公庫、商工中金、中小機構及び連合会から提出された新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証等に係る調書等並びに主務省庁である財務省及び中小企業庁から提出された関連文書等を分析するとともに、財務省、中小企業庁、日本公庫、商工中金、中小機構及び連合会の本省、本店等並びに日本公庫の(注10) 152支店のうち13支店、商工中金の92支店のうち7支店及び51協会のうち13協会において(注11) (注12)

て関係資料を基に説明を受けるなどして会計実地検査を行った。

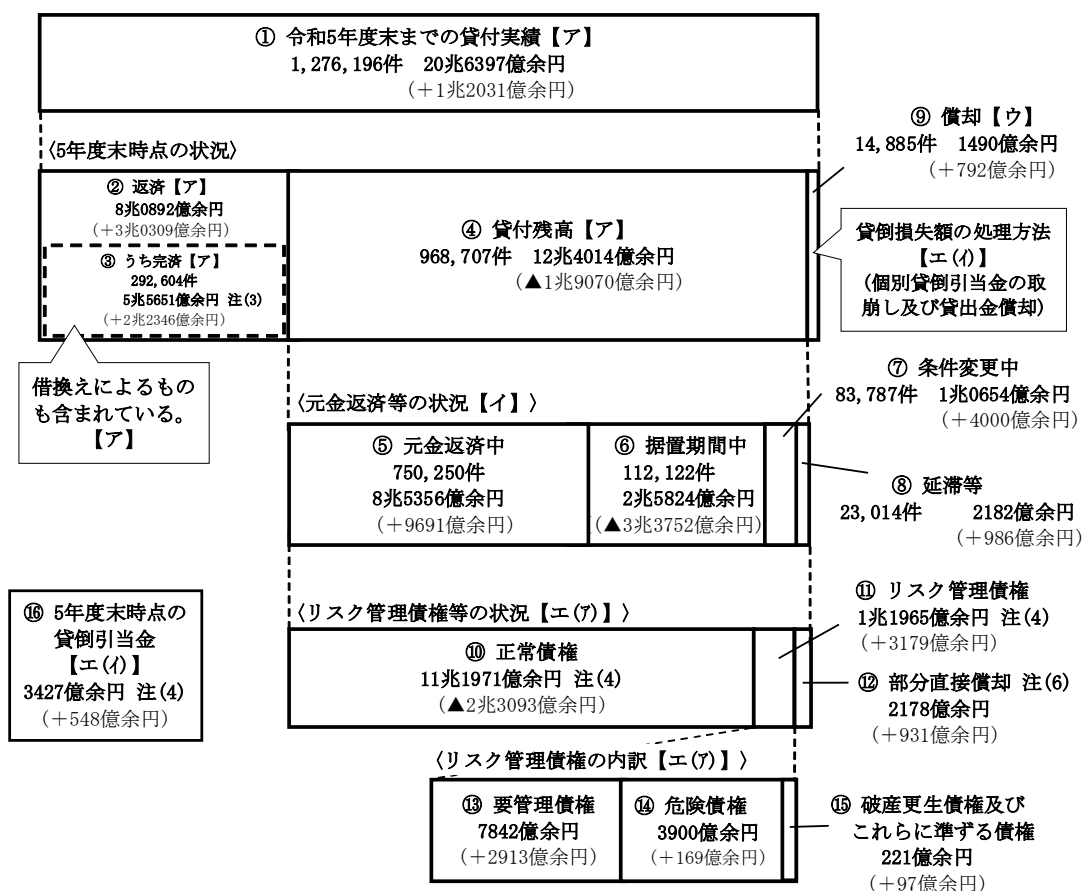
- (注10) 13支店 新宿、池袋、金沢、小松、熱田、豊橋、大津、広島、尾道、
松江、浜田、長崎、佐世保各支店
- (注11) 7支店 横浜、川崎、横浜西口、豊橋、堺、広島西部、鹿児島各支店
- (注12) 13協会 北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎
市、三重県、大阪、兵庫県、岡山県、長崎県、鹿児島県各信用保証
協会

3 検査の状況

(1) 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況

新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況の全体像として、5年度末までの貸付実績、同年度末時点の貸付残高等の状況、同年度末時点の貸付残高に係る元金返済等の状況、リスク管理債権等の状況等の関係を示すと、図表1-1のとおりである。

図表1-1 令和5年度末時点における新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況（概念図）



注(1) 図表内の【ア】等は、それぞれ(1)における検査の状況の記載箇所（ア等）を表している。

注(2) 国民生活事業において、〈5年度末時点の状況〉では、令和5年度末までの貸付実績（償却されたものを除く。）のうち同年度末までに債務者が入金していないものを貸付残高として集計している。これに対して、〈元金返済等の状況〉では、同年度末までの貸付実績（償却されたものを除く。）のうち同年度末までに日本公庫が入金処理していないものを対象に「返済状況による区分」を集計している。このため、〈5年度末時点の状況〉における貸付残高の件数及び金額と〈元金返済等の状況〉における各区分を合計した件数及び金額は一致しない。

注(3) 中小企業事業における当該金額には、データの制約により、完済となっていない貸付けに係る返済額を含む。

注(4) 商工中金の危機対応貸付けには、データの制約により、中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンを含む。

注(5) 〈リスク管理債権等の状況〉における正常債権及びリスク管理債権には未収利息等を含む一方で貸付先への未入金額を含んでいない。また、商工中金の危機対応貸付けには、データの制約により、中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンを含んでいる。このため、これらに

部分直接償却を加えた金額は、〈5年度末時点の状況〉における貸付残高の金額又は〈元金返済等の状況〉における各区分を合計した金額とは一致しない。

注(6) 図表中の「部分直接償却」については、後述エ(ア) a 参照。

注(7) 図表中の () 内の金額は、令和4年度末時点の金額からの増減額となっている。

これらの新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況についての検査の状況は、アからエまでのとおりとなっていた。

ア 貸付実績及び貸付残高の状況（図表1-1の①から④までに関連）

新型コロナ特別貸付等の貸付実績等をみると、図表1-2のとおり、5年度末までの貸付実績の累計は、全体で1,276,196件20兆6397億余円となっていた。また、同年度末時点の貸付残高は、貸付債権の中には既に返済を開始しているものや完済しているものがあることなどから、全体で968,707件12兆4014億余円と、上記貸付実績の75.9%（件数比）及び60.0%（金額比）となっていた。

図表1-2 新型コロナ特別貸付等の貸付実績及び貸付残高の状況（令和5年度末時点）

	貸付実績			貸付残高			貸付残高/貸付実績	
	件数 (件) (A)	金額 (億円) (B)	1件当たり の貸付金額 (万円) (B/A)	件数 (件) (C)	金額 (億円) (D)	1件当たり の貸付残高 (万円) (D/C)	件数 (C/A)	金額 (D/B)
国民生活事業(E)	1,164,782	12兆4797	1071	883,209	7兆6762	869	75.8%	61.5%
令和4年度末(F)	1,080,560	11兆6025	1073	892,747	8兆4617	947	82.6%	72.9%
4年度末からの増減(G=E-F)	84,222	8771		▲9,538	▲7854			
中小企業事業(H)	72,550	5兆5919	7707	55,967	3兆3087	5912	77.1%	59.1%
4年度末(I)	67,780	5兆2659	7769	61,492	3兆9794	6471	90.7%	75.5%
4年度末からの増減(J=H-I)	4,770	3260		▲5,525	▲6706			
商工中金(K)	38,864	2兆5680	6607	29,531	1兆4164	4796	75.9%	55.1%
4年度末(L)	38,864	2兆5680	6607	35,031	1兆8673	5330	90.1%	72.7%
4年度末からの増減(M=K-L)	-	-		▲5,500	▲4509			
計(E+H+K)	1,276,196	20兆6397	1617	968,707	12兆4014	1280	75.9%	60.0%
4年度末(F+I+L)	1,187,204	19兆4365	1637	989,270	14兆3085	1446	83.3%	73.6%
4年度末からの増減(G+J+M)	88,992	1兆2031		▲20,563	▲1兆9070			

(注) 新型コロナ特別貸付の中には、当初他の貸付けであったものが一定の条件により事後的に新型コロナ特別貸付となったものがあることから、国民生活事業における令和4年度末の貸付実績及び貸付残高の数値は、令和4年度決算検査報告の数値と一致しない。

5年度末までに返済された新型コロナ特別貸付等は計8兆0892億余円となっており、このうち、完済された新型コロナ特別貸付等は、国民生活事業267,382件（貸付実績の22.9%）2兆7041億余円（同21.6%）、中小企業事業16,212件（同22.3%）2兆2596億余円（同40.4%。中小企業事業の金額については、完済となっていない（注13）貸付けに係る返済額を含む。）、商工中金9,010件（同23.1%）6012億余円（同23.4%）、計292,604件5兆5651億余円となっていた。

(注13) 中小企業事業及び商工中金における完済件数については、データの制約により正確な件数を把握できなかったため、貸付実績件数（72,550件及び38,864件）から貸付残高件数（55,967件及び29,531件）及び償却件

数（371件及び323件）を差し引いて算定しており、貸付後に債権分割が行われたことによる件数の増加については考慮していない。

他方、日本公庫は、5年3月に、コロナ禍で債務が増大した中小企業者等を支援するために、日本公庫の新型コロナ特別貸付及び新型コロナ対策資本金劣後ローンの申込期限を延長し、これらの制度の活用により、借換えの円滑化等を図ることとしている。このことなどから、上記の完済された新型コロナ特別貸付等には、新型コロナ特別貸付等又は日本公庫等の他の貸付けへの借換えによって完済されたものが相当数生じていると思料される。

しかし、国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金のデータの制約により、借換えによって完済されたものの件数等を正確に把握することはできなかった。

そこで、関連する資料等に基づき、借換えによる完済の状況について確認したところ、それぞれ次のような状況になっていた。

① 国民生活事業では、新たな貸付けを行うことにより既往の貸付残高の全てを決済したものを把握しており、これを集計すると、118,198件（完済されたものの44.2%）1兆1726億余円（同43.3%）となっていた。そして、前年度末時点の91,118件（前年度末時点で完済されていたものの50.4%）8754億余円（同50.5%）と比較すると、件数や金額は増加し、割合は低下していた。ただし、どのような融資制度が用いられていたかについては、国民生活事業では把握していなかった。

（注14）

② 中小企業事業では、借換えを行う際は公庫融資借換特例制度を利用することになる。同制度の利用実績をみると、図表1-3のとおり、2年度以降に大幅に増加していた。これについて、日本公庫は、既往の貸付債務を貸付条件がより有利な新型コロナ特別貸付で借り換えるケースに加えて、返済開始時期が到来した新型コロナ特別貸付を同じ新型コロナ特別貸付で借り換えることにより、据置期間を設定し、返済開始時期に猶予を与えるなどして、中小企業者等の経営安定や中小企業者等の自助努力による企業再建の支援を図るケースが一定数生じているためであるとしている。ただし、完済された新型コロナ特別貸付のうちこの制度を用いて返済されていたものがどの程度あるかについては、中小企業事業では把握していなかった。

（注14） 公庫融資借換特例制度 社会的、経済的環境の変化等外的要因や金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難を来している中小企業者等や経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者等に対して、中小企業者等の経営安定や中小企業者等の自助努力による企業再建の支援を図るために、既往の中小企業事業からの

融資の借換資金を、民間金融機関等による借換融資ではなく、中小企業事業の新たな融資の資金使途に含めるなどの特例を設ける制度

図表1-3 中小企業事業における公庫融資借換特例制度の利用実績

(単位：件、億円)

	利用実績		うち新型コロナ特別貸付で借り換えたもの			
	件数	金額	件数	割合	金額	割合
平成30年度	1,982	1530				
令和元年度	1,256	842				
2年度	8,151	6201	6,713	82.3%	4487	72.3%
3年度	6,500	4964	4,778	73.5%	3243	65.3%
4年度	4,086	3066	2,721	66.5%	1879	61.2%
5年度	3,449	2299	2,420	70.1%	1557	67.7%
計	25,424	1兆8904	16,632	65.4%	1兆1167	59.0%

③ 商工中金では、危機対応貸付けのうち5年度末までに期限前弁済されたものについて、期限前弁済日と同日に新規の危機対応貸付け又は商工中金の新型コロナ対策資本金劣後ローンが貸し付けられたものを把握しており、これを借換えとみなして集計すると、2,897件（完済されたものの32.1%）2627億余円（同43.6%）となっていた。そして、前年度末時点の2,897件（前年度末時点で完済されていたものの77.9%）2627億余円（同81.9%）と比較すると、件数金額ともに増減がなく、割合は低下していた。ただし、上記以外の制度を用いて借り換えたものについては、商工中金では把握していなかった。

新型コロナ特別貸付等又は日本公庫等の他の貸付けの借換えによる新型コロナ特別貸付等の完済については、これにより借換前の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権が消滅する一方で、新たな同程度の貸付債権が生ずることになるため、日本公庫及び商工中金は、当該貸付債権について、引き続き債務者の状況把握等を適切に実施することが重要であると考えられる。

イ 元金返済等の状況（図表1-1の⑤から⑧までに関連）

新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権について、5年度末時点における元金返済の状況、同時点までの貸付条件の変更（返済期間や据置期間の延長や、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること。以下「条件変更」という。）の状況、元利金支払の延滞及び事業者の破綻（以下「延滞等」という。）の発生状況等のみ

たところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 元金返済の状況

元金返済の状況をみると、図表1-4及び図表1-5のとおり、いずれの貸付けも、件数及び金額の両方において、元金返済中及び据置期間中の貸付債権が全体の9割程度を占めていた。また、4年度末時点と比較すると、据置期間が終了し据置期間中から元金返済中に移行した貸付債権があるため、5年度末では件数及び金額の両方において、据置期間中の貸付債権の割合が減少し、元金返済中の貸付債権の割合が増加していた。そして、5年度末時点の元金返済中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は計750,250件8兆5356億余円、据置期間中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は計112,122件2兆5824億余円となっていた。一方、条件変更中の貸付債権及び延滞等に至った貸付債権は、いずれも1割未満となっていた。

図表1-4 新型コロナ特別貸付等の元金返済の状況

(単位：件、億円)

区分	年度	国民生活事業				中小企業事業				商工中金				計			
		件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
元金返済中 (a)	令和4年度末	615,744	68.9%	4兆9072	57.9%	36,672	59.6%	1兆9617	49.2%	17,725	50.5%	6976	37.3%	670,141	67.6%	7兆5665	52.8%
	5年度末	686,299	77.6%	5兆3158	69.2%	41,057	73.3%	2兆1794	65.8%	22,894	77.5%	1兆0403	73.4%	750,250	77.4%	8兆5356	68.8%
据置期間中 (b)	4年度末	216,647	24.2%	2兆9970	35.4%	22,441	36.4%	1兆8697	46.9%	15,311	43.7%	1兆0908	58.4%	254,399	25.6%	5兆9576	41.6%
	5年度末	97,539	11.0%	1兆4232	18.5%	11,180	19.9%	9059	27.3%	3,403	11.5%	2532	17.8%	112,122	11.5%	2兆5824	20.8%
小計 (a+b)	4年度末	832,391	93.1%	7兆9042	93.4%	59,113	96.1%	3兆8314	96.2%	33,036	94.3%	1兆7884	95.7%	924,540	93.3%	13兆5242	94.5%
	5年度末	783,838	88.7%	6兆7390	87.7%	52,237	93.3%	3兆0854	93.2%	26,297	89.0%	1兆2935	91.3%	862,372	88.9%	11兆1180	89.6%
条件変更中 (c)	4年度末	50,275	5.6%	4712	5.5%	2,043	3.3%	1256	3.1%	1,603	4.5%	684	3.6%	53,921	5.4%	6654	4.6%
	5年度末	78,012	8.8%	7669	9.9%	3,206	5.7%	1920	5.8%	2,569	8.6%	1065	7.5%	83,787	8.6%	1兆0654	8.5%
延滞等 (d)	4年度末	10,923	1.2%	868	1.0%	336	0.5%	223	0.5%	392	1.1%	104	0.5%	11,651	1.1%	1195	0.8%
	5年度末	21,825	2.4%	1705	2.2%	524	0.9%	313	0.9%	665	2.2%	163	1.1%	23,014	2.3%	2182	1.7%
計 (a+b+c+d)	4年度末	893,589	100%	8兆4623	100%	61,492	100%	3兆9794	100%	35,031	100%	1兆8673	100%	990,112	100%	14兆3092	100%
	5年度末	883,675	100%	7兆6765	100%	55,967	100%	3兆3087	100%	29,531	100%	1兆4164	100%	969,173	100%	12兆4018	100%

注(1) 本図表における各区分の内容は次のとおりである。

元金返済中：令和4、5各年度末時点で当初の約定どおり元金返済中のもの

据置期間中：4、5各年度末時点で据置期間中のもの（条件変更により元金返済が猶予されているものを除く。）

条件変更中：4、5各年度末時点で条件変更により元金返済が猶予され、又は償還額が減額されているもの

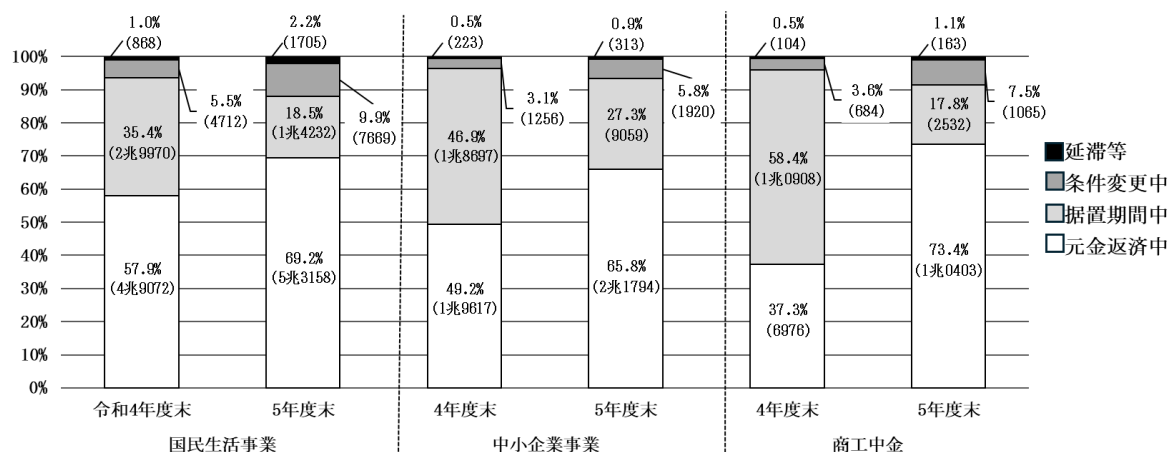
延滞等：4、5各年度末時点で3か月以上の延滞中のもの及び債務者に法的又は形式的な経営破綻の事実が発生して破綻先となっているもの

なお、「元金返済中」「据置期間中」「条件変更中」には、4、5各年度末時点で3か月未満の延滞中のものを含む。

注(2) 国民生活事業及び中小企業事業においては、データの制約により、令和4、5各年度末時点で過去に条件変更を行ったことがあるものを全て条件変更中に区分している。

注(3) 国民生活事業においては、図表1-2では、令和5年度末までの貸付実績（償却されたものを除く。）のうち同年度末までに債務者が入金していないものを貸付残高として集計している。これに対して、本図表では、同年度末までの貸付実績（償却されたものを除く。）のうち同年度末までに日本公庫が入金処理していないものを対象に各区分を集計している。このため、図表1-2における貸付残高の件数及び金額と本図表における各区分を合計した件数及び金額は一致しない。

図表1-5 新型コロナ特別貸付等の元金返済の状況に係る各区分の割合



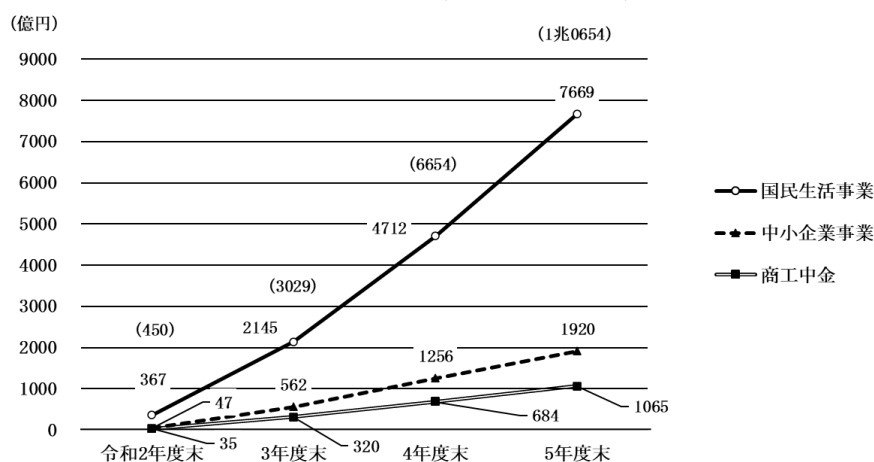
注(1) 本図表は、図表1-4のうち、元金返済の状況に係る各区分の金額割合を、国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金の別に、それぞれグラフで示したものである。

注(2) 括弧内は各区分の金額（億円）を示している。

(イ) 条件変更及び延滞等の状況

条件変更中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権について、各年度末の残高の推移をみると、図表1-6のとおり、いずれの貸付けにおいても、3年度末以降の各年度末の金額は、それぞれ前年度末から大幅に増加していた。そして、5年度末時点の条件変更中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は、計83,787件1兆0654億余円となっていた。

図表1-6 条件変更中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の残高の推移



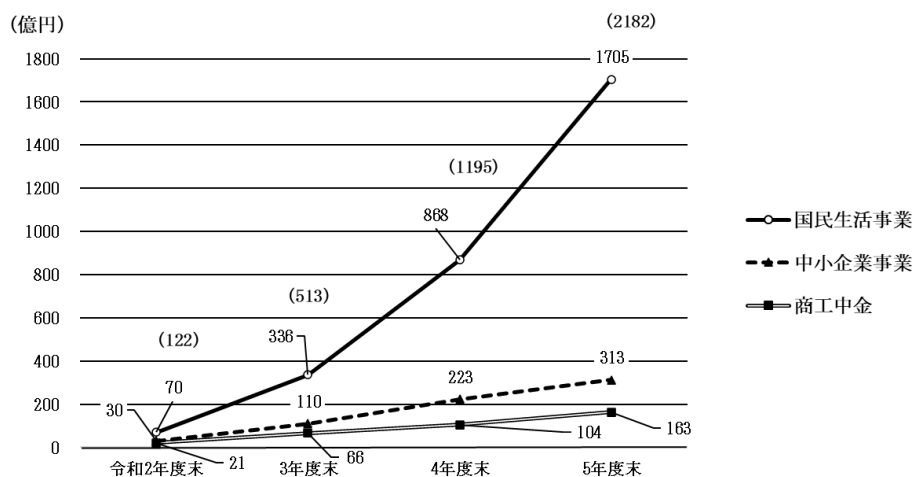
注(1) 国民生活事業及び中小企業事業においては、データの制約により、各年度末時点で過去に条件変更を行ったことがあるものを全て集計している。

注(2) 括弧内は国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金の残高の合計である。

また、延滞等に至っている新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権について、各年度末の残高の推移をみると、図表1-7のとおり、いずれの貸付けにおいても、3年度末以降の各年度末の金額は、それぞれ前年度末から大幅に増加していた。そ

して、5年度末時点で延滞等に至っている新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は、計23,014件2182億余円となっていた。

図表1-7 延滞等に至っている新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の残高の推移



(注) 括弧内は国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金の残高の合計である。

ウ 償却の状況（図表1-1の⑨に関連）

(ア) 償却の実施状況

日本公庫及び商工中金は、それぞれ内規に基づき、資産に計上している貸付債権の全額について、債務者の破産等により回収の見込みがないなどと認められるときは、当該貸付債権を償却することとしている。

日本公庫等における元年度から5年度までの間の償却の実施状況をみると、図表1-8及び図表1-9のとおり、償却全体の件数及び金額は、国民生活事業では件数はおおむね横ばい、金額は増加傾向、中小企業事業では件数、金額ともに2年度に減少した後はおおむね増加傾向、商工中金では件数は減少傾向であったものの5年度に増加、金額はおおむね横ばいとなっている。一方、新型コロナ特別貸付等に係る償却の件数及び金額は、いずれの貸付けにおいても年々増加しており、5年度末までに償却した新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は、計14,885件1490億余円となっていた。

図表1-8 償却の実施状況

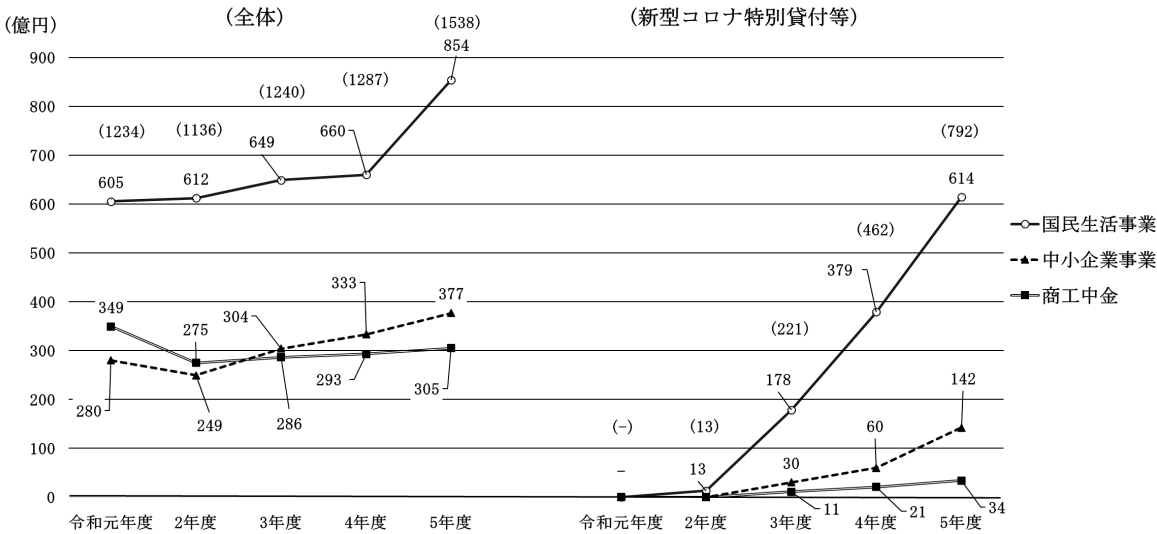
(単位：件、億円)

	国民生活事業				中小企業事業				商工中金				計			
	件数		金額		件数		金額		件数		金額		件数		金額	
	全体	左のうち 新型コロナ 特別貸付	全体	左のうち 新型コロナ 特別貸付	全体	左のうち 新型コロナ 特別貸付	全体	左のうち 新型コロナ 特別貸付	全体	危機対応 貸付け	全体	危機対応 貸付け	全体	新型コロナ 特別貸付等	全体	新型コロナ 特別貸付等
令和元年度	13,254	-	605	-	833	-	280	-	494	349	14,581	-	1234	-		
2年度	13,643	176	612	13	710	-	249	-	424	275	14,777	176	1136	13		
3年度	12,966	2,248	649	178	748	42	304	30	412	32	286	11	14,126	2,322	1240	221
4年度	11,163	4,610	660	379	814	98	333	60	373	85	293	21	12,350	4,793	1287	462
5年度	12,893	7,157	854	614	898	231	377	142	574	206	305	34	14,365	7,594	1538	792
計(A)	63,919	14,191	3382	1187	4,003	371	1544	234	2,277	323	1510	68	70,199	14,885	6437	1490
貸付実績(B)		1,164,782		12兆4797		72,550		5兆5919		38,864		2兆5680		1,276,196		20兆6397
A/B		1.2%		0.9%		0.5%		0.4%		0.8%		0.2%		1.1%		0.7%

注(1) 国民生活事業においては、事業資金の貸付けではない教育貸付及び恩給・共済年金担保貸付に係る分は含まれていない。

注(2) 商工中金においては、データの制約により、全体の件数は取引先ベースとなっている。

図表1-9 償却金額の推移

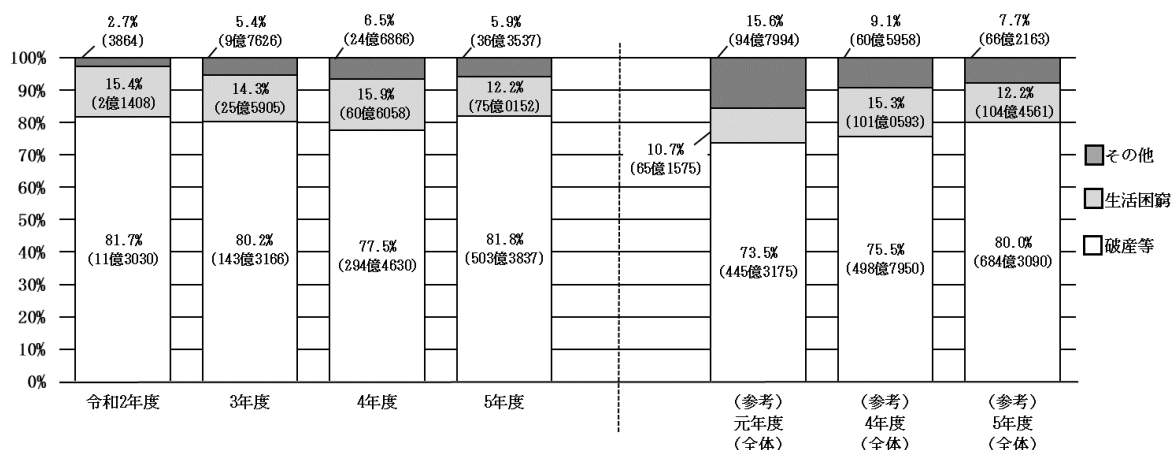


(注) 括弧内は国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金の償却金額の合計である。

(イ) 償却事由の状況

5年度末までの償却の件数及び金額が特に多い国民生活事業について、2年度から5年度までの間に償却された新型コロナ特別貸付に係る貸付債権の償却事由をみると、図表1-10のとおり、いずれの年度においても「破産等」と「生活困窮」で9割超を占めていた。

図表1-10 国民生活事業における新型コロナ特別貸付の償却事由の割合



注(1) 括弧内は各区分の金額（万円）を示している。

注(2) 「(参考) 元年度 (全体)」「(参考) 4年度 (全体)」及び「(参考) 5年度 (全体)」は、それぞれの年度における国民生活事業の貸付債権（事業資金の貸付けではない教育貸付及び恩給・共済年金担保貸付に係る分を除く。）全体の償却事由の状況を示している。

エ リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況（図表1-1の⑩から⑯までに関連）

(ア) リスク管理債権等の状況

日本公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」（平成20年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第3号）の規定に基づき、その有する貸出金等の債権について、図表1-11に掲げる債権の区分ごとの額及び正常債権を除いたものの合計額を財務諸表に注記することとされている（以下、これらの債権のうち「3月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を合わせて「要管理債権」といい、また、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」を合わせて「リスク管理債権」という。）。また、商工中金は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府、財務省、経済産業省令第1号）の規定に基づき、これと同様の事項を業務及び財産の状況に関する説明書類に記載することとされている。

なお、リスク管理債権に区分された債権であっても、その後、債務者が返済を継続し完済した債権や、債務者の財政状態や経営成績が改善したことを受けて日本公庫等において正常債権に区分を変更した債権もあることから、リスク管理債権の全てが回収不能になることを直ちに意味するものではない。

図表1-11 債権の区分

区分		説明	回収不能となる危険性等	リスク管理債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	高 ↑ ↓ 低	
危険債権		債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものを除く。）		
要管理債権	3月以上延滞債権	元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当するものを除く。）		
	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当するものを除く。）		
正常債権		債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権以外のものに区分される債権		

注(1) 「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」の規定を基に会計検査院が作成した。

注(2) 日本公庫及び商工中金は、リスク管理債権の状況及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号。以下「金融再生法」という。）に基づく区分による債権の状況を公表しているが、令和6年9月現在、両者の区分の内容は同一であるため、「リスク管理債権」に統一して表記している。

日本公庫及び商工中金は、前記のそれぞれの規定に基づき、組織全体（日本公庫は事業全体を含む。）のリスク管理債権等の状況を公表しているが、貸付制度別のリスク管理債権等の状況は公表していない。そこで、新型コロナ特別貸付等が開始される前の平成30年度末から令和5年度末までの間の日本公庫等におけるリスク管理債権全体及び新型コロナ特別貸付等に係るリスク管理債権の状況をみると、次のとおりとなっていた。

a リスク管理債権等の額

国民生活事業及び中小企業事業では、図表1-12から図表1-15までのとおり、いずれも新型コロナ特別貸付に係るリスク管理債権の額が増加したことにより、リスク管理債権全体の額も増加していた。一方、商工中金では、図表1-16及び図表1-17のとおり、危機対応貸付けに係るリスク管理債権の額が少なく、リスク管理債権全体の額はおおむね横ばいで推移していた。

そして、5年度末における新型コロナ特別貸付等に係るリスク管理債権の額は、国民生活事業で7903億余円（前年度末から2884億余円増）、中小企業事業で3479億余円（同62億余円増）、商工中金で582億余円（同232億余円増）となっていて、全体では図表1-18及び図表1-19のとおり、1兆1965億余円（同3179億余円増）となっていた。このうち「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

は計221億余円（同97億余円増）、「危険債権」は計3900億余円（同169億余円増）、「要管理債権」は計7842億余円（同2913億余円増）となっていた。

平成30年度末から令和5年度末までのリスク管理債権全体の内訳をみると、国民生活事業では「要管理債権」、中小企業事業では「危険債権」、商工中金では「危険債権」及び「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が、それぞれ大部分を占めていた。

また、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、国民生活事業で200億円程度から300億円程度まで、中小企業事業で100億円程度となっていたが、両事業では、「破綻先」及び「実質破綻先」（「破綻先」等の債務者区分については、後述 c 参照）に対する債権で担保等による回収が不可能な部分を債権残高から控除する、いわゆる部分直接償却を実施しており、当該金額がリスク管理債権、主に「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」から控除されている（5年度末における新型コロナ特別貸付に係る部分直接償却実施額は、国民生活事業で1875億余円（同856億余円増）、中小企業事業で302億余円（同74億余円増）、計2178億余円（同931億余円増））。一方、商工中金では、部分直接償却を実施しておらず、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額が1100億円超（同100億円超増）となっていた。

なお、部分直接償却については、ウの償却と異なり、日本公庫において債権の全額について回収の見込みがないなどと判断しているものではない。

図表1-12 国民生活事業におけるリスク管理債権等の額の推移

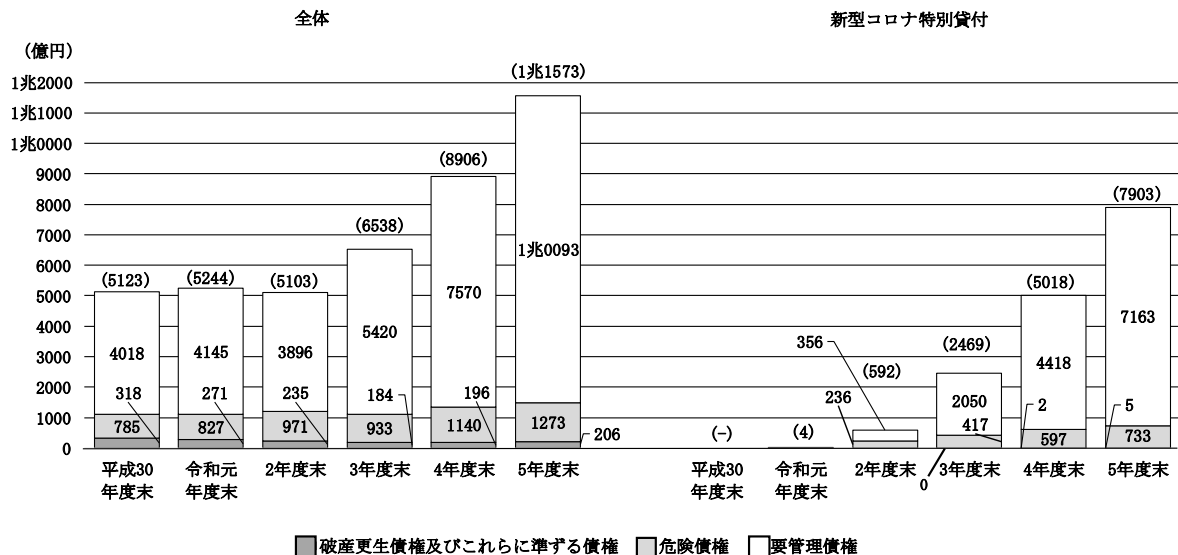
(単位：億円)

区分	平成30 年度末	令和元 年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
破産更生債権及びこれら に準ずる債権(A)	318	271	235	184	196	206
新型コロナウイルス特別貸付	-	-	-	0	2	5
新型コロナウイルス特別貸付以外	318	271	235	183	193	200
危険債権(B)	785	827	971	933	1140	1273
新型コロナウイルス特別貸付	-	4	236	417	597	733
新型コロナウイルス特別貸付以外	785	823	735	515	543	539
要管理債権(C)	4018	4145	3896	5420	7570	1兆0093
新型コロナウイルス特別貸付	-	-	356	2050	4418	7163
新型コロナウイルス特別貸付以外	4018	4145	3540	3369	3151	2929
リスク管理債権 (D=A+B+C)	5123	5244	5103	6538	8906	1兆1573
新型コロナウイルス特別貸付	-	4	592	2469	5018	7903
新型コロナウイルス特別貸付以外	5123	5240	4510	4069	3888	3670
正常債権(E)	6兆5049	6兆5159	12兆2165	11兆9241	11兆0906	9兆7875
新型コロナウイルス特別貸付	-	1305	7兆9827	8兆3192	7兆8600	6兆7025
新型コロナウイルス特別貸付以外	6兆5049	6兆3854	4兆2337	3兆6049	3兆2305	3兆0849
合計(F=D+E)	7兆0172	7兆0404	12兆7268	12兆5779	11兆9813	10兆9449
新型コロナウイルス特別貸付	-	1309	8兆0420	8兆5661	8兆3619	7兆4928
新型コロナウイルス特別貸付以外	7兆0172	6兆9094	4兆6848	4兆0118	3兆6193	3兆4520
部分直接償却実施額	1339	1394	1210	1230	1796	2736
新型コロナウイルス特別貸付	-	0	117	419	1019	1875
新型コロナウイルス特別貸付以外	1339	1394	1092	811	777	860
リスク管理債権比率 (D/F)	7.3%	7.4%	4.0%	5.1%	7.4%	10.5%
新型コロナウイルス特別貸付	-	0.3%	0.7%	2.8%	6.0%	10.5%
新型コロナウイルス特別貸付以外	7.3%	7.5%	9.6%	10.1%	10.7%	10.6%

注(1) 令和3年度末に銀行法(昭和56年法律第59号)等に規定されたリスク管理債権の区分が変更され、金融再生法に基づく債権の区分と統一されたが、2年度以前の各区分の金額は、変更後の区分で集計したものである(中小企業事業及び商工中金についても同じ。)

注(2) 国民生活事業では部分直接償却を実施しており、部分直接償却実施額は、債権残高から控除されている。

図表1-13 国民生活事業におけるリスク管理債権の各区分の額の推移



(注) 括弧内は各区分の合計である。

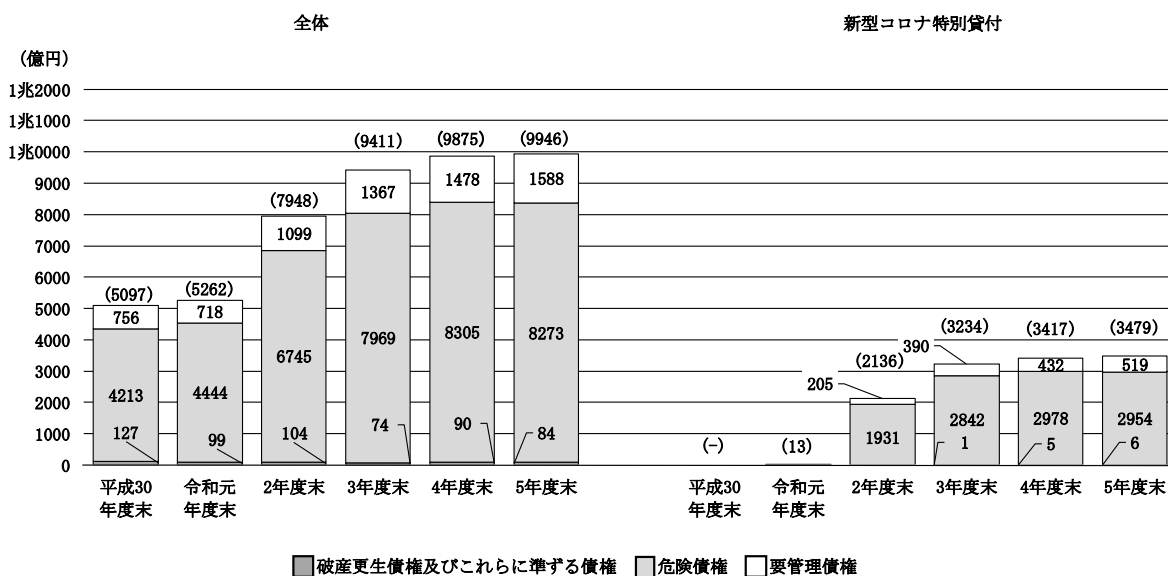
図表1-14 中小企業事業におけるリスク管理債権等の額の推移

(単位：億円)

区分	平成30 年度末	令和元 年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
破産更生債権及びこれら に準ずる債権(A)	127	99	104	74	90	84
	新型コロナウイルス特別貸付	-	-	1	5	6
	新型コロナウイルス特別貸付以外	127	99	104	72	78
危険債権(B)	4213	4444	6745	7969	8305	8273
	新型コロナウイルス特別貸付	-	13	1931	2842	2978
	新型コロナウイルス特別貸付以外	4213	4431	4813	5127	5318
要管理債権(C)	756	718	1099	1367	1478	1588
	新型コロナウイルス特別貸付	-	0	390	432	519
	新型コロナウイルス特別貸付以外	756	717	893	976	1069
リスク管理債権 (D=A+B+C)	5097	5262	7948	9411	9875	9946
	新型コロナウイルス特別貸付	-	13	2136	3234	3479
	新型コロナウイルス特別貸付以外	5097	5248	5812	6176	6467
正常債権(E)	4兆7204	4兆5802	7兆3475	7兆4264	7兆2953	6兆7931
	新型コロナウイルス特別貸付	-	165	3兆4469	3兆7643	3兆6042
	新型コロナウイルス特別貸付以外	4兆7204	4兆5636	3兆9005	3兆6621	3兆6910
合計(F=D+E)	5兆2303	5兆1064	8兆1424	8兆3676	8兆2828	7兆7878
	新型コロナウイルス特別貸付	-	179	3兆6606	4兆0877	3兆9459
	新型コロナウイルス特別貸付以外	5兆2303	5兆0884	4兆4817	4兆2798	4兆8419
部分直接償却実施額	726	714	739	743	828	991
	新型コロナウイルス特別貸付	-	-	35	110	227
	新型コロナウイルス特別貸付以外	726	714	703	632	689
リスク管理債権比率 (D/F)	9.7%	10.3%	9.7%	11.2%	11.9%	12.7%
	新型コロナウイルス特別貸付	-	7.5%	5.8%	7.9%	8.6%
	新型コロナウイルス特別貸付以外	9.7%	10.3%	12.9%	14.4%	14.3%

(注) 中小企業事業では部分直接償却を実施しており、部分直接償却実施額は、債権残高から控除されている。

図表1-15 中小企業事業におけるリスク管理債権の各区分の額の推移



(注) 括弧内は各区分の合計である。

図表1-16 商工中金におけるリスク管理債権等の額の推移

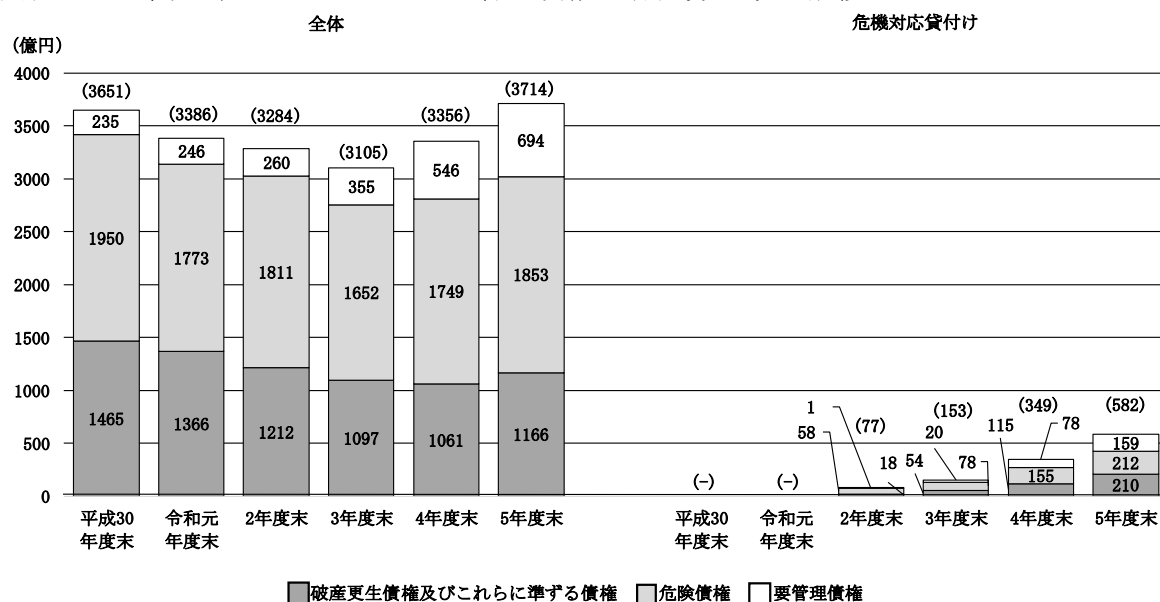
(単位：億円)

区分	平成30 年度末	令和元 年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
破産更生債権及びこれら に準ずる債権(A)	1465	1366	1212	1097	1061	1166
危機対応貸付け	-	-	18	54	115	210
危機対応貸付け以外	1465	1366	1193	1043	945	956
危険債権(B)	1950	1773	1811	1652	1749	1853
危機対応貸付け	-	-	58	78	155	212
危機対応貸付け以外	1950	1773	1752	1573	1593	1641
要管理債権(C)	235	246	260	355	546	694
危機対応貸付け	-	-	1	20	78	159
危機対応貸付け以外	235	246	259	335	467	534
リスク管理債権 (D=A+B+C)	3651	3386	3284	3105	3356	3714
危機対応貸付け	-	-	77	153	349	582
危機対応貸付け以外	3651	3386	3206	2952	3006	3132
正常債権(E)	8兆1265	8兆1289	9兆3467	9兆4500	9兆4593	9兆4210
危機対応貸付け	-	-	1兆9920	2兆1766	2兆0421	1兆5640
危機対応貸付け以外	8兆1265	8兆1289	7兆3547	7兆2734	7兆4171	7兆8569
合計(F=D+E)	8兆4917	8兆4676	9兆6751	9兆7606	9兆7949	9兆7924
危機対応貸付け	-	-	1兆9998	2兆1919	2兆0771	1兆6223
危機対応貸付け以外	8兆4917	8兆4676	7兆6753	7兆5686	7兆7178	8兆1701
IV分類額(G)	794	764	687	640	616	690
危機対応貸付け	-	-	3	11	23	42
危機対応貸付け以外	794	764	683	629	593	648
リスク管理債権比率 (D-G)/(F-G)	3.3%	3.1%	2.7%	2.5%	2.8%	3.1%
危機対応貸付け	-	-	0.3%	0.6%	1.5%	3.3%
危機対応貸付け以外	3.3%	3.1%	3.3%	3.0%	3.1%	3.0%

注(1) 「危機対応貸付け」については、商工中金において中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンに係る金額を中小企業者向けの制度に係る金額と一体として集計しているため、これらの全体額となっている。

注(2) 商工中金では部分直接償却を実施しておらず、破綻先及び実質破綻先に対する債権で担保等による回収が不可能な部分(表中のIV分類額)は、債権残高(リスク管理債権の残高)に含まれている。

図表1-17 商工中金におけるリスク管理債権の各区分の額の推移



注(1) 括弧内は各区分の合計である。

注(2) 商工中金の図表は、目盛りが国民生活事業及び中小企業事業とは異なっている。

図表1-18 国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金におけるリスク管理債権等の合計額の推移

(単位：億円)

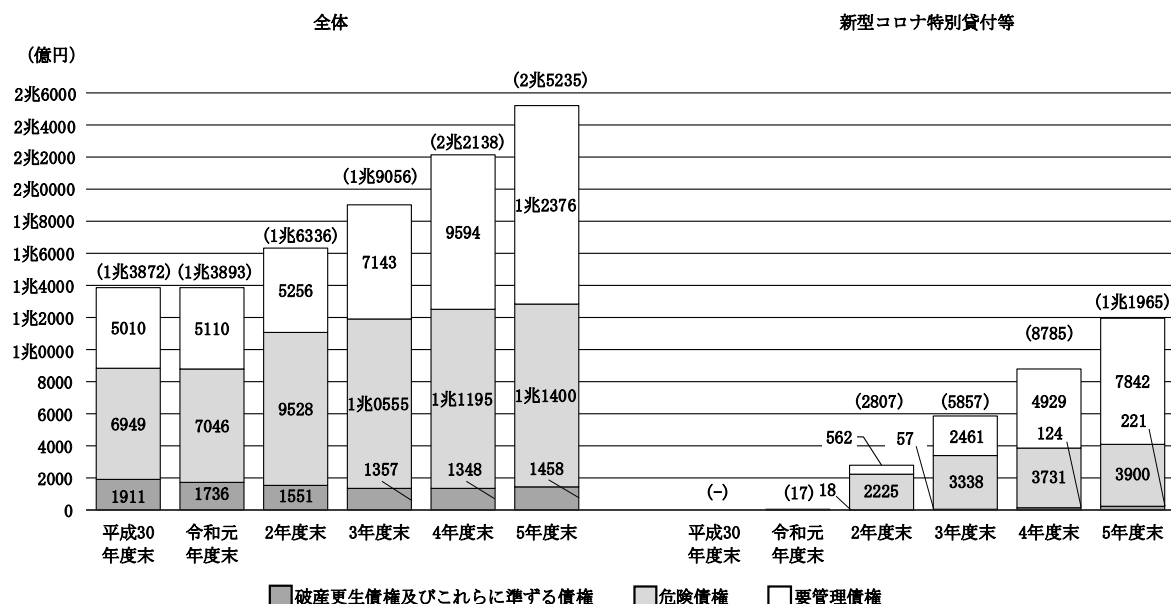
区分	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	1911	1736	1551	1357	1348	1458
新型コロナウイルス特別貸付等	-	-	18	57	124	221
新型コロナウイルス特別貸付等以外	1911	1736	1533	1299	1224	1236
危険債権(B)	6949	7046	9528	1兆0555	1兆1195	1兆1400
新型コロナウイルス特別貸付等	-	17	2225	3338	3731	3900
新型コロナウイルス特別貸付等以外	6949	7028	7302	7216	7463	7499
要管理債権(C)	5010	5110	5256	7143	9594	1兆2376
新型コロナウイルス特別貸付等	-	0	562	2461	4929	7842
新型コロナウイルス特別貸付等以外	5010	5109	4693	4682	4665	4533
リスク管理債権(D=A+B+C)	1兆3872	1兆3893	1兆6336	1兆9056	2兆2138	2兆5235
新型コロナウイルス特別貸付等	-	17	2807	5857	8785	1兆1965
新型コロナウイルス特別貸付等以外	1兆3872	1兆3875	1兆3529	1兆3198	1兆3353	1兆3269
正常債権(E)	19兆3519	19兆2251	28兆9107	28兆8006	27兆8452	26兆0017
新型コロナウイルス特別貸付等	-	1471	13兆4217	14兆2601	13兆5064	11兆1971
新型コロナウイルス特別貸付等以外	19兆3519	19兆0780	15兆4889	14兆5405	14兆3388	14兆8045
合計(F=D+E)	20兆7392	20兆6144	30兆5443	30兆7062	30兆0590	28兆5252
新型コロナウイルス特別貸付等	-	1488	13兆7024	14兆8458	14兆3849	12兆3936
新型コロナウイルス特別貸付等以外	20兆7392	20兆4655	16兆8418	15兆8604	15兆6741	16兆1315
部分直接償却実施額	2065	2108	1949	1973	2624	3727
新型コロナウイルス特別貸付等	-	0	153	530	1246	2178
新型コロナウイルス特別貸付等以外	2065	2108	1795	1443	1377	1549
リスク管理債権比率	6.3%	6.3%	5.1%	6.0%	7.1%	8.6%
新型コロナウイルス特別貸付等	-	1.1%	2.0%	3.9%	6.0%	9.6%
新型コロナウイルス特別貸付等以外	6.3%	6.4%	7.6%	7.9%	8.1%	7.8%

注(1) 本図表は、図表1-12、図表1-14及び図表1-16のそれぞれの額を合計した額を示している。

注(2) 国民生活事業及び中小企業事業では部分直接償却を実施しており、部分直接償却実施額は、国民生活事業及び中小企業事業の合計額を示している。また、部分直接償却実施額は、債権残高から控除されている。

注(3) リスク管理債権比率の算定に当たっては、D及びFの額から商工中金のIV分類額を控除している。

図表1-19 国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金におけるリスク管理債権の各区分の合計額の推移



注(1) 本図表は、図表1-13、図表1-15及び図表1-17のそれぞれの額を合計した額を示している。

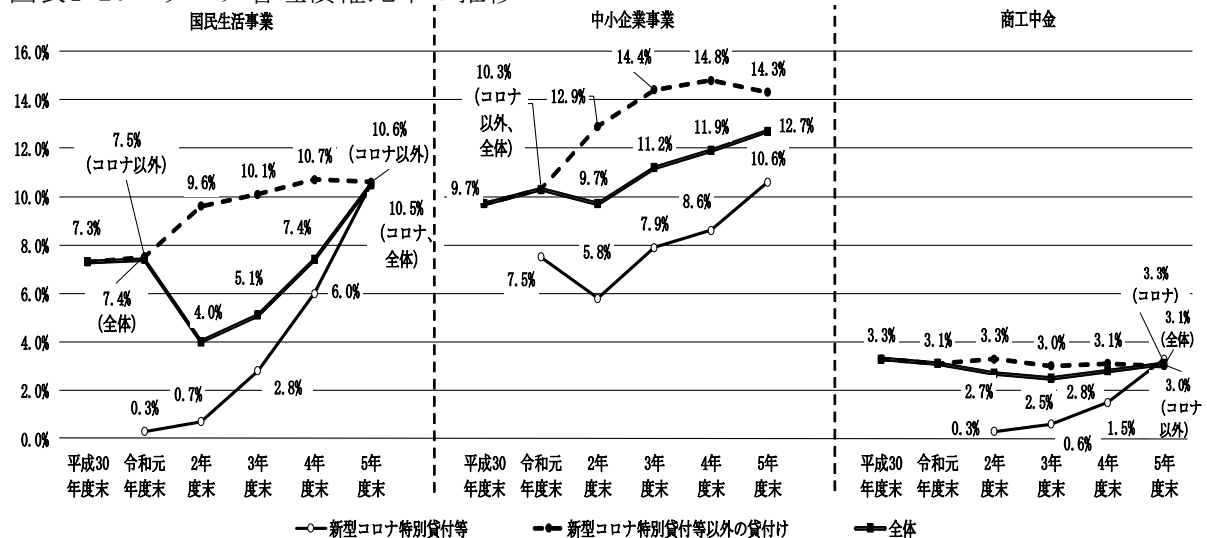
注(2) 括弧内は各区分の合計である。

b リスク管理債権の比率

国民生活事業及び中小企業事業では、図表1-20のとおり、債権の総額に対するリスク管理債権の割合（以下「リスク管理債権比率」という。）が、新型コロナ特別貸付の債権残高が大幅に増加した2年度末に一旦低下したものの、3年度末から5年度末までは、aのとおり新型コロナ特別貸付に係るリスク管理債権の額が増加し、新型コロナ特別貸付に係るリスク管理債権比率が上昇したことなどにより、全体のリスク管理債権比率は上昇していた。

一方、商工中金では、aのとおり危機対応貸付けに係るリスク管理債権の額が少なく、全体のリスク管理債権比率はおおむね横ばいで推移していた。

図表1-20 リスク管理債権比率の推移



(注) 商工中金の「新型コロナ特別貸付等」については、商工中金において中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンに係る金額を中小企業者向けの制度に係る金額と一体として集計しているため、これらの債権全体に係るリスク管理債権比率を示している。

c 国民生活事業における自己査定の状況

(注15)

(注16)

日本公庫及び商工中金は、自己査定において実施されている債務者区分の結果等に基づき、各債権をリスク管理債権等に区分し、その額を集計している。

自己査定について、日本公庫の中小企業事業及び商工中金では債務者の直近の財務状況等により判定した債務者区分に基づき実施している。一方、日本公庫の国民生活事業では小規模事業者に対する膨大な数の貸付債権を管理していることから、大部分の債務者について直近の財務状況や今後の見通し等ではなく返済状況や日常の業務を通じて把握した債務者の情報等により判定した債務者区分に基づいて実施している。このため、これらの債務者に係る貸付債権に

については、延滞の発生や条件変更の実施等がなければ、債務者の財務状況等が悪化してもそれに伴い直ちに貸付債権の区分が変更されることにはならず、自己査定の結果に反映されないことになる。

a のとおり、国民生活事業では、リスク管理債権の大部分が、回収不能になる危険性等が他のリスク管理債権の区分に比べて相対的に低い要管理債権となっている。これは、上記のとおり、債務者の財務状況等の悪化は、原則として貸付債権の自己査定に反映されないこととなっており、当該貸付債権について、条件変更により正常債権から要管理債権に区分が変更され、さらに3か月以上延滞がなければ要管理債権に区分されたままとなるためと考えられる。

(注15) 自己査定 適正な償却及び引当を行うために、金融機関が決算時に自己の保有する債権を査定すること

(注16) 債務者区分 債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」又は「破綻先」に区分すること

d 令和4年度決算検査報告の所見への対応状況

会計検査院は、令和4年度決算検査報告において、新型コロナ特別貸付等の審査手続において設けられた緩和措置等の実施状況及び貸付債権の管理の状況について検査の状況を掲記し、貸付申込先の状況把握が十分に行われたことが確認できない事態及び債務者の生活状況が困窮状況にあるという償却事由の根拠となる事実が十分に把握されていないまま償却が決定されていた事態に係る所見を記述している。そして、日本公庫は、国民生活事業において、当該所見を踏まえて業務を行うよう各支店に周知するなどしている（令和4年度決算検査報告の概要については、別図表5参照）。

(イ) 貸倒引当金等の状況

a 貸倒引当金の状況

日本公庫及び商工中金は、貸出金等の債権が回収不能となる場合に備えて、発生の可能性が高い将来の損失額を見積り、貸倒引当金を計上している。新型コロナ特別貸付等の貸付残高が大幅に増加した2年度以降、国民生活事業では、(ア) c のとおり日常の業務を通じて把握した債務者の情報等に基づく自己査定を実施していて、新型コロナ特別貸付等について元金据置中の債務者や条件変更による元金返済猶予を行った債務者等の財務状況等の悪化が債務者区分に反

映されない可能性があることなどから、貸倒引当金をその分積み増している。

一方、中小企業事業では、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた債務者の将来見通し等に基づき、貸倒引当金を計上している。また、商工中金では、新型コロナウイルス感染症による経済環境の変化等を踏まえて、貸倒引当金を計上している。

国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金における元年度から5年度までの間の貸倒引当金の状況をみると、図表1-21のとおり、5年度末における貸倒引当金の計上額は、国民生活事業4135億余円、中小企業事業6660億余円、商工中金1945億余円、計1兆2740億余円（うち新型コロナ特別貸付等分計3427億余円）となっていて、国民生活事業では、元年度末と比べて3倍以上に増加しており、4年度末の3297億余円と比べても837億余円の増加となっていた。また、中小企業事業では5年度末における貸倒引当金の計上額は、元年度末と比べて2倍以上に増加していたが、4年度末の6935億余円と比べると274億余円減少していた。商工中金では、5年度末における貸倒引当金の計上額は、元年度末及び4年度末における貸倒引当金の計上額と比べてわずかな増加となっていた。

図表1-21 貸倒引当金の状況

(単位：億円)

		令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	対元年度比
国民生活 事業	貸付債権の年度末残高	7兆0404	12兆7268	12兆5779	11兆9813	10兆9449	155.4%
	うち新型コロナ特別貸付	1309	8兆0420	8兆5661	8兆3619	7兆4928	
	貸倒引当金の年度末計上額	1178	2825	3069	3297	4135	350.9%
	うち新型コロナ特別貸付	11	1545	1822	2095	2757	
	貸倒引当金の目的使用額 注(1)	31	25	24	25	44	141.6%
中小企業 事業	貸付債権の年度末残高	5兆1064	8兆1424	8兆3676	8兆2828	7兆7878	152.5%
	うち新型コロナ特別貸付	179	3兆6606	4兆0877	3兆9459	3兆2784	
	貸倒引当金の年度末計上額	3022	4741	6546	6935	6660	220.3%
	うち新型コロナ特別貸付	8	956	725	670	538	
	貸倒引当金の目的使用額 注(1)	115	113	88	127	193	166.5%
商工中金	貸付債権の年度末残高	8兆4676	9兆6751	9兆7606	9兆7949	9兆7924	115.6%
	うち危機対応貸付け	-	1兆9998	2兆1919	2兆0771	1兆6223	
	貸倒引当金の年度末計上額	1772	1800	1823	1848	1945	109.7%
	うち危機対応貸付け	-	74	90	113	131	
	貸倒引当金の目的使用額 注(1)	184	162	174	166	173	93.9%
計	貸付債権の年度末残高	20兆6144	30兆5443	30兆7062	30兆0590	28兆5252	138.3%
	うち新型コロナ特別貸付等	1488	13兆7024	14兆8458	14兆3849	12兆3936	
	貸倒引当金の年度末計上額	5973	9367	1兆1439	1兆2080	1兆2740	213.2%
	うち新型コロナ特別貸付等	19	2576	2638	2879	3427	
	貸倒引当金の目的使用額 注(1)	331	301	287	319	410	123.8%

注(1) 「貸倒引当金の目的使用額」とは、日本公庫においては期首に回収等に重大な懸念のあるとされた資産のうち償却又は部分直接償却を実施した資産について取り崩した額をいい、商工中金においては期首に回収等に重大な懸念のあるとされた資産又は回収不能等と判断された資産のうち償却を実施した資産について取り崩した額をいう。

注(2) 「貸付債権の年度末残高」には、貸付先への未入金額は含まれていない。

注(3) 商工中金の「うち危機対応貸付け」については、商工中金において中堅企業及び大企業向けの制度並びに中小企業者向けの資本性劣後ローンに係る金額を中小企業者向けの制度に係る金額と一体として集計しているため、これらの全体額となっている。

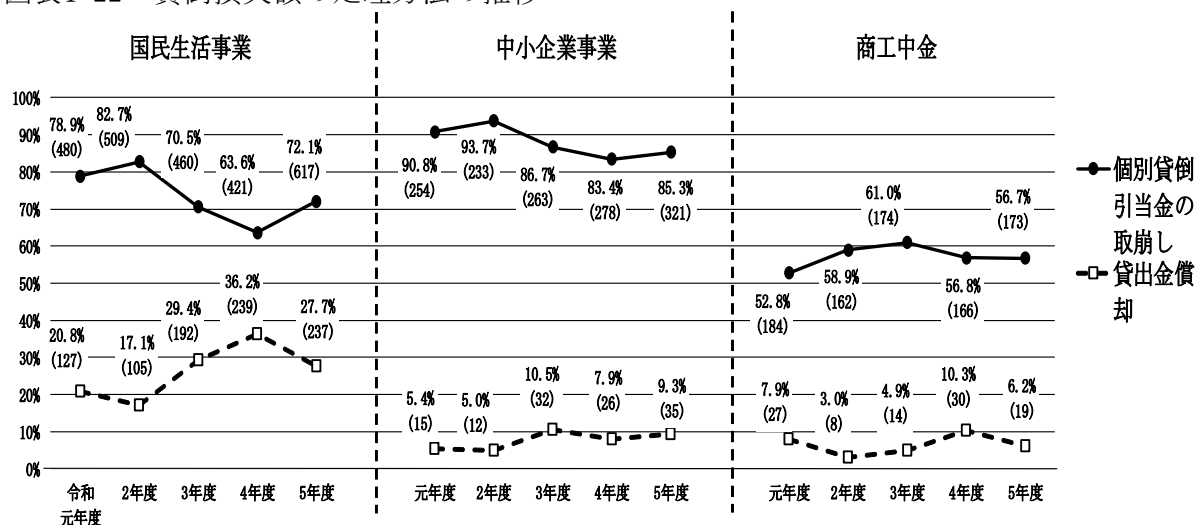
また、日本公庫等では、各年度に償却を実施したものについて、前年度末に債務者区分が「破綻懸念先」「実質破綻先」又は「破綻先」であった債務者に
(注17)
係る貸付債権の場合は、貸倒損失額に充当するために個別貸倒引当金を取り崩し、貸倒損失額が個別貸倒引当金計上額を上回る部分は「貸出金償却」で処理している。一方、前年度末に「正常先」又は「要注意先」であった債務者に係
(注18)
る貸付債権の場合は、一般貸倒引当金の引当の対象ではなくなり、貸倒損失額全額を「貸出金償却」で処理している。

(注17) 個別貸倒引当金 貸倒引当金のうち破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について個別の債務者ごとに予想損失額を算定し計上するもの

(注18) 一般貸倒引当金 正常先及び要注意先に対する債権について債務者区分ごとに予想損失額を算定し計上するもの

元年度から5年度までの間における貸倒損失額のうち「個別貸倒引当金の取崩し」で処理したものと「貸出金償却」で処理したものの実績をみると、図表1-22のとおり、国民生活事業において、新型コロナ特別貸付に係る貸付債権の償却が大幅に増加した3年度から5年度までに「貸出金償却」で処理した割合が元年度と比較して増加しており、5年度は27.7%（元年度の1.3倍）となっていた。

図表1-22 貸倒損失額の処理方法の推移



注(1) 図表中の%は、貸倒損失額に対する個別貸倒引当金の取崩額又は貸出金償却額の割合を示している。

注(2) 括弧内は個別貸倒引当金の取崩し又は貸出金償却の金額（億円）を示している。

b 与信関係費用等、損益等の状況

日本公庫及び商工中金の貸倒引当金繰入額、貸出金償却等の与信関係費用等及び損益について、5年度の状況をみると、日本公庫は3171億余円、商工中金は285億余円の与信関係費用等を計上しており、日本公庫は823億余円の当期純損失を、商工中金は156億余円の当期純利益を計上していた。また、日本公庫及び商工中金の5年度末における利益剰余金の額は日本公庫がマイナス1兆9109億余円、商工中金が2564億余円、同年度末における純資産額は日本公庫が15兆3232億余円、商工中金が1兆0402億余円となっていた（元年度から5年度までの推移については、別図表6参照）。

c リスク管理の状況

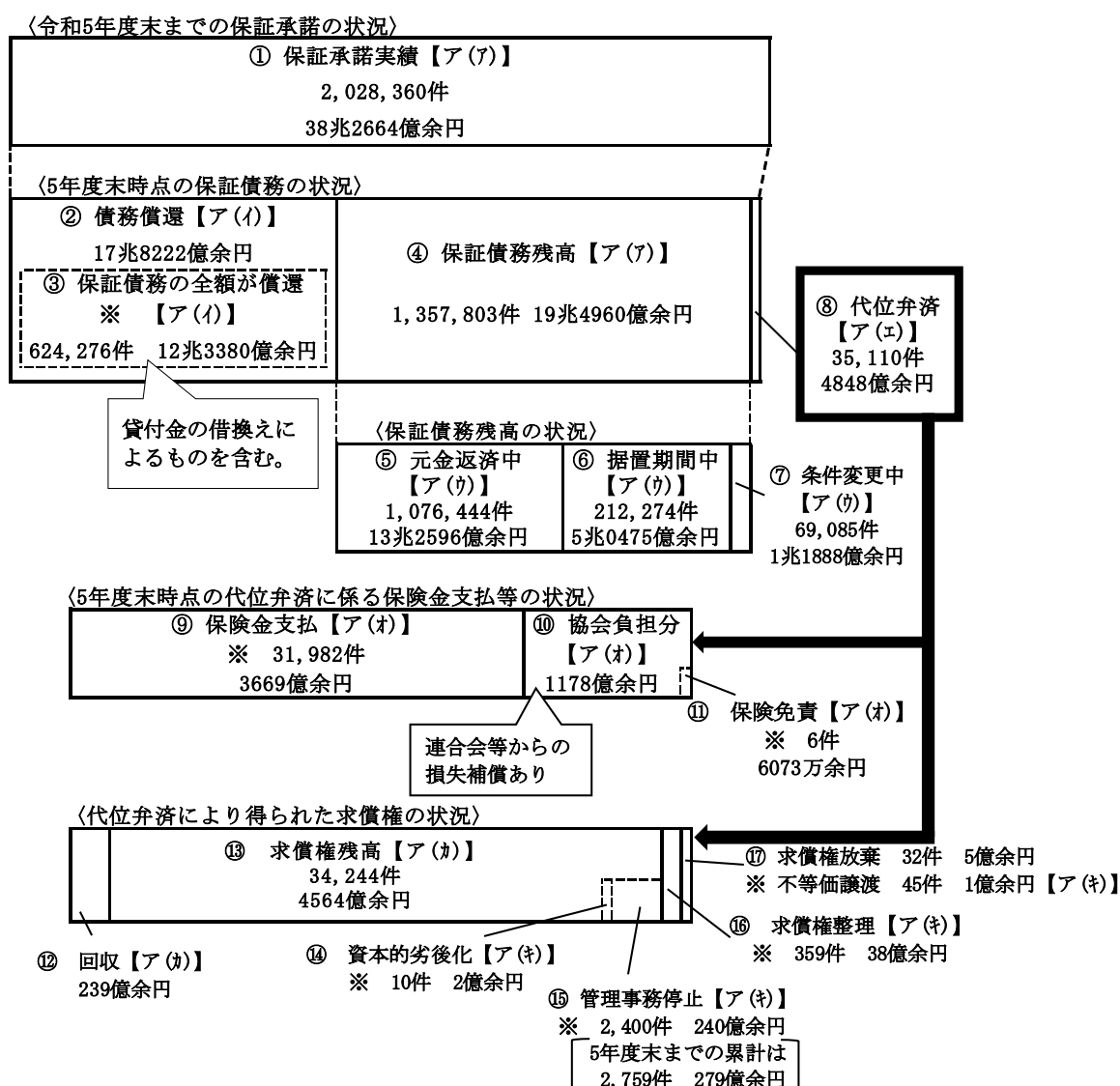
a のとおり、日本公庫及び商工中金は、貸出金等の債権が回収不能となる場合に備えて、発生の可能性が高い将来の損失額を見積り、貸倒引当金を計上している。また、b のとおり、日本公庫及び商工中金においては、与信関係費用等が当期損益及び純資産額に影響を及ぼすことにもなる。そして、直面するリスクを総合的に捉えつつ、各種の業務の遂行に必要な健全性及び適切性を確保し、並びに透明性の向上を図ることを目的としてリスク管理を行っていて、このリスク管理において、日本公庫及び商工中金は、信用リスク等の管理対象となるリスクを計量化し、自己資本と比較するなどして財務の健全性の確認を行っている。

このように、新型コロナ特別貸付等については、5年度末時点においても多額の貸付残高がある中で、条件変更中の貸付債権、延滞等に至った貸付債権及び償却した貸付債権が、令和4年度決算検査報告に掲記した4年度末時点における貸付債権の状況と比較しても増加している。また、据置期間の終了に伴い返済開始時期を迎え返済が本格化している貸付債権が多くなってきていて、その際、新型コロナ特別貸付等の借換えが相当数生じていると思料される。以上の状況を踏まえて、日本公庫及び商工中金では、新型コロナ特別貸付等及びその借換え後の貸付債権について、引き続き、債務者の状況把握等を適切に実施するなど、信用リスク管理等を適切に行うとともに、これまでと同様に、貸付債権の状況等に応じて適切に貸倒引当金を算定し、計上することが重要であると考えられる。

(2) 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況

新型コロナ関連保証に係る保証債務の状況の全体像として、5年度末までの保証承諾実績、同年度末時点の保証債務残高の状況、同年度末までの保証債務の償還の状況、保証債務残高に係る元金返済等の状況、代位弁済の状況、保険金支払等の状況、求償権の状況、管理事務停止等の状況等の関係を示すと、図表2-1のとおりである（保証承諾から管理事務停止等までの流れについては、別図表7参照）。

図表2-1 令和5年度末時点における新型コロナ関連保証に係る保証債務の状況（概念図）



注(1) 図表内の【ア(ア)】等は、それぞれ(2)における検査の状況の記載箇所（ア(ア)等）を表している。

注(2) ①の件数及び金額には、融資が実行されず保証承諾後に取り消されたもの（データの制約により把握できなかったため、関連するデータを用いて推計値21,791件4632億余円として算定）が含まれている。

注(3) ②の金額は、データの制約により把握できなかったため、①（保証承諾後に取り消されたものについては控除）の金額から④及び⑧の金額を差し引いて算定している。②の件数については、同様に算定しようとした場合、一部償還している保証債務の件数について④の件数と重複することになるため、算定していない。

注(4) ④から⑦までの件数及び金額は、データの制約により把握できなかったため、関連するデータを用い

て推計値として算定している。

注(5) ⑩の金額は、データの制約により把握できなかったため、⑧から⑨を差し引いて算定（協会負担分は保険金支払済の分と保険金未払分等の合計）している。なお、代位弁済が行われてから保険金が支払われるまでには数か月を要することから、令和5年度末近くに代位弁済が行われたような場合には、⑧の件数及び金額には計上されるが、⑨の件数及び金額には計上されないことになる。そのため、⑩の金額については、5年度末時点で代位弁済済保険金未払分だけ実際の協会負担分より多く算定されることになる。⑩の件数については、⑧から⑨を差し引いて計算できるものではないため算定していない。また、⑨及び⑪の件数には、それぞれ保険金の支払を一部免責したもの（1件935万余円）が含まれている。

注(6) ①、②、④から⑧まで及び⑬のうちS N5号の件数及び金額については、データ取得先において、令和2年2月1日から3年12月31日までに保証承諾を行ったものを新型コロナ関連資金繰り支援として管理しているため、それらの件数及び金額を用いて集計している。

これに対し、③、⑨、⑪及び⑭から⑰まで（本図表中の※）のうちS N5号の件数及び金額については、データ取得先において、2年2月1日から6年3月31日までに保険引受けを行ったものを新型コロナ関連資金繰り支援として管理しているため、それらの件数及び金額を用いて集計している。

このため、①（保証承諾後に取り消されたものについては控除）の件数と③、④及び⑧を合計した件数は一致しない。

注(7) ⑪及び⑭から⑰までの金額については、データの制約により把握できなかったため、日本公庫が信用保険の業務上管理している金額（「(⑪及び⑭から⑰までに対応する代位弁済額（＝求償権額）－利息相当額等）×保険種類ごとに定められた割合」により算出された金額の合計額）を用いている。また、⑬の件数及び金額は、令和5年度までの実績の件数及び金額（2,759件279億余円）から⑯の件数及び金額（359件38億余円）を除いたものを示している。

注(8) ⑫の金額については、データの制約により把握できなかったため、令和2年度から5年度までの各年度における、前年度末の求償権残高に当年度の求償権の発生額を加えたものから、当年度の求償権整理の金額、求償権放棄の金額、不等価譲渡の金額及び当年度末の求償権残高を差し引いて、各年度の回収額を推計して算定し、これらを合算している。⑫の件数については、同様に算定しようとした場合、一部回収している求償権残高の件数について⑬の件数と重複することになるため、算定していない。

ア 保証債務の状況

図表2-1で示した新型コロナ関連保証に係る保証債務の状況についての検査の状況は、(ア)から(キ)までのとおりとなっていた。

(ア) 保証承諾及び保証債務残高の状況（図表2-1の①及び④に関連）

新型コロナ関連保証の保証承諾等をみると、図表2-2のとおり、5年度末までの保証承諾の累計は、2,028,360件38兆2664億余円となっていた。これを保証ごとにみると、件数及び金額ともS N4号（保証割合100%）が50%超、S N5号（同80%等）が10%程度、危機関連保証（同100%）が30%超となっていて、S N4号は利用実績の半数を占める一方、S N5号の利用は他の保証と比べると低い状況となっていた。

また、同年度末時点の保証債務残高は、保証債務の中には既に債務償還を開始しているものや全額償還に至ったものがあることなどから、1,357,803件19兆4960億余円と、上記保証承諾実績の累計の66.9%（件数比）及び50.9%（金額比）となっていた。

図表2-2 新型コロナ関連保証に係る保証承諾及び保証債務残高の状況(令和5年度末時点)

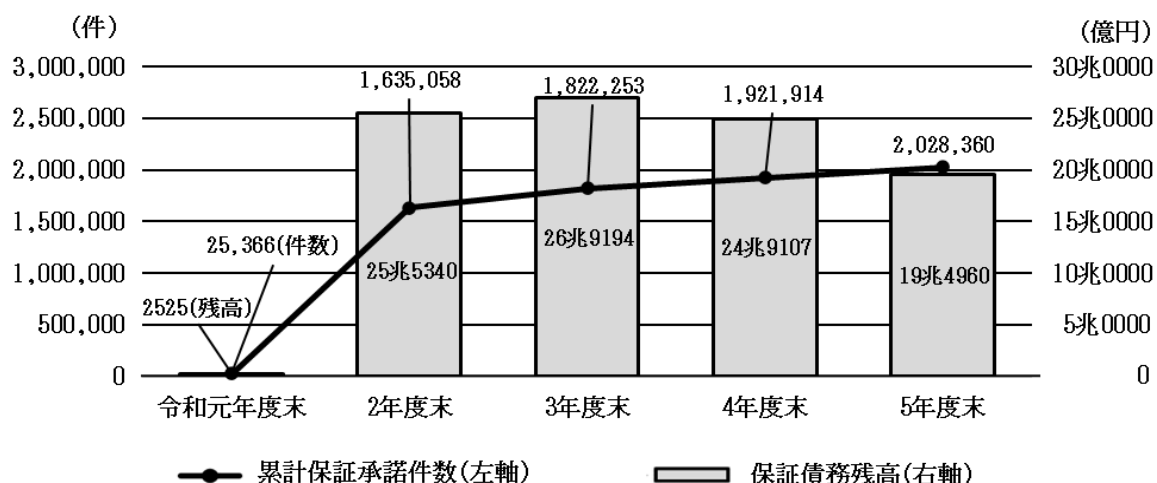
	保証承諾実績					保証債務残高			保証債務残高/保証承諾実績	
	件数 (件) (A)	割合	金額 (億円) (B)	割合	1件当りの保証 金額 (万円) (B/A)	件数 (件) (C)	金額 (億円) (D)	1件当りの保証 債務残高 (万円) (D/C)	件数 (C/A)	金額 (D/B)
S N 4号	1,119,546	55.1%	19兆9094	52.0%	1778	767,895	10兆6532	1387	68.5%	53.5%
S N 5号	221,268	10.9%	3兆8951	10.1%	1760	146,950	1兆8115	1232	66.4%	46.5%
危機関連保証	687,546	33.8%	14兆4618	37.7%	2103	442,958	7兆0311	1587	64.4%	48.6%
計	2,028,360	100%	38兆2664	100%	1886	1,357,803	19兆4960	1435	66.9%	50.9%

注(1) 保証承諾実績の件数及び金額には、融資が実行されず保証承諾後に取り消されたもの（データの制約により把握できなかったため、関連するデータを用いて推計値21,791件4632億余円として算定）が含まれている（図表2-1注(2)参照）。

注(2) 保証債務残高の件数及び金額は、データの制約により把握できなかったため、関連するデータを用いて推計値として算定している（図表2-1注(4)参照）。

また、各年度の新型コロナ関連保証の累計保証承諾件数及び各年度末の保証債務残高の推移をみると、図表2-3のとおり、5年度末までの累計保証承諾件数202万余件のうち2年度末までの累計承諾件数は163万余件となっていて、新型コロナ関連保証の80%超が2年度までに行われていた。また、保証債務残高については、3年度末の残高が最も大きくなっていて、その後は減少していた（新型コロナ関連保証実施前である平成30年度から実施後の令和5年度までの期間の新型コロナ関連保証以外の信用保証を含めた信用保証全体（以下「新型コロナ関連保証実施前後の信用保証全体」という。）の保証債務残高の推移については、別図表8参照）。

図表2-3 新型コロナ関連保証の累計保証承諾件数及び保証債務残高の推移



注(1) 累計保証承諾件数には、融資が実行されず保証承諾後に取り消されたもの（データの制約により把握できなかったため、関連するデータを用いて推計値21,791件として算定）が含まれている（図表2-1注(2)参照）。

注(2) 保証債務残高は、データの制約により把握できなかったため、関連するデータを用いて推計値として算定している（図表2-1注(4)参照）。

(イ) 保証債務の償還の状況（図表2-1の②及び③に関連）

5年度末までの新型コロナ関連保証に係る保証債務の償還状況（債務保証の対象となる貸付金の元金の返済に伴う保証債務の償還状況）をみると、図表2-4のとおり、5年度末までに17兆8222億余円の保証債務が償還されており、このうち全額が償還されたものが624,276件12兆3380億余円（償還額の69.2%）となっていた（元年度から5年度までの保証債務の償還額等の推移については、別図表9参照）。

この中には、他の貸付けへの借換えによって完済されたものが相当数含まれていると思料されるが、データの制約により、借換えによって完済されたものの件数等を正確に把握することはできなかった。

そこで、日本公庫から取得した関連する資料等に基づき確認したところ、日本公庫では、新型コロナ関連保証付融資のうち5年度末までに完済されたものについて、完済日と同日に新規の新型コロナ関連保証付融資等が貸し付けられたものを把握しており、これを借換えとみなして集計すると、358,701件（全額償還されたものの57.4%）7兆1899億余円（同58.2%）となった。

図表2-4 新型コロナ関連保証に係る保証債務の償還状況（令和5年度末までの累計）
（単位：件、億円）

	S N 4号				S N 5号				危機関連保証				計			
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
保証債務のうち償還されているもの			8兆7681	49.1%			1兆9721	11.0%			7兆0819	39.7%			17兆8222	100%
うち全額償還されたもの	319,181	51.1%	5兆9201	47.9%	74,756	11.9%	1兆4019	11.3%	230,339	36.8%	5兆0160	40.6%	624,276	100%	12兆3380	100%
うち借換えにより全額償還されたもの	188,331	52.5%	3兆5584	49.4%	49,651	13.8%	9846	13.6%	120,719	33.6%	2兆6468	36.8%	358,701	100%	7兆1899	100%
		59.0%		60.1%		66.4%		70.2%		52.4%		52.7%		57.4%		58.2%

注(1) 「保証債務のうち償還されているもの」及び「うち全額償還されたもの」の「割合」は、「計」に対する各保証等の割合を示している。また、「うち借換えにより全額償還されたもの」の「割合」の上段は「計」に対する各保証等の割合を、下段は各保証等の「うち全額償還されたもの」に対する「うち借換えにより全額償還されたもの」の割合を、それぞれ示している。

注(2) 「保証債務のうち償還されているもの」の金額は、データの制約により把握できなかったため、令和5年度末までの保証承諾実績額（保証承諾後に取り消されたものを控除した金額）から同年度までの代位弁済額及び同年度末時点の保証債務残高を差し引いて算定している。件数については、同様に算定しようとした場合、一部償還している保証債務の件数について保証債務残高の件数と重複することになるため、件数は算定していない（図表2-1注(3)参照）。

注(3) 「うち借換えにより全額償還されたもの」については、関連する資料等に基づき集計した値である。

他の貸付けへの借換えによる新型コロナ関連保証付融資の完済については、これにより借換前の新型コロナ関連保証付融資に係る保証債務が消滅する一方で、当該貸付けに協会の保証が付されている場合は新たに同程度の保証債務が生ずる

ことになるため、当該保証債務の管理について、引き続き適切に実施されることが重要であると考えられる。

(ウ) 保証債務残高に係る元金返済等の状況（図表2-1の⑤から⑦までに関連）

新型コロナ関連保証に係る保証債務残高について、5年度末時点における新型コロナ関連保証付融資の元金返済の状況及び条件変更の実施状況をみると、次のとおりとなっていた。

a 元金返済の状況

新型コロナ関連保証付融資の元金返済の状況をみると、図表2-5のとおり、元金返済中の件数及び金額は1,076,444件13兆2596億余円、据置期間中の件数及び金額は212,274件5兆0475億余円となっていて、件数及び金額の両方において、元金返済中及び据置期間中が全体の9割超を占めていた。特に、据置期間の終了に伴い、返済開始時期を迎え返済が本格化している保証債務が多くなっており、元金返済中が件数で約8割、金額で7割弱を占めていた。一方、条件変更中の件数及び金額は、1割未満となっていた（元年度から5年度までの推移については、別図表10参照）。

図表2-5 新型コロナ関連保証付融資の元金返済の状況（令和5年度末時点）
（単位：件、億円）

区分	S N4号				S N5号				危機関連保証				保証計			
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
元金返済中 (a)	603,777	56.0%	7兆0877	53.4%	122,456	11.3%	1兆3378	10.0%	350,211	32.5%	4兆8340	36.4%	1,076,444	100%	13兆2596	100%
据置期間中 (b)	127,441	60.0%	2兆9909	59.2%	12,903	6.0%	2796	5.5%	71,930	33.8%	1兆7769	35.2%	212,274	100%	5兆0475	100%
小計 (a+b)	731,218	56.7%	10兆0786	55.0%	135,359	10.5%	1兆6175	8.8%	422,141	32.7%	6兆6109	36.1%	1,288,718	100%	18兆3071	100%
条件変更中 (c)	36,677	53.0%	5746	48.3%	11,591	16.7%	1940	16.3%	20,817	30.1%	4201	35.3%	69,085	100%	1兆1888	100%
計 (a+b+c)	767,895	56.5%	10兆6532	54.6%	146,950	10.8%	1兆8115	9.2%	442,958	32.6%	7兆0311	36.0%	1,357,803	100%	19兆4960	100%

注(1) 本図表における各区分の内容は次のとおりである。

元金返済中：令和5年度末時点で債務保証の対象となる貸付金の元金が返済中であるもの

据置期間中：5年度末時点で債務保証の対象となる貸付金が据置期間中のもの（条件変更により元金返済が猶予されているものを除く。）

条件変更中：5年度末時点で債務保証の対象となる貸付金が条件変更により元金返済が猶予され、又は返済額が減額されているもの

注(2) 件数及び金額は、データの制約により把握できなかったため、関連するデータを用いて推計値として算定している（図表2-1注(4)参照）。

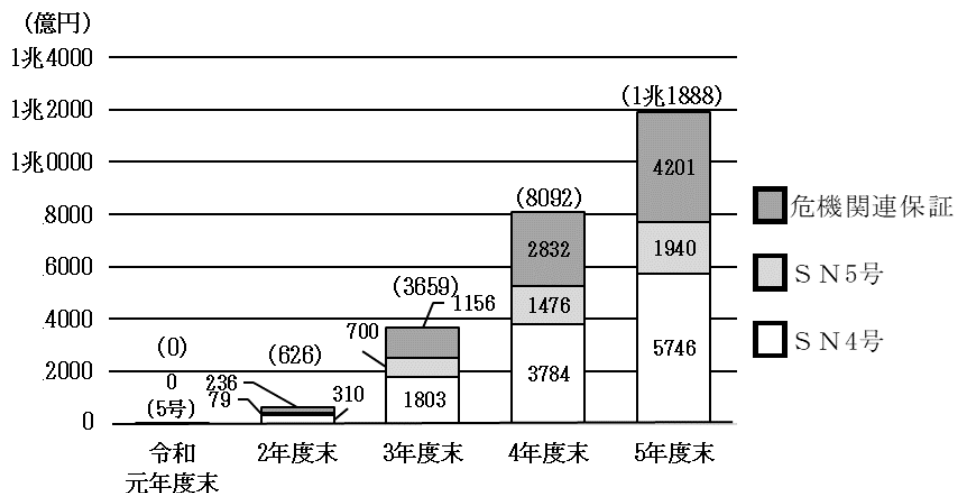
注(3) 「割合」の上段は「保証計」に対する各保証等の割合を示しており、下段は各保証等における「計」に対する「元金返済中」「据置期間中」「小計」及び「条件変更中」の割合を示している。

b 条件変更の状況

条件変更中の金額の推移をみると、図表2-6のとおり、2年度末以降、S N4号、S N5号、危機関連保証及びこれらの計について、それぞれ前年度末から

大幅に増加しており、5年度末時点では1兆1888億余円となっていた。

図表2-6 条件変更中の金額の推移



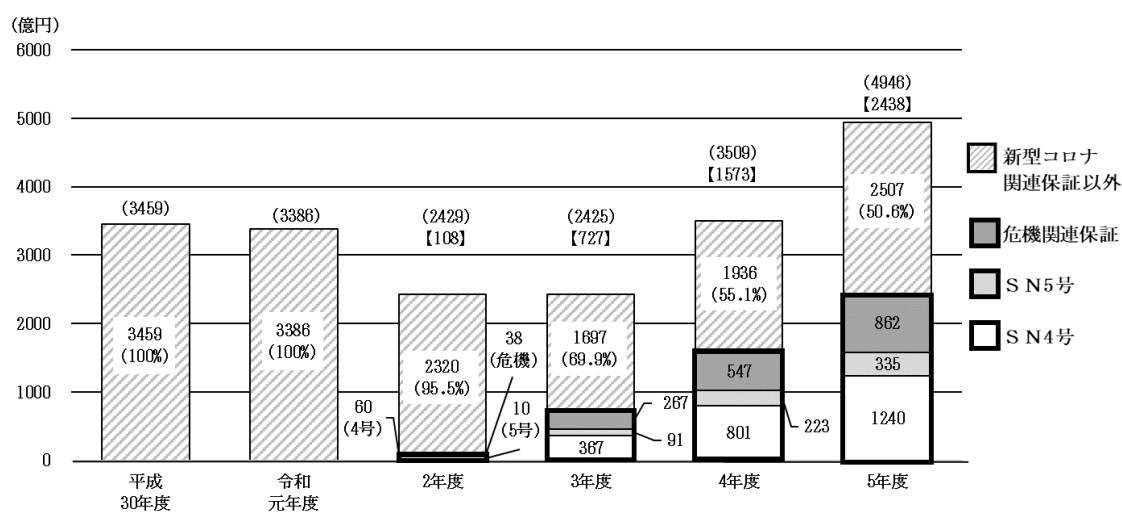
注(1) 金額は、データの制約により把握できなかったため、関連するデータを用いて推計値として算定している（図表2-1注(4)参照）。

注(2) 各グラフの上にある括弧内は各区分の合計である。

(エ) 代位弁済の状況（図表2-1の⑧に関連）

新型コロナ関連保証の代位弁済額の推移をみると、図表2-7及び図表2-8のとおり年々増加しており、5年度までの累計では、35,110件4848億余円となっていた。また、信用保証全体の代位弁済額についても、図表2-7のとおり、平成30年度から令和3年度まで減少したものの、その後は新型コロナ関連保証の代位弁済額の増加に伴い、増加していた。

図表2-7 代位弁済額の推移



(注) 各グラフの上にある括弧内のうち（ ）は各区分の合計であり、【 】は新型コロナ関連保証の合計である。また、「新型コロナ関連保証以外」のグラフ内の括弧内は全体に占める割合である。

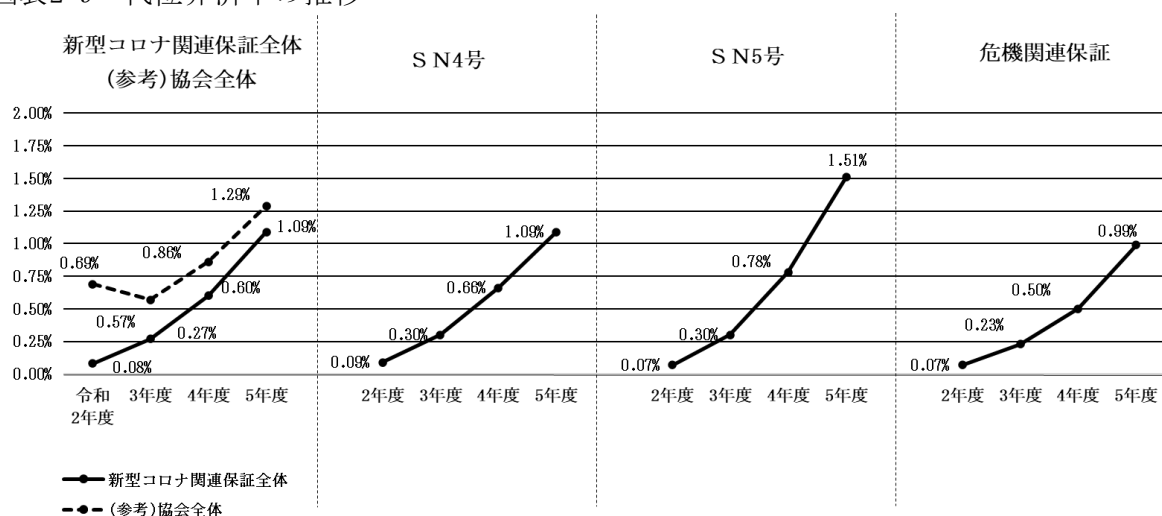
図表2-8 新型コロナ関連保証の代位弁済の件数及び金額の推移

(単位：件、億円)

	S N4号				S N5号				危機関連保証				計			
	件数		金額		件数		金額		件数		金額		件数		金額	
		割合		割合		割合		割合		割合		割合		割合		割合
令和2年度	410	62.7%	60	55.1%	67	10.2%	10	9.9%	176	26.9%	38	34.9%	653	100%	108	100%
3年度	2,797	55.9%	367	50.5%	697	13.9%	91	12.6%	1,506	30.1%	267	36.8%	5,000	100%	727	100%
4年度	6,156	54.9%	801	50.9%	1,562	13.9%	223	14.2%	3,484	31.1%	547	34.8%	11,202	100%	1573	100%
5年度	10,241	56.0%	1240	50.8%	2,460	13.4%	335	13.7%	5,554	30.4%	862	35.3%	18,255	100%	2438	100%
計	19,604	55.8%	2470	50.9%	4,786	13.6%	662	13.6%	10,720	30.5%	1716	35.3%	35,110	100%	4848	100%

また、代位弁済率の推移をみると、図表2-9のとおり年々上昇しており、5年度には新型コロナ関連保証全体で1.09%となっていた。

図表2-9 代位弁済率の推移

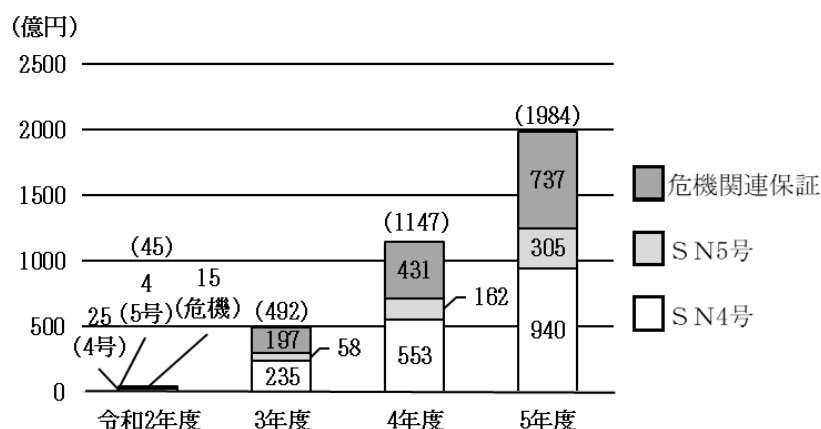


(注) 新型コロナ関連保証の代位弁済率は、「前年度末保証債務残高及び当年度末保証債務残高の計を2で割った当年度期中平均債務残高」に対する「各年度に発生した代位弁済額」の割合である。また、(参考)協会全体の代位弁済率は、「毎月末の保証債務残高の計を12で割った月末平均債務残高」に対する「各年度に発生した代位弁済額」の割合である。

(ウ) 保険金支払等の状況 (図表2-1の⑨から⑪までに関連)

新型コロナ関連保証の代位弁済に係る日本公庫から協会への保険金支払の状況をみると、図表2-10のとおり、代位弁済額の増加に伴い保険金支払額は年々増加しており、図表2-11のとおり、2年度から5年度までの保険金支払の累計は31,982件3669億余円となっていた(2年度から5年度までの保険金支払の件数及び金額の推移については、別図表11参照)。また、同年度までの協会負担分(図表2-1注(5)参照)の累計額は、1178億余円となっていた。

図表2-10 保険金支払額の推移



(注) 各グラフの上にある括弧内は各区分の合計である。

図表2-11 保険金支払の状況 (令和2年度から5年度までの累計)

(単位：件、億円)

SN4号				SN5号				危機関連保証				計			
件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
17,572	54.9%	1754	47.8%	4,754	14.8%	531	14.4%	9,656	30.1%	1383	37.6%	31,982	100%	3669	100%

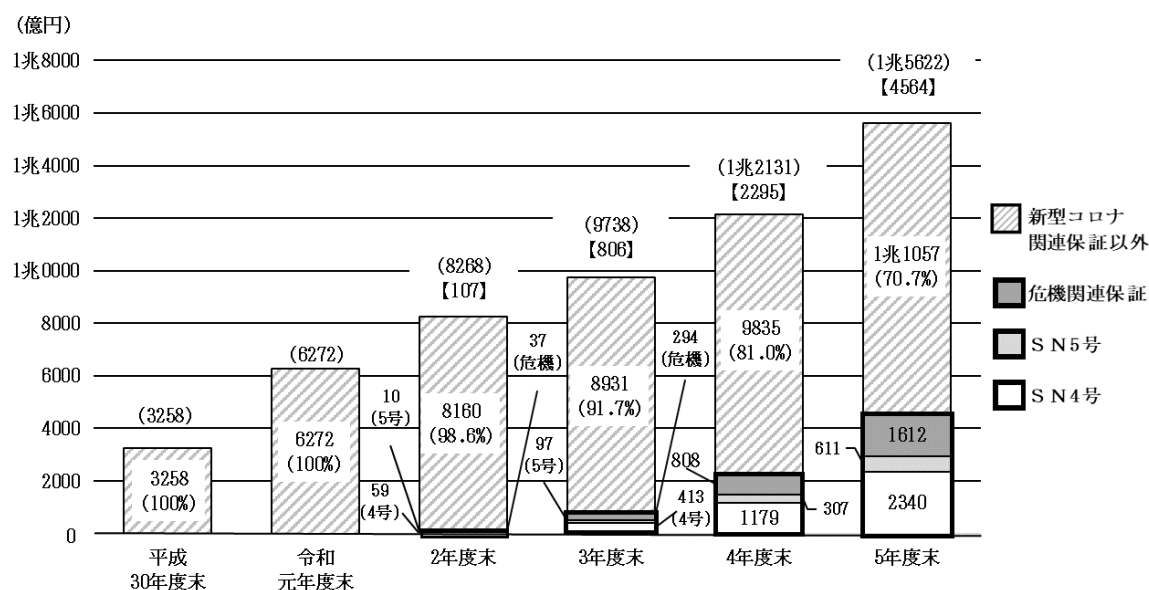
注(1) 代位弁済が行われてから保険金が支払われるまでには数か月を要することから、令和5年度末近くに代位弁済が行われたような場合には、代位弁済の件数及び金額には計上されるが、保険金支払の件数及び金額には計上されないことになる (図表2-1注(5)参照)。

注(2) 危機関連保証の件数には、保険金の支払を一部免責したもの(1件935万余円)が含まれている (図表2-1注(5)参照)。なお、上記の1件を含め、保険金の請求があったものについて、包括保証保険契約において免責要件に該当するため、保険金を支払わないなどしたものは6件6073万余円となっている。

(カ) 求償権の状況 (図表2-1の⑫及び⑬に関連)

協会は、代位弁済に伴い求償権を取得し、保証の対象であった中小企業者等に対して求償権を行使して回収を図っている。そこで、新型コロナ関連保証に係る求償権の発生額、回収額、求償権残高等の状況をみると、代位弁済額の増加に伴い、求償権の発生額は、2年度108億余円から5年度2438億余円へと年々増加していた。一方、回収額も2年度1億余円から5年度132億余円へと年々増加しているものの、各年度の発生額を下回っていることから、求償権残高も図表2-12のとおり年々増加しており、これに伴い、信用保証全体の求償権残高も増加していた。この結果、図表2-13のとおり、5年度までの新型コロナ関連保証の求償権の発生額は4848億余円、回収額は239億余円、5年度末時点における回収率は4.9%、求償権残高は4564億余円となっていた (2年度から5年度までの推移については、別図表12参照)。

図表2-12 求償権残高の推移



注(1) 各グラフの上にある括弧内のうち () は各区分の合計であり、【 】は新型コロナ関連保証の合計である。また、「新型コロナ関連保証以外」のグラフ内の括弧内は全体に占める割合である。
 注(2) データの制約により、新型コロナ関連保証以外の求償権残高については、平成30年度以降に代位弁済したことにより取得した求償権に係る残高を集計している。

図表2-13 新型コロナ関連保証の求償権の発生額、回収額、求償権残高等の状況 (令和2年度から5年度までの累計)

(単位: 億円)

	令和5年度までの発生額		5年度までの回収不能額	5年度までの回収額	5年度までの回収率	5年度末の求償権残高	
	(A)	割合	(B)	(C)	(C/A)	(D=A-(B+C))	割合
SN4号	2470	50.9%	20	108	4.4%	2340	51.2%
SN5号	662	13.6%	6	44	6.7%	611	13.3%
危機関連保証	1716	35.3%	18	85	4.9%	1612	35.3%
計	4848	100%	44	239	4.9%	4564	100%

注(1) 「5年度までの回収不能額」は、令和5年度までの後述(キ)の求償権整理の金額、求償権放棄の金額及び不等価譲渡の金額を合計した金額である。
 注(2) 「5年度までの回収額」については、データの制約により把握できなかったため、令和2年度から5年度までの各年度における、前年度末の求償権残高に当年度の求償権の発生額を加えたものから、当年度の後述(キ)の求償権整理の金額、求償権放棄の金額、不等価譲渡の金額及び当年度末の求償権残高を差し引いて、各年度の回収額を推計して算定し、これらを合算している (図表2-1注(8)参照)。

(キ) 求償権の管理事務停止等の状況 (図表2-1の⑭から⑰までに関連)

協会は、求償権の取得後、保証の対象であった中小企業者等に対する督促、求償権の時効の更新、担保を徴している場合の当該担保の処分等の管理を行っている。そして、求償権の行使による資金の回収が困難となったなどの場合は(a)管理事務の停止 (以下「管理事務停止」という。)を行い、その後、求償権が法的に又は実質的に権利を喪失していると認められるときは(b)求償権の整理 (以下「求償権整理」という。)を行っている。また、保証の対象であった中小企業者

等が行う事業再生を支援するなどのために、(c)求償権の放棄（以下「求償権放棄」という。）、(d)不等価譲渡又は(e)資本的劣後債権への転換（以下「資本的劣後化」という。）を行っている（以下、(a)から(e)までを合わせて「管理事務停止等」といい、(c)から(e)までを合わせて「求償権放棄等」という。）。それぞれの具体的な内容は、図表2-14のとおりである。

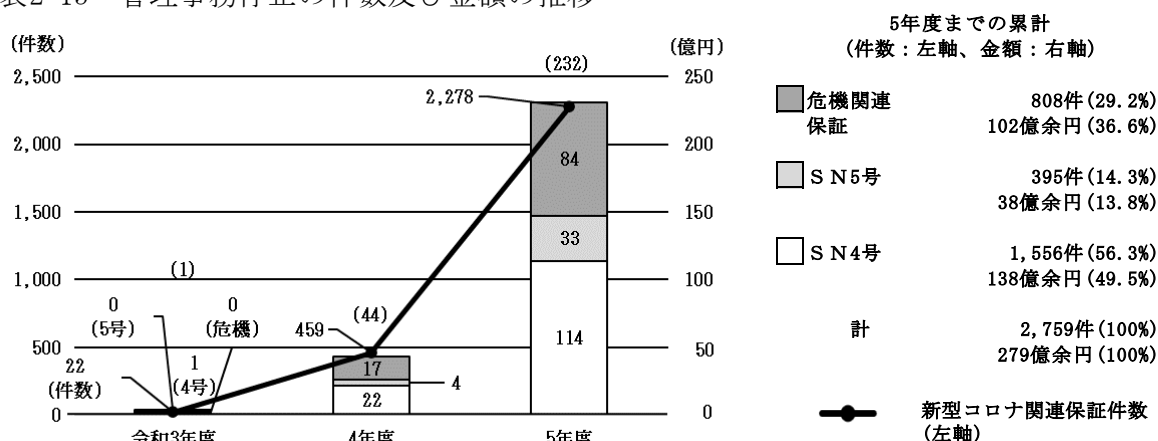
図表2-14 管理事務停止等の区分

区分	説明	日本公庫への通知等の手続
(a) 管理事務停止	将来にわたり回収の見込みがなく管理を行う実益がないと認められる求償権について、以降、その保全（時効の更新等）及び取立てに関する事務を積極的には行わないものとして管理すること	翌月末日までに日本公庫に通知
(b) 求償権整理	管理事務停止を行った後、保証の対象であった中小企業者等及び全ての保証人に一定の事由が生じているため、法的に又は実質的に権利を喪失していると認められる求償権（損害金を含む。以下、本図表において同じ。）について、消滅したものとして整理すること	日本公庫に事前に届出
求償権放棄等	保証の対象であった融資を受けた中小企業者等が行う事業再生を支援するなどのため、中小企業活性化協議会等が策定を支援した再建計画等に基づいて、保険関係が成立している保証に係る求償権の放棄等を行うこと	①再建計画等の実施前に日本公庫に対し承認申請し、日本公庫が適当と認めたときに承認 ②求償権放棄等の実施後にはその内容を日本公庫に通知
(c) 求償権放棄	中小企業者等の財務内容を改善することを目的として求償権を放棄すること（注）	
(d) 不等価譲渡	求償権を求償権残高に満たない額で譲渡すること（注）	
(e) 資本的劣後化	求償権を中小企業者等に対する他の債権よりも返済順位が低い債権へ転換すること	

（注） 収益性のある事業を会社分割又は事業譲渡によって切り離して他の事業者等に承継させ、過剰債務部分は不採算事業とともに元の会社に残して特別清算等の法的整理を行うこともある（日本公庫に対する事前の承認申請は不要）。

求償権の管理事務停止の状況をみると、図表2-15のとおり、4、5両年度の件数及び金額はそれぞれ大幅に増加していて、5年度までの実績は2,759件279億余円（求償権整理に至ったものを含み、それを除くと2,400件240億余円）となっている。なお、その多くが破産等を理由とするものであった。

図表2-15 管理事務停止の件数及び金額の推移



注(1) 金額については、データの制約により把握できなかったため、日本公庫が信用保険の業務上管理している金額（「(管理事務停止に対応する代位弁済額（＝求償権額）－利息相当額等）×保険種類ごとに定められた割合」により算出された金額の合計額）を用いている（図表2-1注(7)参照）。

注(2) 各グラフの上にある括弧内は各区分の合計である。

注(3) 件数及び金額には、求償権整理に至ったものを含む。

また、求償権整理の状況をみると、4、5両年度の実績は359件38億3731万余円となっていた（4、5両年度の推移については、別図表13参照）。

さらに、求償権放棄等の状況をみると、3年度から5年度までの実績は、求償権放棄が32件5億0595万余円、不等価譲渡が45件1億3034万余円、資本的劣後化が10件2億6934万余円となっていた（3年度から5年度までの推移については、別図表14参照）。

このように、新型コロナ関連保証については、5年度末時点において多額の保証債務残高がある中で、条件変更中の金額、代位弁済額、求償権の発生額及び求償権残高が増加している。また、据置期間の終了に伴い返済が本格化している保証債務が多くなっていて、その際、新型コロナ関連保証付融資の借換えが相当数生じていると思料される。以上の状況を踏まえて、中小企業庁は、引き続き、各協会が保証債務及びその借換え後の保証債務の管理並びに求償権を取得した後の求償権の管理等を適切に実施していくよう、適切な指導、助言等を行っていくことが重要であると考えられる。

イ 審査手続等の状況

(ア) 審査手続において設けられた緩和措置等の実施状況

協会は、新型コロナ関連保証の実施に当たって、1(1)イのとおり、中小企業庁からの要請を踏まえるなどして審査の簡素化・迅速化を図るための取組を行っており、必要書類の提出を最大限簡素化するなど迅速に審査を完了できるようにし

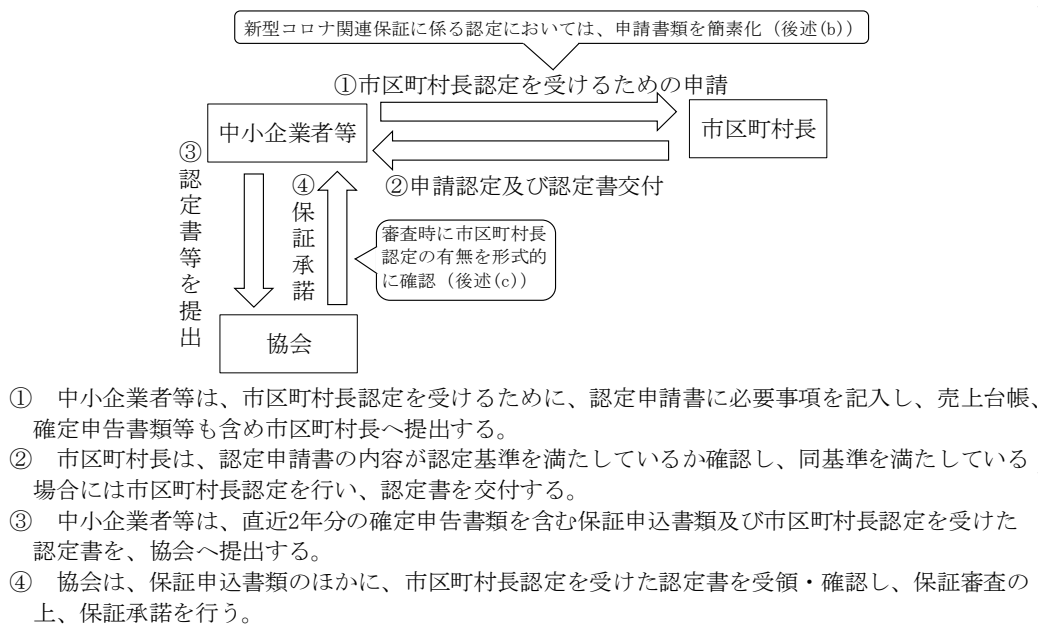
ていた。

(イ) 審査における市区町村長認定の状況等

a 市区町村長認定の取扱い

新型コロナ関連保証を利用する中小企業者等は、1(2)イ(ウ) a のとおり、市区町村長認定を受ける必要がある。市区町村長認定及び保証審査の手続の流れを示すと、図表2-16のとおりである。

図表2-16 市区町村長認定及び保証審査の手続の流れ



(a) 市区町村長認定に係る手続

市区町村長認定に係る手続は、中小企業庁が示す「特定中小企業者認定要領」（昭和41年1月41企庁第53号）及び「特例中小企業者認定要領」（平成29年10月20171023中庁第1号）（以下、これらを合わせて「認定要領」という。）等に基づいて行われている。

認定要領によれば、新型コロナ関連保証を利用する中小企業者等は、市区町村長認定を受けるために、図表2-16の①の申請に当たり、売上高等減少率（図表2-17参照）等を記載した認定申請書を市区町村長に提出することとされている。

認定申請書の提出を受けた市区町村長は、認定基準を満たしている場合には、図表2-16の②の市区町村長認定を行うこととされている。なお、認定基準を満たしているかについては、認定申請の時期によっては、決算期の到来

していない時期の売上高等を基に算定された売上高等減少率により判断される場合があると考えられる。

図表2-17 認定基準及び売上高等減少率の算定根拠となる売上高等（新型コロナ関連保証の場合）

	認定基準	売上高等減少率の算定根拠となる売上高等	
		A	B
信用保証制度	売上高等減少率（Aの売上高等がBの売上高等に比して減少した割合）	売上高等（売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高））の最近1か月間の実績値及びその後2か月間を含む3か月間の見込値	前年同月又は同期の売上高等
SN4号	20%以上	災害等の発生における最近1か月間の売上高等の実績値及びその後2か月間を含む3か月間の売上高等の見込値	Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等の実績値及びその後2か月間を含む3か月間の売上高等の実績値
SN5号	5%以上	申込時点における最近1か月間の売上高等の実績値及びその後2か月間を含む3か月間の売上高等の見込値	
危機関連保証	15%以上	信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等の実績値及びその後2か月間を含む3か月間の売上高等の見込値	

（注） 中小企業庁は、認定要領に示された認定申請書様式においては、最近1か月間の売上高等減少率等に係る算定対象となる最近1か月間の該当年月（以下「算定年月」という。）の記載を求めている。また、同庁は、算定年月の範囲についても、申請年月の前月を原則としつつ、中小企業者等の事情及び実態に即した対応として、それ以外の月（具体的には、申請年月の当月や申請の3か月前までの月）を算定年月とすることなどを認めている。

（b）認定申請時の申請書類の簡素化

認定要領等に基づき、中小企業者等は、図表2-16の①の認定申請書の提出に当たり、売上台帳、確定申告書類等を提出している。

ただし、新型コロナ関連保証の実施に当たっては、大量の認定申請があったなどしていた中で特に審査の迅速化が求められていたことから、中小企業庁は、市区町村が定める様式に中小企業者等が売上高等を記載することをもって、上記の書類に代えることを認める取扱いとしていた。

（c）協会による保証審査時の認定書の確認

協会は、新型コロナ関連保証の審査に当たり、図表2-16の③のとおり、中小企業者等に認定書等の提出を求めており、これにより新型コロナ関連保証（注19）に係る市区町村長認定を受けた中小企業者等であることなどを確認している。

（注19） 中小企業庁は、保証審査の迅速化及び認定事務の適正化の点から、市区町村及び協会に対し、協会は市区町村長が確認済みである売上高等減少率等の認定の内容について改めて確認することはせず、中小企業者等の名称等に誤りがないか、認定権者である市区町村長の記名押印がなされているかなどの、市区町村長認定の有無の形式的な確認を行うよう通知し、協会は同通知を踏まえて確認を行っている。

b 認定書に記載されている売上高等に対応する確定申告書類上の売上高の状況

このように、協会は、新型コロナ関連保証の審査において、保証の対象となる中小企業者等であるかの判断に当たり、市区町村長認定を用いているが、中小企業庁は、新型コロナ関連保証に係る市区町村長認定の手續において、申請書類の簡素化を認めることとしていた。

そのような状況を踏まえて、会計検査院において、新型コロナ関連保証の対象となった中小企業者等の申請時における売上げの状況を事後的に確認した。^(注20)
^(注21)
具体的には、13協会において、計865件（保証承諾金額計443億7500万円、保証料補助金相当額計27億1656万余円）を対象として、客観的に確認可能な最近1か月間の売上高等減少率について、決算後の確定申告書類に記載された売上高^(注22)を基に算定した場合に、認定基準を上回っているかを機械的に確認した。

(注20) 確認に当たっては、過去の市区町村長認定に係る不適正事案（不適正な手續を用いて売上高等減少率を算定し、市区町村長認定を受けていたもの）が発生した際に、実際の売上高の状況を確認するために用いられた方法を参考にしている。

(注21) 新型コロナ関連保証に係る保証料補助金相当額上位それぞれ100件、計1,300件を抽出し、これら1,300件のうち、確定申告書類等の関係書類が保存期限上協会に保管されていたもの計865件を対象とした。

(注22) 具体的には、①認定書に記載された最近1か月間の売上高等については、協会が保証審査後に保証債務の管理のために取得し保管している中小企業者等の確定申告書類（以下「当期確定申告書類」という。）等を用いて、また、②認定書に記載された前年1か月間の売上高等については、協会が保証審査の際に中小企業者等から提出を受けていた確定申告書類（以下「前期確定申告書類」という。）等を用いて、それぞれ対応する売上高を比較し、最近1か月間の売上高等減少率を確認した。

なお、確定申告書類等から算定年月を推定できる場合はその年月における最近1か月間の売上高等減少率について、推定できない場合は申請年月及びその前3か月の計4か月全ての最近1か月間の売上高等減少率について、それぞれ認定基準を上回っているかなどを確認した。

その結果、図表2-18のとおり、協会が保管していた確定申告書類の記載内容を基に算定した最近1か月間の売上高等減少率が認定基準を下回っていた事態が865件中142件（保証承諾金額計73億7000万円、保証料補助金相当額計4億4787万余円）見受けられた。そして、142件のうち、79件については、売上高が増加していた（最近1か月間の売上高等減少率はマイナス）。また、87件については、申請年月を含めて直近4か月間いずれの月を算定年月にした場合においても、最近1か月間の売上高等減少率が認定基準を下回っている状況になっていた。

なお、当該142件は、協会が保管していた確定申告書類を用いて事後的に機

械的な方法により確認した結果、認定基準を下回っていたものであり、そのことから、直ちに決算期前の売上高等を用いた市区町村長認定が誤っていたことになるものではない。

図表2-18 協会が保管していた確定申告書類の記載内容を基に算定した最近1か月間の売上高等減少率が認定基準を下回っていた事態の状況

(単位：件)

		S N 4号		S N 5号		危機関連保証		全体	
			割合		割合		割合		割合
抽出対象		403	31.0%	64	4.9%	833	64.0%	1,300	100%
確認対象		278	32.1%	41	4.7%	546	63.1%	865	100%
			100%		100%		100%		100%
認定基準を下回っていたもの		38	26.7%	2	1.4%	102	71.8%	142	100%
			13.6%		4.8%		18.6%		16.4%
うち当期確定申告書類の売上高が増加していたもの		21	26.5%	1	1.2%	57	72.1%	79	100%
			7.5%		2.4%		10.4%		9.1%
うち直近4か月において認定基準を下回っていたもの		23	26.4%	1	1.1%	63	72.4%	87	100%
			8.2%		2.4%		11.5%		10.0%

(注) 「割合」の上段は全体の件数に対する各保証等の割合を示しており、下段は各保証等における「確認対象」の件数に対する「認定基準を下回っていたもの」「うち当期確定申告書類の売上高が増加していたもの」及び「うち直近4か月において認定基準を下回っていたもの」の各割合を示している。

前記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例> 協会が保管していた確定申告書類の記載内容を基に算定した最近1か月間の売上高等減少率が認定基準を下回っていたもの

A信用保証協会（以下「A協会」という。）は、令和3年3月に事業者Bに対してC市が交付した危機関連保証に関する認定書を用いて、同年同月に6000万円の保証承諾を行っており、事業者Bは民間金融機関から同額の新型コロナ関連保証付融資を受けている。

事業者BがA協会に提出した認定書によれば、最近1か月間の売上高等が1655万円、前年同月の売上高等が2023万円と記載されており、これによれば、最近1か月間の売上高等減少率は18.2%と算定され、危機関連保証の認定基準である15%以上減を満たしていることになる。

しかし、A協会が保管していた確定申告書類を確認したところ、算定年月と推定される3年3月の売上高は3417万円であり、前年同月の売上高2023万円に比べて大幅に増加していた（最近1か月間の売上高等減少率はマイナス68.8%）。

また、2年12月から3年2月までの間の売上高についても、それぞれ前年同月の売上高に比べて大幅に増加していた（最近1か月間の売上高等減少率はいずれもマイナス65%以下）。

このように、事後的に確認した結果、4か月間いずれの月も売上高が増加しており、最近1か月間の売上高等減少率が危機関連保証の認定基準を下回っている状況となっていた。

認定書上の記載内容				会計検査院による確認結果 (A協会が保管していた確定申告書類により確認)					
				当期確定申告書類		前期確定申告書類		協会が保管している確定申告書類により確認できる売上高の増減	協会が保管している確定申告書類により確認できる最近1か月間の売上高等減少率
				市区町村長認定申請年月及びその前3か月の1か月間の売上高		左の期間に対応する前年1か月間の年月及び売上高			
市区町村長認定申請年月	最近1か月間の売上高等	左の期間に対応する前年1か月間の売上高等	最近1か月間の売上高等減少率	年月	売上高	年月	売上高	(C-D)	(D-C)/D×100
	(A)	(B)	(B-A)/B×100		(C)		(D)	(C-D)	(D-C)/D×100
令和3年3月	1655万円	2023万円	18.2%	3年3月	3417万円	2年3月	2023万円	1393万円増	－68.8%
				3年2月	3161万円	2年2月	1900万円	1260万円増	－66.3%
				3年1月	3391万円	2年1月	2019万円	1372万円増	－67.9%
				2年12月	3537万円	元年12月	2136万円	1400万円増	－65.5%

認定書上は、15%以上減であるため認定基準を満たすと認定

確認の結果、いずれの月も売上高が増加しており、認定基準（15%以上）を下回っていた。

(注) 金額は万円未満を切り捨てている。

協会に対する検査を通じて市区町村長認定の事務の状況を確認したところ、事務を担当した各地方公共団体は、非常時において審査の迅速性が求められている中で、認定要領等に基づき所要の事務を実施していたものと思料される。また、中小企業庁は、コロナ禍における申請書類の簡素化の結果として、認定当時の状況について確定申告書類により事後的に確認を行った場合、売上計上時期のずれ等により認定書に記載されている売上高等と確定申告書類上の売上高に差異が生じることは、認定事務の性質上起こり得るとしている。一方、認定基準を機械的に確認したところ、上記のとおり、確定申告書類の内容を基にした最近1か月間の売上高等減少率が認定基準を下回っていた事態が一部で実際に見受けられたことなどから、当該事態への対応及びその結果に応じた認定事務に関する手当についての検討が必要であると考えられる。

したがって、中小企業庁において、関係機関と連携するなどして、142件の事態について、市区町村長認定の事務を担当した各地方公共団体等を通じて当該事態に係る中小企業者等の売上高等の状況を確認するなどした上で必要な対応を執るとともに、その結果を踏まえて、今後の非常時における経営安定関連保証等の市区町村長認定が必要となる保証の発動等に備えて、新型コロナ関連保証に係る市区町村の認定事務を検証するなどして、非常時の経営安定関連保

証等に係る事務における認定基準等の確認が適切に行われるようその在り方を検討することが重要であると考えられる。

ウ 保証債務の管理及び中小企業者等に対する経営支援の状況

協会は、民間金融機関との保証契約に基づき、保証付融資を受けた中小企業者等の返済が滞るなどした場合には、貸付債権の管理を行っている当該民間金融機関から報告を受けることになっている。

また、協会は、当該中小企業者等に対して、協会法第20条の規定に基づき、経営の改善に係る助言等の支援（以下「経営支援」という。）を行うなどしている。具体的には、協会は、元年度から5年度までの間に、国から信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金（以下「経営支援強化促進補助金」という。）計44億6693万余円の交付を受けており、経営支援強化促進補助金を活用し、経営支援の費用の一部に充てるなどして、保証を利用している中小企業者等に対し、企業訪問、^(注23) 専門家派遣^(注24)、計画策定支援^(注25)、経営サポート会議の開催等の経営支援を行っている。

そこで、協会が行っている中小企業者等に対する企業訪問等の経営支援の実施状況をみると、図表2-19のとおり、2年度は新型コロナウイルス感染症による行動制限等の影響により、支援先の件数は元年度に比べて大きく減少していた。一方、3年度以降の支援先の件数は増加しており、4、5両年度には新型コロナウイルス感染症拡大前の元年度を上回る状況となっていた。

(注23) 専門家派遣 協会が、中小企業者等に対して、経営診断や経営状況改善のための計画策定等の経営支援を行うことを目的として、中小企業診断士等の専門家を派遣すること

(注24) 計画策定支援 協会が、中小企業者等に対して、専門家派遣等を実施して、経営改善計画を作成する支援を行うこと

(注25) 経営サポート会議 協会を事務局として、経営改善計画や金融支援の内容についての合意形成を希望する中小企業者等が、取引金融機関との間で情報共有・意見交換を行う会議

図表2-19 協会が行っている中小企業者等に対する主な経営支援の実施状況

(単位：件)

		令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		うち経営支援強化促進補助金を活用		うち経営支援強化促進補助金を活用		うち経営支援強化促進補助金を活用		うち経営支援強化促進補助金を活用		うち経営支援強化促進補助金を活用	
協会が行っている主な経営支援の支援先の件数の 総数	協会が行っている主な経営支援の支援先の件数の 総数	24,970	12,282	11,154	6,079	21,732	10,345	28,703	13,229	30,632	13,925
	企業訪問	15,571	6,783	6,396	3,263	14,234	5,117	18,275	5,656	18,017	5,162
	専門家派遣	4,546	4,180	2,382	2,133	4,474	4,182	6,288	6,059	7,505	7,110
	計画策定支援	1,949	1,319	1,135	683	1,581	1,046	2,226	1,514	2,569	1,653
	経営サポート会議	2,904		1,241		1,443		1,914		2,541	

注(1) 支援先に対して主な経営支援の取組が複数実施されている場合、それぞれに支援先の件数として計上している。

注(2) 経営サポート会議に係る支援先の件数は、各協会において経営支援強化促進補助金を活用している場合と活用していない場合を分けて集計することとなっていないため、内訳を示していない。

3(2)アのとおり、新型コロナ関連保証については、多額の保証債務残高がある中で、条件変更中の金額、代位弁済額、求償権の発生額及び求償権残高が増加している。

また、国は、6年3月に「再生支援の総合的対策」を策定し、日本公庫等の公的金融機関、民間金融機関等による経営改善、再生支援等を一層促しており、この中で、協会に対して、金融機関と連携し、保証付融資を受けている割合が高い中小企業者等を支援先として特定し、主体的に支援するなどの取組を実施することを要請している。

これらの状況を踏まえ、協会の保証の対象となる中小企業者等が債務不履行に陥る事態を防ぐなどのために、中小企業庁において、引き続き、保証の対象となる中小企業者等に対して各協会が的確な経営支援を実施していくよう、協会に対して適切な指導、助言等を行っていくことが重要であると考えられる。

エ 新型コロナ関連保証等に係る国の財政援助額の使用状況等

新型コロナ関連保証等については、図表0-5のとおり、国からの財政援助を受けて保険金の支払、損失補償、保証料補助等が行われており、制度と財政援助が深く結びついている。そこで、新型コロナ関連保証等に係る国の財政援助額の使用状況(注26)について分析を行った。

(注26) 財政援助は、保証料補助や特別利子補給を含む新型コロナ関連保証等だけでなく、伴走支援型特別保証（一般保証）や事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）も含めて行われており、新型コロナ関連保証等分だけを区分することは困難であるため、財政援助額全体を分析の対象としている。

新型コロナ関連保証等に係る国の財政援助の全体像を示すと図表2-20のとおりであり、財政援助額のそれぞれの使用状況等についての検査の状況は(ア)及び(イ)のとおりである。

図表2-20 新型コロナ関連保証等に係る国の財政援助の全体像（令和元年度～5年度）

① 出資金（詳細は(ア)で記載）

財政援助の種別	財政援助の用途	区分経理	財政援助先	財政援助額 (資本準備金増加額)	資本準備金取崩額 注(3)、注(4)	国庫納付の有無 (国庫納付規定あり)	令和5年度末 資本準備金残高 注(3)
出資金	A 新型コロナ関連保証等の代位弁済に伴う保険金等の支払【(ア)注(2)】	×	日本公庫	3兆6881億円	6463億円	無 (国庫納付規定あり)	5兆2841億円

注(1) 「財政援助の用途」の左欄のアルファベットは、図表0-5の括弧内の記号に対応している。

注(2) 図表内の【(ア)】は、後述の検査の状況の記載箇所（(ア)）を表している。

注(3) 公庫法上、信用保険等業務勘定として区分経理することとされていることから、新型コロナ関連保証等の制度ごとではなく、信用保険等業務勘定全体の額を示している。

注(4) 当期純損失を計上した翌年度における資本準備金取崩額の累計額を示している。

② 補助金（詳細は(イ)で記載）

財政援助の種別	財政援助の用途	基金造成	区分経理	財政援助先	財政援助額 (うち基金造成額)	執行額 (執行率)	国庫返納額	令和5年度末 基金残高
補助金	B 新型コロナ関連保証等の代位弁済に伴う損失補償【(イ) a】注(2)	○	○	連合会	6422億円 (6422億円)	233億円 (3.6%)	-	6196億円
	C 民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助【(イ) b】注(2)	×	○	連合会	1兆1554億円 (-)	1兆1554億円 (-)	966億円	-
	D 伴走支援型特別保証制度等に係る保証料補助【(イ) b】注(2)	○	○	連合会	7865億円 (7865億円)	2377億円 (30.2%)	-	5607億円
	E 民間ゼロゼロ融資に係る特別利子補給【(イ) b】注(2)	○	○	中小機構	1兆5127億円 (1兆5127億円)	7080億円 (46.8%)	6824億円	1223億円

注(1) 「財政援助の用途」の左欄のアルファベットは、図表0-5の括弧内の記号に対応している。

注(2) 図表内の【(イ) a】及び【(イ) b】は、それぞれ後述の検査の状況の記載箇所（(イ) a 及び(イ) b）を表している。

(ア) 日本公庫における保険金等の支払の原資となる出資金等の状況等（図表2-20①に関連）

a 保険金等の支払の原資となる出資金等の状況

公庫法によれば、日本公庫は、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないとされており、信用保険に関する業務については信用保険等業務勘定を設けて整理している。そして、国は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業者等の経営の安定を後押しするために、日本公庫の信用保険等業務勘定に対して、元年度から3年度までの間に、計3兆6881億円を出資して、その財務基盤の強化を図っている（概念図等については、別図表15参照）。

b 日本公庫の信用保険等業務勘定で管理する資本準備金の概要

日本公庫の信用保険等業務勘定においては、国から出資された額の全額を資本準備金として計上している。そして、信用保険事業では、新型コロナ関連保証等の特定の保証制度ごとではなく、信用保険事業全体で財務基盤を維持する必要があることなどから、公庫法に基づき、資本準備金は、新型コロナ関連保証等の制度ごとではなく、信用保険等業務勘定全体として経理されている。すなわち、資本準備金は、新型コロナ関連保証等分として区分経理されていない。

また、信用保険等業務勘定においては、当期純損失が計上された場合の処理(注27)や国庫納付についての規定はあるが、平成20年度から令和5年度までの間に国庫納付を行った実績はない。

(注27) 信用保険等業務勘定では、政策的な配慮により保険料率を低率に設定していることなどから、基本的に当期純損失が計上されることが見込まれるものとなっている。そして、公庫法等によれば、当期純損失が計上され、剰余金の額が零を下回るときは、準備金の額を減少して整理するとされている。具体的には、①信用保険等業務勘定に属する準備金に利益準備金の額が計上されているときは、当該利益準備金の額を減少して整理し、②なお不足があるときは、その不足額は、当該信用保険等業務勘定に属する資本準備金の額を減少して整理するものとされている。一方、当期純利益が計上され、剰余金の額が零を上回った場合は、一定額まで積み立て、なお残余があるときは、国庫納付しなければならないとされており、また、上記の場合を除き、その他の剰余金の処分を行ってはならないとされている。

c 日本公庫における新型コロナ関連保証等に係る保険の状況

1(2)イ(ウ) a のとおり、日本公庫は、各協会と包括保証保険契約を締結して、保険引受けを行っており、当該保険引受けの対価として、協会から保険料を徴収している。そして、協会が代位弁済を行った場合には、日本公庫は協会に対して保険金の支払を行い、その後、協会が求償権の行使により資金を回収した場合には、日本公庫は協会から代位弁済額に対する保険金支払額の割合に応じて回収金の納付を受けている。

5年度末時点の新型コロナ関連保証等に係る保険の状況をみたところ、保険引受額は41兆4119億余円となっていた。また、新型コロナ関連保証等は元年度に制度が開始され5年度末時点で4年程度が経過した段階となっており、あくまで途中段階になるが、保険収支（保険料や回収金による収入と保険金の支出の差額）は、図表2-21のとおり、累計で147億余円の黒字となっており、事故率(注28)は1.07%、非回収率は95.75%となっていた（新型コロナ関連保証等に係る保

險の状況については、別図表15参照)。

(注28) 非回収率 「100－回収率（当該年度までの累積の回収金等÷当該年度までの累積の保険金×100）」で算出される割合

d 信用保険等業務勘定に係る資本準備金等の状況

元年度から5年度までの信用保険等業務勘定全体の損益等の状況をみると、図表2-21のとおり、2、3両年度は、信用保険等業務勘定全体の保険収支は黒字となっているものの、多額の新型コロナ関連保証等の保険引受けを行ったこと(注29)などにより、保険契約準備金を積み立てるための保険契約準備金繰入額が計上されたことなどから、当期純損失は2年度7188億余円、3年度1420億余円となっていた。一方、5年度は、信用保険等業務勘定全体の保険収支は赤字になったものの、保険引受残高が減少したことなどにより保険契約準備金戻入額が計上されたことなどから、当期純利益は1497億余円となっていた。

(注29) 保険契約準備金 「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」等に基づき、将来の保険責任の遂行に支障を来たすことがないように積み立てる準備金

図表2-21 信用保険等業務勘定の損益等の状況（令和元年度～5年度）

（単位：億円）

区分	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	累計
保険収支	△ 666	439	664	△ 178	△ 1524	△ 1265
うち新型コロナ関連保証等 注(1)	0	814	561	△ 176	△ 1052	147
当期純利益・純損失（△）	△ 23	△ 7188	△ 1420	△ 716	1497	△ 7852
うち保険契約準備金繰入額（△）・戻入額	652	△ 7636	△ 2008	△ 495	3043	△ 6445
剰余金残高 注(2)	△ 23	△ 7188	△ 1420	△ 716	1497	
保険契約準備金残高	7731	1兆5368	1兆7376	1兆7872	1兆4829	

注(1) 日本公庫において、新型コロナ関連保証等に係る保険収支は現金主義による実績値のみ集計しているため、現金主義による金額を記載している。

注(2) 剰余金は、決算書上の「繰越利益剰余金」を示している（図表2-22についても同じ。）。

そして、資本準備金等の状況をみると、図表2-21のとおり、元年度から4年度まで剰余金の額が零を下回ったことから、図表2-22のとおり、資本準備金等が取り崩されていたが、元年度から3年度までに新型コロナ関連保証等に係る出資を受け入れたことなどにより、5年度末の剰余金処理後の準備金残高は5兆4338億余円となっており、そのうち資本準備金は5兆2841億余円となっていた。

図表2-22 信用保険等業務勘定の資本準備金等の状況（令和元年度～5年度）

（単位：億円）

区分	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	累計
国からの出資金	639	1兆4517	2兆3227	570	467	3兆9420
うち新型コロナ関連保証等	47	1兆4073	2兆2761	-	-	3兆6881
剰余金処理後の準備金残高 注(1)	2兆3385	3兆0714	5兆2520	5兆2374	5兆4338	
資本準備金残高	2兆0522	3兆0714	5兆2520	5兆2374	5兆2841	
利益準備金残高	2862	-	-	-	1497	
(参考)剰余金処理後の準備金残高 の計算過程	2兆3385	3兆0714	5兆2520	5兆2374	5兆4338	
資本準備金残高(A)+(B)+(C)	2兆0522	3兆0714	5兆2520	5兆2374	5兆2841	
前年度末資本準備金残高(A) 注(2)	1兆9883	2兆0522	3兆0714	5兆2520	5兆2374	
国からの出資金(B)	639	1兆4517	2兆3227	570	467	3兆9420
資本準備金の取崩し(C)	-	△ 4325	△ 1420	△ 716	-	△ 6463
利益準備金残高(D)+(E)+(F)	2862	-	-	-	1497	
前年度末利益準備金残高(D) 注(2)	2886	2862	-	-	-	
利益準備金の積立て(E)	-	-	-	-	1497	1497
利益準備金の取崩し(F)	△ 23	△ 2862	-	-	-	△ 2886

注(1) 前年度末の剰余金処理後の準備金残高に、当該年度の国からの出資金及び剰余金残高を加減して算定している。

注(2) 前年度末の剰余金処理後の準備金残高である。

e 信用保険等業務勘定におけるリスク管理の状況

日本公庫は、今後の保険金支払がどのように推移するかは、その時々の方策判断や経済状況、経営改善支援の取組等、様々な要因によるため、新型コロナ関連保証等に係る将来の損失について確たる予測を行うことは難しいが、債務履行状況や保険金支払等に係る実績データの推移等により足元の状況の把握に日々努めるとともに、適切な財務基盤を確保することにより、リスク管理を行っているとしている。

また、日本公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」等に基づき、新型コロナ関連保証等の制度ごとではなく、信用保険事業全体で将来の保険責任の遂行に支障を来すことがないよう保険契約準備金を積み立てることとされており、図表2-21のとおり、日本公庫の信用保険等業務勘定における保険契約準備金の5年度末残高は1兆4829億余円となっていた。

このように、5年度末時点では、c及びdのとおり、新型コロナ関連保証等に係る保険の事故率は1.07%、保険収支は累計で黒字となっており、資本準備金残高が5兆2841億余円と元年度末時点の2兆0522億余円から増加した状況となってい

る。

これに関し、財務省は、新型コロナ関連保証付融資の元利金の返済が本格化していることから、今後、保険事故（代位弁済）が増加することによって事故率が上昇し、保険収支が悪化することにより資本準備金を取り崩すことになる可能性に備えておくとともに、今後の状況を注視していくことが必要としている。また、新型コロナ関連保証等の特定の保証制度が終了した後も、社会経済の危機はいつ起こるか分からない中、日本公庫における信用保険事業自体は継続していくことなどから、特定の保証制度ごとではなく、信用保険事業全体で財務基盤を維持する必要があるなどとしている。

日本公庫においては、新型コロナ関連保証付融資の元利金の返済が本格化していることから、今後、保険事故が増加することによって事故率が上昇し、保険収支が悪化することにより、資本準備金を取り崩すことになる可能性があるため、新型コロナ関連保証等に係る保険収支が日本公庫の信用保険等業務勘定の財務状況に与える影響に留意しながら、リスク管理を含む新型コロナ関連保証等に係る保険の適切な業務運営に努めることが重要であると考えられる。

(イ) 補助金による各財政援助額の状況

a 連合会が行う損失補償のために交付された補助金の使用状況等（図表2-20② Bに関連）

(a) 損失補償のために交付された補助金の予算措置等の状況

国は、協会が代位弁済を行った際の損失の一部を補填するために、経営安定関連保証等対策費補助金交付要綱（平成13・01・26財中第2号）に基づき、連合会に対して経営安定関連保証等対策費補助金を交付している。連合会は、同補助金を基に経営安定関連保証等特別基金（以下、経営安定関連保証等特別基金のうち、損失補償を行うための基金を「経営安定基金（損失補償）」という。）を造成しており、協会に対して損失補償を行っている。そして、国は、新型コロナ関連保証等の発動に伴い、今後協会が行う代位弁済が増加し、連合会から協会への損失補償が増加する懸念があるとして、元年度及び2年度に、連合会に対して計6422億円の経営安定関連保証等対策費補助金を交付している（概念図等については、別図表16参照）。

(b) 連合会における経営安定基金（損失補償）の執行状況等

連合会は、協会が代位弁済を行った額から日本公庫による保険金額を控除した額の8割を上限額として、代位弁済を行った年度の翌年度以降、協会に対して損失補償を行っている。その後、協会が求償権の行使により資金を回収した場合には、連合会は、代位弁済額に対する損失補償金の割合に応じて回収金の返納を協会から受けている。

5年度末時点の連合会における経営安定基金（損失補償）のうち、新型コロナ関連保証等に係る分についての執行状況等は、図表2-23のとおり、基金造成額6422億円、損失補償233億余円、回収返納金8億余円及び基金残高6196億余円となっていた。また、(ア) c のとおり、新型コロナ関連保証等は元年度に制度が開始され5年度末時点で4年程度が経過した段階となっており、あくまで途中段階になるが、5年度末時点における事故率は1.27%であったことなどから、5年度末時点における新型コロナ関連保証等に係る経営安定基金（損失補償）の執行率（基金造成額に対する損失補償の割合）は、3.6%となっていた（新型コロナ関連保証等の事故率及び非回収率の状況については、別図表16参照）。

図表2-23 新型コロナ関連保証等に係る経営安定基金（損失補償）の執行状況等
(単位：億円)

	基金造成額 (A)	損失補償 (B)	回収返納金	基金残高	執行率 (B) / (A)
令和元年度	7	-	-	7	
2年度	6415	-	-	6422	
3年度	-	8	0	6413	
4年度	-	61	1	6353	
5年度	-	163	6	6196	
計	6422	233	8		3.6%

(注30)

なお、6年9月に公表された基金シートによれば、中小企業庁は、新型コロナ関連資金繰り支援の大部分を6年6月末をもって終了したことを踏まえ、6年度に基金規模の見直しを行い、新型コロナ関連資金繰り支援に要する費用の今後の使用見込みを精査し、経営安定関連保証等特別基金総額1兆2657億余円（5年度末残高）のうち7656億円について、6年度中に国庫返納する予定とされている。

(注30) 基金シート 「行政事業レビュー実施要領」(平成25年4月行政改革推進会議)等に基づき、国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金について、透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うために、各府省等が毎年度作成するもの

b その他補助金の使用状況(図表2-20②CからEまでに関連)

aのほか、国は、連合会に対して民間ゼロゼロ融資及び伴走支援型特別保証制度等に係る保証料補助を行うために1兆1554億余円及び7865億円を、また、中小機構に対して民間ゼロゼロ融資に係る特別利子補給を行うために1兆5127億円を、それぞれ補助金として交付している。そして、連合会は伴走支援型特別保証制度等に係る保証料補助を行うために、また、中小機構は民間ゼロゼロ融資に係る特別利子補給を行うために、それぞれ基金を造成している(以下、伴走支援型特別保証制度等に係る保証料補助を行うための基金を「経営安定基金(保証料補助)」といい、また、民間ゼロゼロ融資に係る特別利子補給を行うための基金を「新型コロナウイルス感染症基金」という。)

5年度末時点のそれぞれの補助金の執行状況をみると、民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助については1兆1554億余円が、経営安定基金(保証料補助)については2377億余円(基金造成額に対する執行額の割合30.2%)が、新型コロナウイルス感染症基金については7080億余円(同46.8%)が、それぞれ交付されるなどしていた。そして、5年度末時点の国庫への返納状況をみると、民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助は966億余円、新型コロナウイルス感染症基金は6824億円となっていた。また、6年9月に公表された基金シートによれば、経営安定関連保証等特別基金総額のうち7656億円について前記のとおり6年度中に国庫返納する予定とされており、新型コロナウイルス感染症基金のうち563億余円についても6年度中に国庫返納する予定とされている(それぞれの補助金の概要等については、別図表17及び別図表18参照)。

国の財政状況が厳しい現状を踏まえ、連合会及び中小機構は、新型コロナ関連保証等に係る基金を管理する法人として、基金規模の妥当性について不断に検討するとともに、基金の規模が過大であると認められる場合には国庫への返納を適時適切に行うことが重要であると考えられる。

4 検査の状況に対する所見

(1) 検査の状況の主な内容

会計検査院は、中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、

① 日本公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナ特別貸付等の貸付債権等はどのような状況となっているか、特に、令和4年度決算検査報告に掲記した4年度末時点における貸付債権等の状況からどのように変化しているか

② 協会が中小企業者等に対して実施した新型コロナ関連保証の保証債務等はどのような状況となっているか、また、新型コロナ関連保証等の実施に係る国の財政援助額の使用状況等はどのようになっているか

などに着眼して検査した。

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

ア 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況（18～37ページ参照）

(ア) 貸付実績及び貸付残高の状況

新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の5年度末までの貸付実績の累計は、全体で1,276,196件20兆6397億余円となっていた。また、同年度末時点の貸付残高は、全体で968,707件12兆4014億余円と、上記貸付実績の75.9%（件数比）及び60.0%（金額比）となっていた。

5年度末までに返済された新型コロナ特別貸付等は計8兆0892億余円となっており、このうち、完済された新型コロナ特別貸付等は、計292,604件5兆5651億余円（中小企業事業の金額については、完済となっていない貸付けに係る返済額を含む。）となっていた。

借換えによる完済の状況をみると、国民生活事業では、新たな貸付けを行うことにより既往の貸付残高の全てを決済したものが118,198件（完済されたものの44.2%）1兆1726億余円（同43.3%）となるなどしていた（19～21ページ参照）。

(イ) 元金返済等の状況

元金返済の状況をみると、いずれの貸付けも、件数及び金額の両方において、元金返済中及び据置期間中の貸付債権が全体の9割程度を占めていた。そして、元金返済中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は計750,250件8兆5356億余

円、据置期間中の新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は計112,122件2兆5824億余円となっていた。また、条件変更中の貸付債権及び延滞等に至った貸付債権は、いずれも1割未満であったが、3年度末以降の各年度末の金額は、いずれの貸付けにおいてもそれぞれ前年度末から大幅に増加していた（21～24ページ参照）。

(ウ) 償却の状況

新型コロナ特別貸付等に係る償却の件数及び金額は、いずれの貸付けにおいても年々増加しており、5年度末までに償却した新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権は、計14,885件1490億余円となっていた。また、国民生活事業について、2年度から5年度までの間に償却された新型コロナ特別貸付に係る貸付債権の償却事由をみたところ、いずれの年度においても「破産等」と「生活困窮」で9割超を占めていた（24～26ページ参照）。

(エ) リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況

a リスク管理債権等の状況

5年度末における新型コロナ特別貸付等に係るリスク管理債権の額は、全体では1兆1965億余円となっていた。このうち「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」は計221億余円、「危険債権」は計3900億余円、「要管理債権」は計7842億余円となっていた。また、5年度末における新型コロナ特別貸付に係る部分直接償却実施額は、計2178億余円となっていた（26～34ページ参照）。

b 貸倒引当金等の状況

5年度末における貸倒引当金の計上額は、国民生活事業4135億余円、中小企業事業6660億余円、商工中金1945億余円、計1兆2740億余円（うち新型コロナ特別貸付等分計3427億余円）となっていた（34～37ページ参照）。

イ 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（38～62ページ参照）

(ア) 保証債務の状況

a 保証承諾及び保証債務残高の状況

5年度末までの新型コロナ関連保証の保証承諾の累計は、2,028,360件38兆2664億余円となっていた。また、同年度末時点の保証債務残高は、1,357,803件19兆4960億余円と、上記保証承諾実績の累計の66.9%（件数比）及び50.9%（金額比）となっていた（39～41ページ参照）。

b 保証債務の償還の状況

5年度末までの新型コロナ関連保証に係る保証債務の償還状況をみると、5年度末までに17兆8222億余円の保証債務が償還されており、このうち全額が償還されたものが624,276件12兆3380億余円（償還額の69.2%）となっていた。そして、完済日と同日に新規の新型コロナ関連保証付融資等が貸し付けられたものを借換えとみなして集計すると、358,701件（全額償還されたものの57.4%）7兆1899億余円（同58.2%）となった（41、42ページ参照）。

c 保証債務残高に係る元金返済等の状況

5年度末時点における新型コロナ関連保証付融資の元金返済の状況をみると、元金返済中の件数及び金額は1,076,444件13兆2596億余円、据置期間中の件数及び金額は212,274件5兆0475億余円となっていて、件数及び金額の両方において、元金返済中及び据置期間中が全体の9割超を占めていた。また、条件変更中の件数及び金額は1割未満であったが、2年度末以降、それぞれ前年度末から大幅に増加しており、5年度末時点では1兆1888億余円となっていた（42、43ページ参照）。

d 代位弁済の状況

5年度までの新型コロナ関連保証の代位弁済額は年々増加しており、5年度までの累計では35,110件4848億余円となっていた（43、44ページ参照）。

e 保険金支払等の状況

代位弁済額の増加に伴い保険金支払額は年々増加しており、5年度までの保険金支払の累計は31,982件3669億余円、同年度までの協会負担分の累計額は1178億余円となっていた（44、45ページ参照）。

f 求償権の状況

代位弁済額の増加に伴い、求償権の発生額及び求償権残高は年々増加しており、5年度までの発生額は4848億余円、回収額は239億余円、5年度末時点における求償権残高は4564億余円となっていた（45、46ページ参照）。

g 求償権の管理事務停止等の状況

5年度までの求償権の管理事務停止の実績は、2,759件279億余円となっていた。また、4、5両年度の求償権整理の実績は、359件38億3731万余円となっていた。さらに、3年度から5年度までの求償権放棄等の実績は、求償権放棄が32件5億0595万余円、不等価譲渡が45件1億3034万余円、資本的劣後化が10件2億6

934万余円となっていた（46～48ページ参照）。

（イ）審査手続等の状況

新型コロナ関連保証に係る市区町村長認定の手続において、申請書類の簡素化を認めることとしていた状況を踏まえて、新型コロナ関連保証の対象となった中小企業者等の申請時における売上げの状況を事後的に確認した。具体的には、客観的に確認可能な最近1か月間の売上高等減少率について、決算後の確定申告書類に記載された売上高を基に算定した場合に、認定基準を上回っているかを機械的に確認した。その結果、協会が保管していた確定申告書類の記載内容を基に算定した最近1か月間の売上高等減少率が認定基準を下回っていた事態が865件中142件（保証承諾金額計73億7000万円、保証料補助金相当額計4億4787万余円）見受けられた（48～54ページ参照）。

（ウ）保証債務の管理及び中小企業者等に対する経営支援の状況

協会が行っている中小企業者等に対する経営支援の支援先の件数は3年度以降増加しており、4、5両年度には新型コロナウイルス感染症拡大前の元年度を上回る状況となっていた（54、55ページ参照）。

（エ）新型コロナ関連保証等に係る国の財政援助額の使用状況等

a 日本公庫における保険金等の支払の原資となる出資金等の状況等

日本公庫の信用保険等業務勘定の財務基盤強化のために措置された出資金について、日本公庫の信用保険等業務勘定においては国から出資された額の全額を資本準備金として計上していることから、資本準備金の状況等をみると、新型コロナ関連保証等に係る保険の事故率は1.07%、保険収支は累計で黒字となっており、5年度末時点の資本準備金残高が5兆2841億余円と元年度末時点の2兆0522億余円から増加した状況となっている（56～60ページ参照）。

b 補助金による各財政援助額の状況

5年度末時点のそれぞれの補助金の執行状況をみると、経営安定基金（損失補償）のうち、新型コロナ関連保証等に係る分については、損失補償233億余円（基金造成額に対する執行額の割合3.6%）となっていた。また、民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助については1兆1554億余円が、経営安定基金（保証料補助）については2377億余円（同30.2%）が、新型コロナウイルス感染症基金については7080億余円（同46.8%）が、それぞれ交付されるなどしていた。

そして、5年度末時点の国庫への返納状況をみると、民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助は966億余円、新型コロナウイルス感染症基金は6824億円となっていた。また、6年9月に公表された基金シートによれば、中小企業庁は、新型コロナ関連資金繰り支援の大部分を6年6月末をもって終了したことを踏まえ、6年度に基金規模の見直しを行い、新型コロナ関連資金繰り支援に要する費用の今後の使用見込みを精査し、経営安定関連保証等特別基金総額1兆2657億余円（5年度末残高）のうち7656億円について、6年度中に国庫返納する予定とされており、新型コロナウイルス感染症基金のうち563億余円についても6年度中に国庫返納する予定とされている（60～62ページ参照）。

（2）所見

日本公庫、商工中金、協会等は、新型コロナ特別貸付等、新型コロナ関連保証等の業務を実施している。そして、新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資については、返済開始時期を迎えるものが集中する時期を経過し、その元利金の返済が本格化するなどしている一方で、中小企業者等については借入金の残高や新型コロナウイルス関連の倒産件数が増加するなどしている。

については、検査で明らかになった状況を踏まえて、中小企業庁並びに日本公庫、商工中金、連合会及び中小機構は、次の点に留意するなどして資金繰り支援等を適切に実施していく必要がある。

ア 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等については、5年度末時点においても多額の貸付残高がある中で、条件変更中の貸付債権、延滞等に至った貸付債権及び償却した貸付債権が令和4年度決算検査報告に掲記した4年度末時点における貸付債権の状況と比較しても増加し、また、新型コロナ特別貸付等の借換えが相当数生じていると思料されるなどしている状況を踏まえて、新型コロナ特別貸付等及びその借換え後の貸付債権について、引き続き、債務者の状況把握等を適切に実施するなど、信用リスク管理等を適切に行うとともに、これまでと同様に、貸付債権の状況等に応じて適切に貸倒引当金を算定し、計上すること

イ 中小企業庁において、新型コロナ関連保証について、5年度末時点において多額の保証債務残高がある中で、条件変更中の金額、代位弁済額、求償権の発生額及び求償権残高が増加しているなどの状況を踏まえて、引き続き、各協会が保証債務及びその借換え後の保証債務の管理並びに求償権を取得した後の求償権の管理等を適切

に実施していくとともに、保証の対象となる中小企業者等に対して的確な経営支援を実施していくよう、適切な指導、助言等を行っていくこと

ウ 中小企業庁において、関係機関と連携するなどして、最近1か月間の売上高等減少率が認定基準を下回っていた事態について、市区町村長認定の事務を担当した各地方公共団体等を通じて当該事態に係る中小企業者等の売上高等の状況を確認するなどした上で必要な対応を執るとともに、その結果を踏まえて、今後の非常時における経営安定関連保証等の市区町村長認定が必要となる保証の発動等に備えて、新型コロナ関連保証に係る市区町村の認定事務を検証するなどして、非常時の経営安定関連保証等に係る事務における認定基準等の確認が適切に行われるようその在り方を検討すること

エ 日本公庫において、新型コロナ関連保証付融資の元利金の返済が本格化していることから、今後、保険事故が増加することによって事故率が上昇し、保険収支が悪化することにより、資本準備金を取り崩すことになる可能性があるため、新型コロナ関連保証等に係る保険収支が日本公庫の信用保険等業務勘定の財務状況に与える影響に留意しながら、リスク管理を含む新型コロナ関連保証等に係る保険の適切な業務運営に努めること

オ 連合会及び中小機構において、新型コロナ関連保証等に係る基金を管理する法人として、基金規模の妥当性を不断に検討するとともに、基金の規模が過大であると認められる場合には国庫への返納を適時適切に行うこと

会計検査院としては、中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について、引き続き注視していくこととする。

別 図 表 目 次

別図表1	中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の実績(令和5年度末)	・ 70
別図表2	中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関する国の財政援助 の状況	・ 72
別図表3	代位弁済及び求償権行使の手の続の流れ	・ 73
別図表4	新型コロナ関連保証に係るリスク分散(損失の引受割合)の状況	・ 74
別図表5	中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関連する検査報告掲 記事項の概要	・ 75
別図表6	日本公庫等における与信関係費用等、損益等の状況の推移	・ 76
別図表7	保証承諾から管理事務停止等までの流れ	・ 77
別図表8	新型コロナ関連保証実施前後の信用保証全体の保証債務残高の推移	・ 78
別図表9	保証債務の償還額等の推移	・ 79
別図表10	新型コロナ関連保証付融資の元金返済の状況の推移	・ 80
別図表11	保険金支払の件数及び金額の推移	・ 81
別図表12	求償権の発生額、回収額、求償権残高等の推移	・ 81
別図表13	求償権整理の件数及び金額の推移	・ 82
別図表14	求償権放棄等の件数及び金額の推移	・ 83
別図表15	日本公庫における保険金等の支払の原資となる出資金の概要等	・ 84
別図表16	連合会における損失補償のために交付された補助金の概要等	・ 88
別図表17	連合会における保証料補助のために交付された補助金の概要等	・ 90
別図表18	中小機構における民間ゼロゼロ融資に係る特別利子補給のために交付され た補助金の概要等	・ 94

別図表1 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援の実績（令和5年度末）

a 貸付け

（単位：件、億円、％）

実施機関	対象	貸付制度	貸付累計 件数 注(1)	貸付累計 額 注(1)	割合 注(2)
日本公庫	中小企業者 （主として小規模事業者）	経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付け）	24,201	2200	0.9
		新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変特別貸付	377	23	0.0
		①新型コロナ特別貸付（生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。）	1,164,782	12兆4797	52.9
		新型コロナ関連小規模事業者経営改善資金貸付（マル経）	82,053	4564	1.9
		新型コロナ関連生活衛生関係営業経営改善資金（衛経）	2,084	93	0.0
		新型コロナ対策資本金性劣後ローン（生活衛生新型コロナ対策資本金性劣後ローンを含む。）	2,356	637	0.2
	中小企業者	経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付け）	6,870	4948	2.0
		②新型コロナ特別貸付	72,550	5兆5919	23.7
		新型コロナ対策資本金性劣後ローン	10,086	1兆1011	4.6
商工中金	中小企業者 注(4)	③危機対応貸付け	38,864	2兆5680	10.8
		危機対応貸付け（資本金性劣後ローン）	908	1661	0.7
沖縄振興 開発金融 公庫	中小企業者 （主として小規模事業者）	経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付け）	91	12	0.0
		新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変特別貸付	1	0	0.0
		新型コロナ特別貸付（生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。）	19,841	2446	1.0
		小規模事業者経営改善資金貸付（マル経）	1,986	146	0.0
		沖縄雇用・経営基盤強化資金（沖縄経）	81	10	0.0
		生活衛生関係営業経営改善資金（衛経）	274	12	0.0
		新型コロナ対策資本金性劣後ローン（生活衛生新型コロナ対策資本金性劣後ローンを含む。）	53	16	0.0
	中小企業者	経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付け）	70	89	0.0
		新型コロナ特別貸付	937	1050	0.4
		新型コロナ対策資本金性劣後ローン	45	57	0.0
株式会社 日本政策 投資銀行	中小企業者 注(4)	危機対応貸付け	156	228	0.0
		危機対応貸付け（資本金性劣後ローン）	10	51	0.0
合計			1,428,676	23兆5660	100
①～③の計 注(5)			1,276,196	20兆6397	87.5

注(1) 貸付累計件数及び貸付累計額は、いずれも、令和2年1月から6年3月までに貸付けが実行されたものである。

注(2) 割合は合計の金額に対する比率（％）である。

注(3) 太字は事業規模が特に大きい貸付制度を示している。

注(4) 中小企業等協同組合等を含む。

注(5) ①～③の3貸付制度は、それぞれ1(2)アの「国民生活事業」及び「中小企業事業」における「新型コロナ特別貸付」並びに商工中金の「危機対応貸付け」に該当し、今回の検査の対象としているものである。

b 信用保証

(単位：件、億円、%)

実施機関	対象	信用保証制度	保証承諾件数	保証承諾金額	割合 注(1)
協会	中小企業者 注(2)	① S N4号	1, 119, 546	19兆9094	51. 7
		② S N5号	221, 268	3兆8951	10. 1
		③危機関連保証	687, 546	14兆4618	37. 6
		④新型コロナ関連保証（①～③の計）	2, 028, 360	38兆2664	99. 5
		うち民間ゼロゼロ融資	1, 366, 527	23兆4255	60. 9
		⑤事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度	5, 490	1824	0. 4
		合計（④＋⑤）	2, 033, 850	38兆4489	100

注(1) 割合は合計の金額に対する比率（%）である。

注(2) 中小企業等協同組合等を含む。

注(3) 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援のうち、信用保証については、本図表中の制度のほかに伴走支援型特別保証制度があるが、同制度の実績のうち「SN4号」「SN5号」及び「危機関連保証」の実績と重複する部分については、それぞれの保証の保証承諾件数及び保証承諾金額に含まれている。

c 保証料補助

(単位：件、億円、%)

実施機関	対象	信用保証制度	保証料補助の対象となった貸付けの件数	保証料補助額	割合 注(1)
連合会	協会	① S N4号	795, 855	6302	45. 2
		② S N5号	218, 543	1596	11. 4
		③危機関連保証	576, 436	5619	40. 3
		④新型コロナ関連保証（①～③の計）	1, 590, 834	1兆3518	97. 0
		うち民間ゼロゼロ融資	1, 356, 148	1兆1553	82. 9
		⑤その他 注(2)	54, 742	412	2. 9
		合 計 （④＋⑤）			1, 645, 576

注(1) 割合は合計の金額に対する比率（%）である。

注(2) 「その他」の保証料補助の対象となった貸付けの件数及び保証料補助額は、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度等に係る件数及び金額を示している。

注(3) 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援のうち信用保証については、本図表中の制度のほかに伴走支援型特別保証制度があるが、同制度に対する保証料補助のうち、「SN4号」「SN5号」及び「危機関連保証」と重複する部分については、それぞれの保証の保証料補助の対象となった貸付けの件数及び保証料補助額に含まれている。

d 利子補給

(単位：件、億円、%)

実施機関	対象	事業内容	利子補給の対象となった貸付けの件数	利子補給額	割合 注(1)
日本公庫	中小企業者 注(2)	指定を受けた金融機関が行う危機対応貸付けへの利子補給	135,381	581	6.4
中小機構		日本公庫の新型コロナ特別貸付、商工中金の危機対応貸付け等に係る特別利子補給	886,492	1371	15.2
		民間ゼロゼロ融資に係る特別利子補給	1,346,760	7049	78.3
合計			2,368,633	9003	100

注(1) 割合は合計の金額に対する比率（%）である。

注(2) 中小企業等協同組合等を含む。

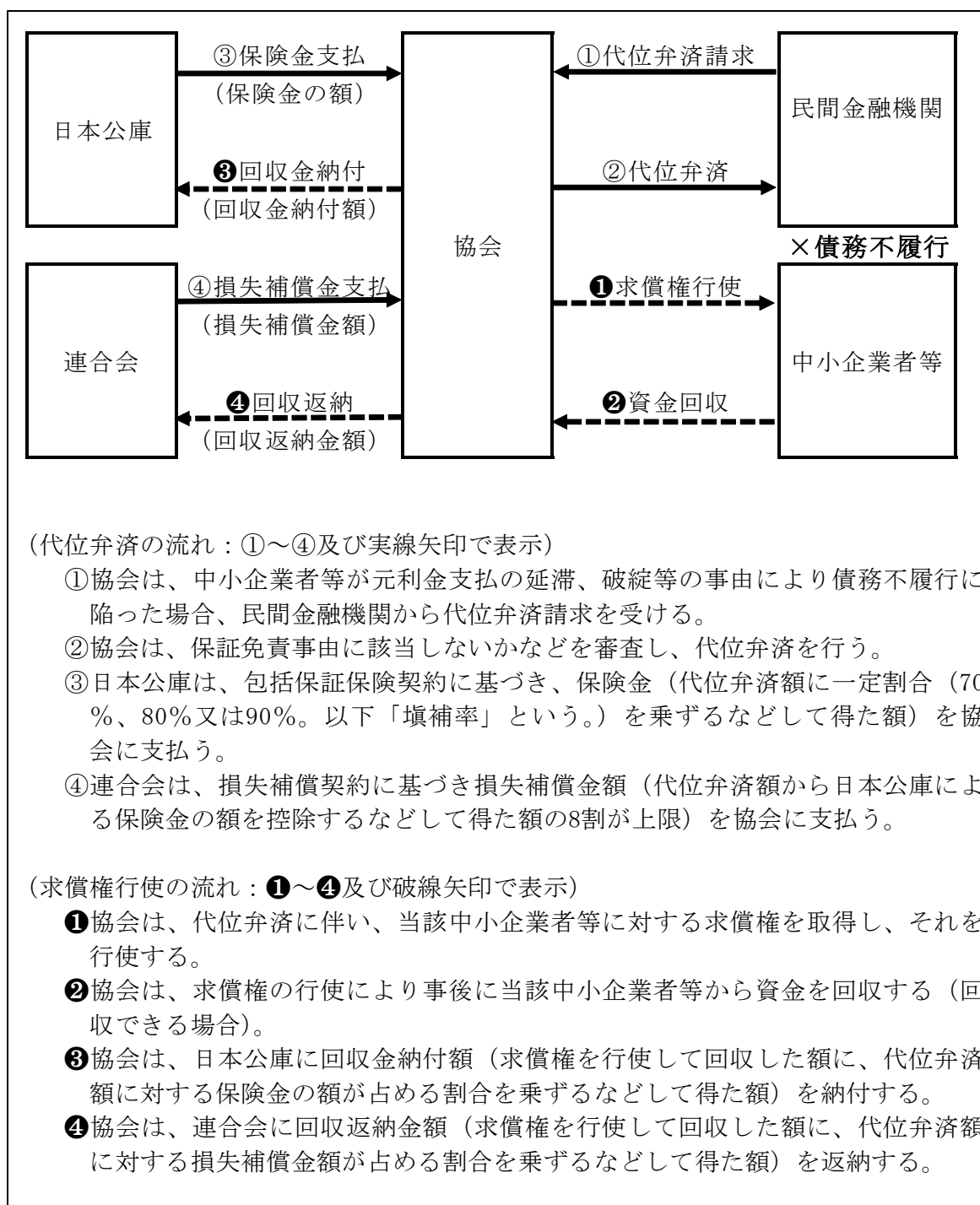
別図表2 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関する国の財政援助の状況

(単位：億円)

財政援助 の種別	財政援助先	財政援助 の使途	財政援助に係る予算科目（一般会計）			貸付実績額又は支出済額（注）					
			組織	項	目	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	元年度から5年度ま での計
財政融資 資金の貸 付け	沖縄振興開発金融公庫					265	2628	700	762	740	5095
	日本公庫（国民生活事業）					5680	6兆6009	6050	1112	2092	8兆0943
	日本公庫（中小企業事業）					1170	3兆6996	5268	1124	815	4兆5373
	日本公庫（危機対応円滑化業務）					350	3兆3994	2912	157	-	3兆7414
	財政融資資金の貸付実績額の計					7465	13兆9627	1兆4930	3155	3647	16兆8825
出資金	沖縄振興開発金融公庫	日本公庫 の新型コ ロナ特別 貸付、商 工中金の 危機対応 貸付け等	内閣本府	沖縄政策費	沖縄振興開発金融公庫出資金	32	277	445	-	-	754
	日本公庫（国民生活事業）		財務本省	政策金融費	株式会社日本政策金融公庫出資金	348	1兆7302	2兆7104	-	-	4兆4754
	日本公庫（中小企業事業）		厚生労働本省	生活衛生対策費	株式会社日本政策金融公庫出資金	22	394	650	-	-	1066
	日本公庫（商工中金の危機対応貸付けに係る分）		中小企業庁	中小企業事業環境整備費	株式会社日本政策金融公庫出資金	233	8418	1兆3730	663	613	2兆3657
	日本公庫		中小企業庁	中小企業事業環境整備費	危機対応円滑化業務出資金	-	98	2970	-	16	3084
	日本公庫	信用保証	財務本省	政策金融費	株式会社日本政策金融公庫出資金	47	1兆4073	2兆2761	-	-	3兆6881
	出資金の支出済額の計					682	4兆0563	6兆7660	663	629	11兆0197
補助金	連合会	信用保証	中小企業庁	中小企業事業環境整備費	経営安定関連保証等基金補助金	7	1兆2448	-	1832	-	1兆4287
	中小企業庁		中小企業事業環境整備費	事業環境整備対策費補助金	-	7943	3611	-	-	1兆1554	
	中小機構	利子補給	中小企業庁	中小企業事業環境整備費	中小企業再生支援利子補給補助金	47	1兆8450	-	-	-	1兆8497
	補助金の支出済額の計					54	3兆8841	3611	1832	-	4兆4338

（注） 財政融資資金の貸付実績額及び出資金の支出済額の一部には、中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に係る額以外の額が含まれている。また、令和元年度の貸付実績額は、日本公庫の新型コロナ特別貸付、商工中金の危機対応貸付け等が開始された2年3月の貸付実績額となっている。

別図表3 代位弁済及び求償権行使の手の続の流れ



別図表4 新型コロナ関連保証に係るリスク分散（損失の引受割合）の状況

	新型コロナ関連保証付融資に対する協会の保証割合注(1)	民間金融機関の負担割合	信用補完					実質的に協会が負っている負担割合注(3)
			信用保険		損失補償		信用保険及び損失補償が補完する割合	
			填補率	協会に対して日本公庫が支払う保険割合	損失補償契約による契約割合注(2)	連合会から協会に対する損失補償割合		
	a	b=100%-a	c	d=a×c	e	f=(a-d)×e	g=d+f	h=a-g
S N 4号	100%	0%	80%	80%	80%	16%	96%	4%
S N 5号	80%	20%	80%	64%	75%	12%	76%	4%
危機関連保証	100%	0%	90%	90%	60%	6%	96%	4%

損失を負担する者		民間金融機関		日本公庫 (信用保険)		連合会		協会
上記の者が損失を負担する基本的な原資の考え方		民間金融機関の資金(利息)		信用保険料・出資金		補助金		信用保証料注(4)

いずれの場合も、全額回収されれば、それぞれに充当され、損失を負わない。

注(1) 100%としているのは責任共有制度対象外保証を、80%としているのは責任共有制度対象保証を示している。なお、S N5号については、特別小口保険等、保証割合が100%となるものもある。

注(2) 地方公共団体によっては地方公共団体独自の損失補償を設けている場合があるが、本図表では、地方公共団体独自の損失補償が設けられていない場合の最大の損失補償の割合を記載している。ただし、民間ゼロゼロ融資に関しては、地方公共団体独自の損失補償の有無に関わらず、本図表の割合が適用されている。

注(3) 本図表では、最大の損失補償割合が適用されるケースにおける負担割合の最小値を記載している。なお、この他に地方公共団体独自の損失補償が設けられている場合がある。

注(4) 信用保証を利用する中小企業者等から徴収する信用保証料は、日本公庫に支払う信用保険料、損失処理等の信用保証制度を運営するために必要な費用に充てられるものとなっている。そして、民間ゼロゼロ融資等においては連合会による保証料補助が行われている。なお、地方公共団体独自の損失補償を加味していない。

別図表5 中小企業者等に対する新型コロナ関連資金繰り支援に関連する検査報告掲記事項の概要

検査報告	内容
令和2年度決算検査報告 (新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する資金繰り支援の実施状況等について)	中小企業者等に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付実績の大部分を占めていた新型コロナ特別貸付等の実施状況等について分析した。そして、所見として、日本公庫等において、新型コロナ特別貸付等に係る貸付件数が著しく増加していることなどを踏まえて、引き続き効率的かつ適切な貸付申込先の状況把握に努めることや、返済開始時期が到来していない貸付債権が相当程度あることなどを踏まえて、引き続き効率的かつ適切な債務者の状況把握に努めることに留意するなどして、資金繰り支援を適切に実施していく必要がある旨を記述した。
令和4年度決算検査報告 (株式会社日本政策金融公庫等が中小企業者等に対して実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る貸付債権等の状況について)	新型コロナ特別貸付等を対象として、貸付債権の状況について分析した。また、審査手続において設けられた緩和措置等の実施状況及び貸付債権の管理の状況について検査し、国民生活事業において、貸付申込先の状況把握が十分に行われたことが確認できない事態及び債務者の生活状況が困窮状況にあるという償却事由の根拠となる事実が十分に把握されていないまま償却が決定されていた事態が見受けられた旨を記述した。そして、所見として、次のアからウまでに留意するなどして資金繰り支援等を適切に実施していく必要がある旨を記述した。 ア 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等については4年度末時点において多額の貸付残高がある中で条件変更中の貸付債権、延滞等に至った貸付債権及び償却した貸付債権が年々増加し、また、新型コロナ特別貸付等の借換えが相当数生じていると预料されるなどしている状況を踏まえて、新型コロナ特別貸付等及びその借換後の貸付債権について、引き続き、債務者の状況把握等を適切に実施するとともに、貸付債権の状況等に応じて適切に貸倒引当金を算定し、計上すること イ 日本公庫の国民生活事業において、今後の非常時において関係省庁の要請を踏まえるなどして緩和措置を設ける場合には、緩和措置の下における貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組がより適切に行われるよう努めること ウ 日本公庫の国民生活事業において、債務者フォローアップや早期改善支援等の債務者の状況把握及び当該状況に応じた支援に係る取組を引き続き適切に実施するとともに、これらの取組において、対象となる債務者の貸付関係書類において貸付時における貸付申込先の状況把握の適正性が十分に確認ができない状況となっている場合には、当該債務者の財務状況や業況の推移に特に留意すること。また、償却の決定を慎重かつ適切に行うとともに、外部に委託して調査した結果に基づき債務者の生活困窮を事由として償却を決定した貸付債権については、改めて償却を決定した根拠を検証し、必要な対応を執ること

別図表6 日本公庫等における与信関係費用等、損益等の状況の推移

(単位：億円)

区分	令和 元年度				2年度				3年度			
	日本公庫			商工中金	日本公庫			商工中金	日本公庫			商工中金
		うち国民一 般向け業務 勘定	うち中小企 業者向け融 資・証券化 支援保証業 務勘定			うち国民一 般向け業務 勘定	うち中小企 業者向け融 資・証券化 支援保証業 務勘定			うち国民一 般向け業務 勘定	うち中小企 業者向け融 資・証券化 支援保証業 務勘定	
与信関係費用等 注(2)	1391	739	512	71	4289	2073	1991	196	3230	912	2111	209
貸倒引当金繰入額	1149	615	487	60	4075	1972	1976	191	2913	725	2071	199
貸出金償却	143	127	15	0	119	105	12	3	226	192	32	1
当期純利益・純損失 (△) ①	△296	△139	△40	145	△1兆0372	△1546	△1523	92	△3875	△511	△1716	185
政府出資金受入額 注(3) ②	1498	528	301	-	4兆1158	1兆7726	8426	-	6兆9450	2兆7754	1兆3730	-
純資産額 (③+④+⑤+⑥)	5兆7767	8977	1兆3943	9594	8兆8570	2兆5172	2兆0849	9795	15兆4149	5兆2415	3兆2863	9884
資本金 (当期首残高+②等) 注(4) ③	4兆3242	1兆2236	1兆7039	2186	6兆9902	2兆9977	2兆5469	2186	11兆6127	5兆7732	3兆9200	2186
資本剰余金 ④	2兆2337	1815	-	0	3兆6854	1815	-	0	5兆5756	1815	-	0
利益剰余金 (当期首残高+①等) ⑤	△7812	△5073	△3096	2079	△1兆8185	△6620	△4619	2126	△1兆7736	△7131	△6336	2264
その他 注(5) ⑥	-	-	-	5328	-	-	-	5482	1	-	-	5433

区分	4年度				5年度			
	日本公庫			商工中金	日本公庫			商工中金
		うち国民一 般向け業務 勘定	うち中小企 業者向け融 資・証券化 支援保証業 務勘定			うち国民一 般向け業務 勘定	うち中小企 業者向け融 資・証券化 支援保証業 務勘定	
与信関係費用等 注(2)	2505	1449	805	207	3171	2628	266	285
貸倒引当金繰入額	2086	1214	751	191	2748	2395	212	272
貸出金償却	267	239	26	6	273	237	35	4
当期純利益・純損失 (△) ①	△2687	△1173	△482	233	△823	△2169	160	156
政府出資金受入額 注(3) ②	1403	119	663	-	1159	52	613	-
純資産額 (③+④+⑤+⑥)	15兆2864	5兆1362	3兆3044	1兆0051	15兆3232	4兆9245	3兆3820	1兆0402
資本金 (当期首残高+②等) 注(4) ③	11兆6961	5兆7852	3兆9863	2186	11兆7684	5兆7905	4兆0476	2186
資本剰余金 ④	5兆4905	1815	-	0	5兆4656	1815	-	0
利益剰余金 (当期首残高+①等) ⑤	△1兆9003	△8305	△6818	2452	△1兆9109	△1兆0474	△6657	2564
その他 注(5) ⑥	0	-	-	5412	1	-	1	5651

注(1) 日本公庫全体に係る各項目の計数は、内訳として示している国民生活事業における新型コロナ特別貸付が経理されている「国民一般向け業務勘定」及び中小企業事業における新型コロナ特別貸付が経理されている「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定」以外の勘定の分が含まれているため、二つの勘定の計数を足し合わせても一致しない。また、商工中金に係る各項目の計数は、連結ベースの計数となっている。

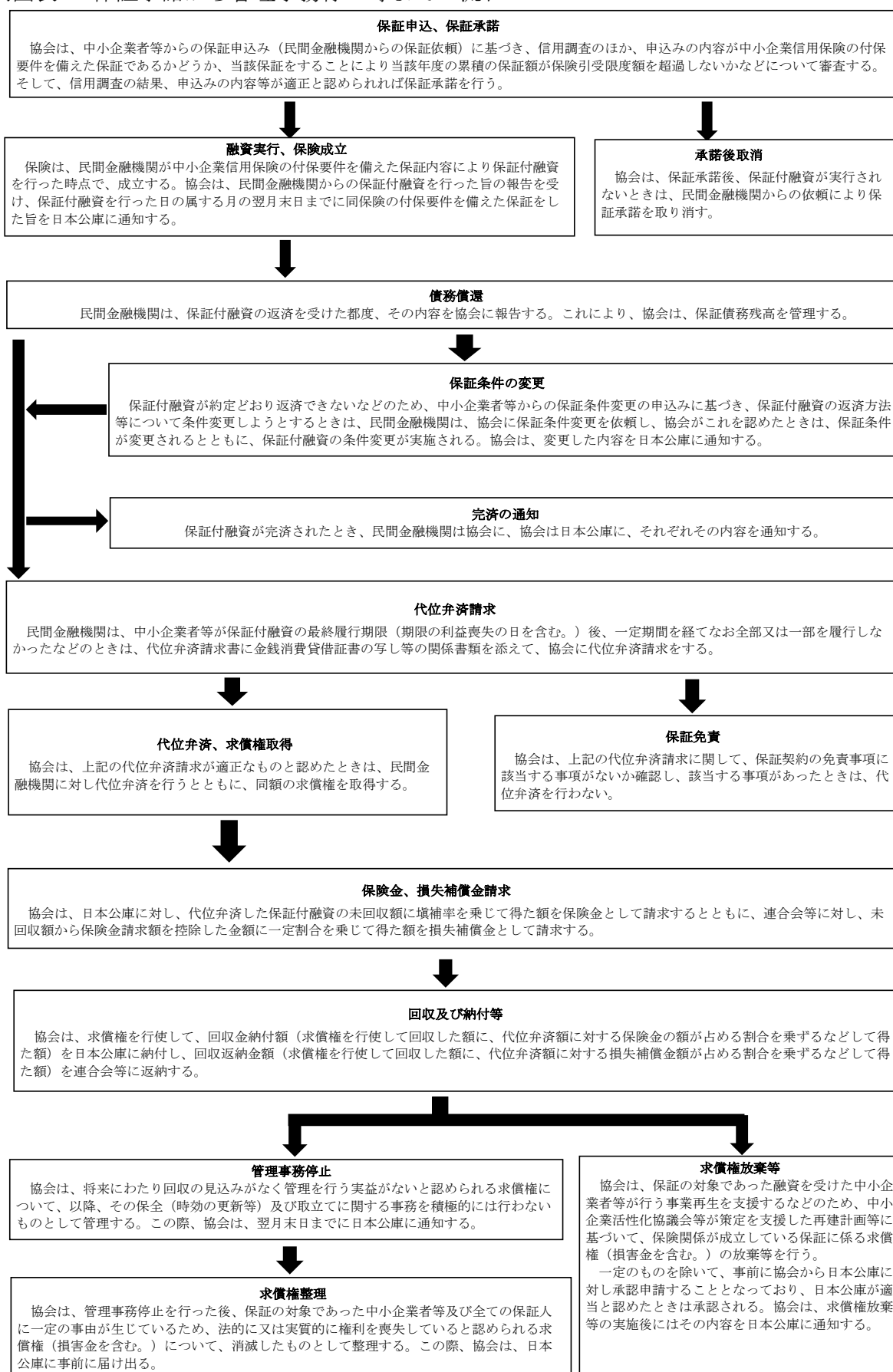
注(2) 「与信関係費用等」には、内訳として示している「貸倒引当金繰入額」及び「貸出金償却」以外の額があるため、これらを足し合わせても「与信関係費用等」の額と一致しない。また、商工中金については、不良債権処理額に一般貸倒引当金繰入額を足した「与信費用」の額を示している。

注(3) 「政府出資金受入額」のうち日本公庫に係るものは、一般会計出資金の受入額を示している。

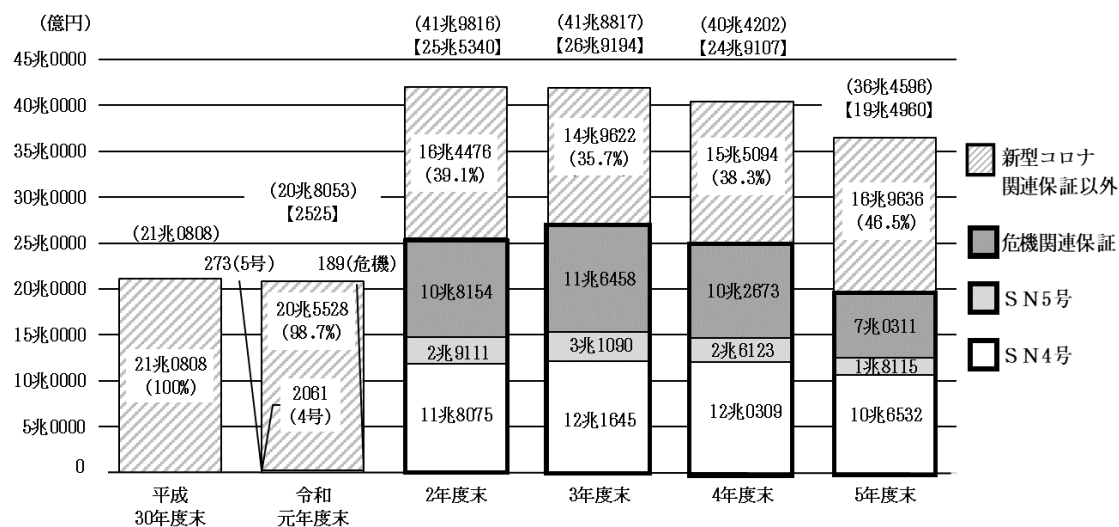
注(4) 日本公庫の信用保険等業務勘定(3(2)エ(7)ｂ参照)においては、政府出資金受入額がある場合、資本組入れを行わず、全額を資本剰余金(資本準備金)に計上していることから、本図表の「資本金」には計上されていない。

注(5) 「その他」には、資本金、資本剰余金及び利益剰余金以外の評価・換算差額等の額を計上している。

別図表7 保証承諾から管理事務停止等までの流れ



別図表8 新型コロナ関連保証実施前後の信用保証全体の保証債務残高の推移



注(1) 各グラフの上にある括弧内のうち()は各区分の合計であり、【 】は新型コロナ関連保証の合計である。また、「新型コロナ関連保証以外」のグラフ内の括弧内は全体に占める割合である。

注(2) 「SN4号」「SN5号」及び「危機関連保証」の保証債務残高については、データの制約により把握できなかったため、関連するデータを用いて推計値として算定している(本文図表2-1注(4)参照)。

別図表9 保証債務の償還額等の推移

(単位：件、億円)

		S N 4号				S N 5号				危機関連保証				計			
		件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
令和元年度	保証債務のうち償還されているもの			3054	70.9%			384	8.9%			866	20.1%			4305	100%
	うち全額償還されたもの	-	-	-	-	1	100%	0	100%	-	-	-	-	1	100%	0	100%
	うち借換えにより全額償還されたもの	-	-	-	-	1	100%	0	100%	-	-	-	-	1	100%	0	100%
2年度	保証債務のうち償還されているもの			1兆9536	42.6%			4727	10.3%			2兆1588	47.0%			4兆5852	100%
	うち全額償還されたもの	59,759	57.0%	1兆1653	52.4%	10,365	9.8%	1989	8.9%	34,644	33.0%	8559	38.5%	104,768	100%	2兆2202	100%
	うち借換えにより全額償還されたもの	55,301	56.9%	1兆0822	52.4%	9,473	9.7%	1825	8.8%	32,264	33.2%	7999	38.7%	97,038	100%	2兆0646	100%
3年度	保証債務のうち償還されているもの			1兆1107	65.6%			2194	12.9%			3629	21.4%			1兆6930	100%
	うち全額償還されたもの	41,751	52.3%	8056	48.3%	8,410	10.5%	1643	9.8%	29,653	37.1%	6957	41.7%	79,814	100%	1兆6657	100%
	うち借換えにより全額償還されたもの	31,775	52.2%	6393	48.3%	5,964	9.8%	1243	9.4%	23,060	37.9%	5579	42.2%	60,799	100%	1兆3216	100%
4年度	保証債務のうち償還されているもの			1兆7559	49.4%			4742	13.3%			1兆3236	37.2%			3兆5538	100%
	うち全額償還されたもの	41,115	52.5%	6980	49.8%	12,562	16.0%	2390	17.0%	24,520	31.3%	4627	33.0%	78,197	100%	1兆3998	100%
	うち借換えにより全額償還されたもの	24,034	52.9%	4310	50.8%	8,545	18.8%	1769	20.8%	12,771	28.1%	2397	28.2%	45,350	100%	8477	100%
5年度	保証債務のうち償還されているもの			3兆6424	48.1%			7672	10.1%			3兆1499	41.6%			7兆5596	100%
	うち全額償還されたもの	176,556	48.8%	3兆2510	46.0%	43,418	12.0%	7994	11.3%	141,522	39.1%	3兆0016	42.5%	361,496	100%	7兆0521	100%
	うち借換えにより全額償還されたもの	77,221	49.6%	1兆4057	47.5%	25,668	16.5%	5008	16.9%	52,624	33.8%	1兆0492	35.4%	155,513	100%	2兆9558	100%
計	保証債務のうち償還されているもの			8兆7681	49.1%			1兆9721	11.0%			7兆0819	39.7%			17兆8222	100%
	うち全額償還されたもの	319,181	51.1%	5兆9201	47.9%	74,756	11.9%	1兆4019	11.3%	230,339	36.8%	5兆0160	40.6%	624,276	100%	12兆3380	100%
	うち借換えにより全額償還されたもの	188,331	52.5%	3兆5584	49.4%	49,651	13.8%	9846	13.6%	120,719	33.6%	2兆6468	36.8%	358,701	100%	7兆1899	100%

注(1) 「保証債務のうち償還されているもの」及び「うち全額償還されたもの」の割合は、「計」に対する各保証等の割合を示している。また、「うち借換えにより全額償還されたもの」の割合の上段は「計」に対する各保証等の割合を、下段は各保証等の「うち全額償還されたもの」に対する「うち借換えにより全額償還されたもの」の割合を、それぞれ示している。

注(2) 「保証債務のうち償還されているもの」の金額は、データの制約により把握できなかったため、令和元年度から5年度までにおける前年度末時点の保証債務残高に当年度の保証承諾実績額（保証承諾後に取り消されたものを控除した金額）を加えたものから、当年度の代位弁済額及び当年度末時点の保証債務残高を差し引いて算定している。件数については、同様に算定しようとした場合、一部償還している保証債務の件数について保証債務残高の件数と重複することになるため、算定していない（本文図表2-1注(3)参照）。

注(3) S N 5号の件数及び金額については「保証債務のうち償還されているもの」と「うち全額償還されたもの」の集計対象が異なる（本文図表2-1注(6)参照）こと、また、「保証債務のうち償還されているもの」の金額について上記注(2)の方法で算定していることから、本図表中「保証債務のうち償還されているもの」より「うち全額償還されたもの」の方が金額の大きいものがある。

注(4) 「うち借換えにより全額償還されたもの」については、関連する資料等に基づき集計した値である。

別図表10 新型コロナ関連保証付融資の元金返済の状況の推移

(単位：件、億円)

	S N4号				S N5号				危機関連保証				計			
	件数	金額		割合	件数	金額		割合	件数	金額		割合	件数	金額		割合
令和元年度末	8,607	84.9%	2061	81.6%	1,003	9.8%	273	10.8%	522	5.1%	189	7.5%	10,132	100%	2525	100%
元金返済中 (a)	304	61.7%	72	57.8%	185	37.6%	52	42.0%	3	0.6%	0	0.1%	492	100%	124	100%
据置期間中 (b)	8,303	86.1%	1989	82.9%	817	8.4%	220	9.2%	519	5.3%	189	7.8%	9,639	100%	2400	100%
小計 (a+b)	8,607	84.9%	2061	81.6%	1,002	9.8%	273	10.8%	522	5.1%	189	7.5%	10,131	100%	2524	100%
条件変更中	-	-	-	-	1	100%	0	100%	-	-	-	-	1	100%	0	100%
2年度末	714,423	50.0%	11兆8075	46.2%	173,399	12.1%	2兆9111	11.4%	540,738	37.8%	10兆8154	42.3%	1,428,560	100%	25兆5340	100%
元金返済中 (a)	290,798	49.9%	4兆0849	45.8%	90,567	15.5%	1兆3781	15.4%	201,338	34.5%	3兆4477	38.6%	582,703	100%	8兆9109	100%
据置期間中 (b)	422,291	50.0%	7兆6915	46.4%	82,483	9.7%	1兆5250	9.2%	338,619	40.1%	7兆3439	44.3%	843,393	100%	16兆5604	100%
小計 (a+b)	713,089	50.0%	11兆7765	46.2%	173,050	12.1%	2兆9031	11.3%	539,957	37.8%	10兆7917	42.3%	1,426,096	100%	25兆4713	100%
条件変更中	1,334	54.1%	310	49.4%	349	14.1%	79	12.7%	781	31.6%	236	37.8%	2,464	100%	626	100%
3年度末	792,590	49.3%	12兆1645	45.1%	199,682	12.4%	3兆1090	11.5%	614,420	38.2%	11兆6458	43.2%	1,606,692	100%	26兆9194	100%
元金返済中 (a)	446,991	50.3%	5兆4617	45.9%	134,462	15.1%	1兆8495	15.5%	305,739	34.4%	4兆5810	38.5%	887,192	100%	11兆8923	100%
据置期間中 (b)	334,789	47.8%	6兆5225	44.4%	61,292	8.7%	1兆1894	8.1%	303,476	43.3%	6兆9491	47.3%	699,557	100%	14兆6611	100%
小計 (a+b)	781,780	49.2%	11兆9842	45.1%	195,754	12.3%	3兆0390	11.4%	609,215	38.3%	11兆5301	43.4%	1,586,749	100%	26兆5534	100%
条件変更中	10,810	54.2%	1803	49.2%	3,928	19.6%	700	19.1%	5,205	26.0%	1156	31.5%	19,943	100%	3659	100%
4年度末	846,093	52.1%	12兆0309	48.2%	187,433	11.5%	2兆6123	10.4%	587,963	36.2%	10兆2673	41.2%	1,621,489	100%	24兆9107	100%
元金返済中 (a)	544,296	52.9%	6兆0801	48.1%	138,156	13.4%	1兆6608	13.1%	345,202	33.5%	4兆8883	38.7%	1,027,654	100%	12兆6292	100%
据置期間中 (b)	278,358	50.7%	5兆5724	48.5%	40,849	7.4%	8039	7.0%	229,802	41.8%	5兆0957	44.4%	549,009	100%	11兆4721	100%
小計 (a+b)	822,654	52.1%	11兆6525	48.3%	179,005	11.3%	2兆4647	10.2%	575,004	36.4%	9兆9841	41.4%	1,576,663	100%	24兆1014	100%
条件変更中	23,439	52.2%	3784	46.7%	8,428	18.8%	1476	18.2%	12,959	28.9%	2832	35.0%	44,826	100%	8092	100%
5年度末	767,895	56.5%	10兆6532	54.6%	146,950	10.8%	1兆8115	9.2%	442,958	32.6%	7兆0311	36.0%	1,357,803	100%	19兆4960	100%
元金返済中 (a)	603,777	56.0%	7兆0877	53.4%	122,456	11.3%	1兆3378	10.0%	350,211	32.5%	4兆8340	36.4%	1,076,444	100%	13兆2596	100%
据置期間中 (b)	127,441	60.0%	2兆9909	59.2%	12,903	6.0%	2796	5.5%	71,930	33.8%	1兆7769	35.2%	212,274	100%	5兆0475	100%
小計 (a+b)	731,218	56.7%	10兆0786	55.0%	135,359	10.5%	1兆6175	8.8%	422,141	32.7%	6兆6109	36.1%	1,288,718	100%	18兆3071	100%
条件変更中	36,677	53.0%	5746	48.3%	11,591	16.7%	1940	16.3%	20,817	30.1%	4201	35.3%	69,085	100%	1兆1888	100%

注(1) 本図表における各区分の内容は次のとおりである。

元金返済中：各年度末時点で債務保証の対象となる貸付金の元金が返済中であるもの

据置期間中：各年度末時点で債務保証の対象となる貸付金が据置期間中のもの（条件変更により元金返済が猶予されているものを除く。）

条件変更中：各年度末時点で債務保証の対象となる貸付金が条件変更により元金返済が猶予され、又は、返済額が減額されているもの

注(2) 件数及び金額は、データの制約により把握できなかったため、関連するデータを用いて推計値として算定している（本文図表2-1注(4)参照）。

注(3) 「割合」の上段は「計」に対する各保証等の割合を示しており、下段は各保証等における各年度の最上段（網掛け部分）の件数又は金額に対する「元金返済中」「据置期間中」「小計」及び「条件変更中」の割合を示している。

別図表11 保険金支払の件数及び金額の推移

(単位：件、億円)

	S N 4号				S N 5号				危機関連保証				計			
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
令和2年度	194	64.2%	25	54.9%	32	10.5%	4	10.1%	76	25.1%	15	34.8%	302	100%	45	100%
3年度	2,250	56.1%	235	47.9%	556	13.8%	58	11.8%	1,201	29.9%	197	40.2%	4,007	100%	492	100%
4年度	5,367	54.8%	553	48.1%	1,407	14.3%	162	14.1%	3,019	30.8%	431	37.6%	9,793	100%	1147	100%
5年度	9,761	54.5%	940	47.4%	2,759	15.4%	305	15.4%	5,360	29.9%	737	37.1%	17,880	100%	1984	100%
計	17,572	54.9%	1754	47.8%	4,754	14.8%	531	14.4%	9,656	30.1%	1383	37.6%	31,982	100%	3669	100%

注(1) 代位弁済が行われてから保険金が支払われるまでには数か月を要することから、令和5年度末近くに代位弁済が行われたような場合には、代位弁済の件数及び金額には計上されるが、保険金支払の件数及び金額には計上されないことになる（本文図表2-1注(5)参照）。

注(2) 危機関連保証の件数には、保険金の支払を一部免責したもの（1件935万余円）が含まれている（本文図表2-1注(5)参照）。

別図表12 求償権の発生額、回収額、求償権残高等の推移

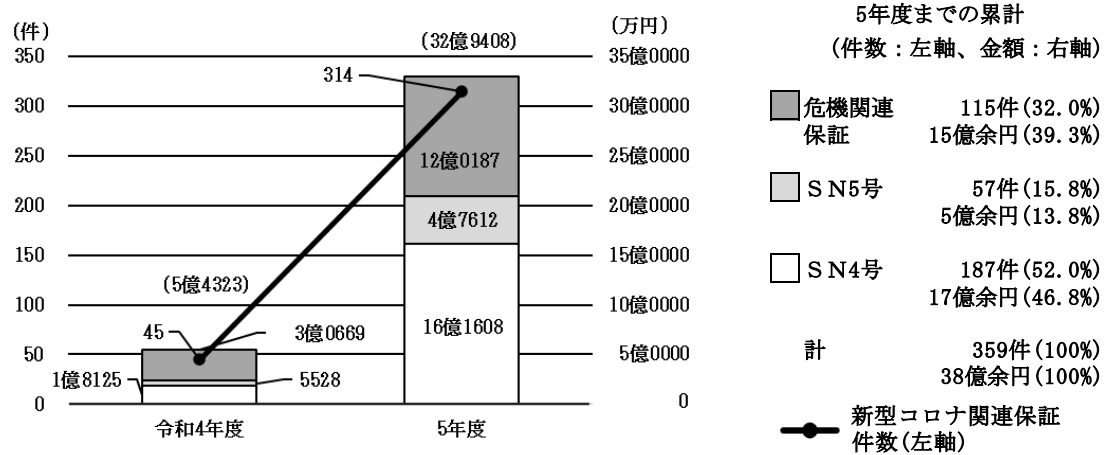
(単位：億円)

	前年度末残高 (A)	当年度発生額		当年度 回収不能額 (C)	当年度回収額 (D)	当年度回収率 (D/(A+B))	当年度末残高 (E=A+B-C-D)	
		(B)	割合				(E)	割合
令和2年度	-	108	100%	-	1	0.9%	107	100%
S N 4号	-	60	55.1%	-	0	0.7%	59	55.2%
S N 5号	-	10	9.9%	-	0	2.0%	10	9.8%
危機関連保証	-	38	34.9%	-	0	1.0%	37	34.9%
3年度	107	727	100%	0	28	3.4%	806	100%
S N 4号	59	367	50.5%	0	13	3.1%	413	51.3%
S N 5号	10	91	12.6%	0	4	4.3%	97	12.1%
危機関連保証	37	267	36.8%	0	10	3.4%	294	36.5%
4年度	806	1573	100%	7	77	3.2%	2295	100%
S N 4号	413	801	50.9%	2	33	2.7%	1179	51.3%
S N 5号	97	223	14.2%	0	13	4.2%	307	13.3%
危機関連保証	294	547	34.8%	4	30	3.5%	808	35.2%
5年度	2295	2438	100%	37	132	2.7%	4564	100%
S N 4号	1179	1240	50.8%	17	61	2.5%	2340	51.2%
S N 5号	307	335	13.7%	5	26	4.1%	611	13.3%
危機関連保証	808	862	35.3%	13	44	2.6%	1612	35.3%
計		4848	100%	44	239			
S N 4号		2470	50.9%	20	108			
S N 5号		662	13.6%	6	44			
危機関連保証		1716	35.3%	18	85			

注(1) 「当年度回収不能額」は、各年度の求償権整理の金額、求償権放棄の金額及び不等価譲渡の金額を合計した金額である。

注(2) 「当年度回収額」については、データの制約により把握できなかったため、前年度末の求償権残高に当年度の求償権発生額を加えたものから、当年度の求償権整理の金額、求償権放棄の金額、不等価譲渡の金額及び当年度末の求償権残高を差し引いて、各年度の回収額を推計して算定している（本文図表2-1注(8)参照）。

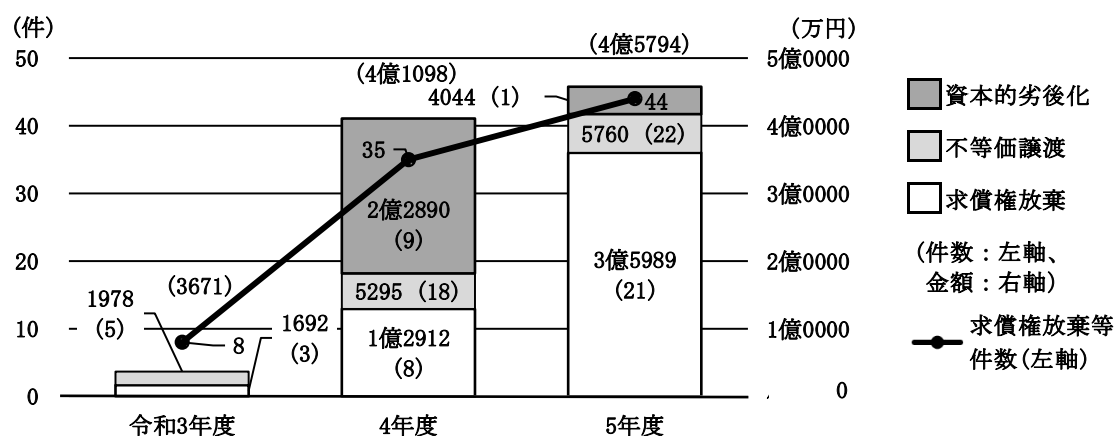
別図表13 求償権整理の件数及び金額の推移



注(1) 金額については、データの制約により把握できなかったため、日本公庫が信用保険の業務上管理している金額（「(求償権整理に対応する代位弁済額(=求償権額)－利息相当額等)×保険種類ごとに定められた割合」により算出された金額の合計額)を用いている（本文図表2-1注(7)参照）。

注(2) 各グラフの上にある括弧内は各区分の合計である。

別図表14 求償権放棄等の件数及び金額の推移



注(1) 金額については、データの制約により把握できなかったため、日本公庫が信用保険の業務上管理している金額（「(求償権放棄等に対応する代位弁済額(＝求償権額)－利息相当額等)×保険種類ごとに定められた割合」により算出された金額の合計額)を用いている(本文図表2-1注(7)参照)。

注(2) 各グラフの中にある括弧内は件数を示している。

注(3) 各グラフの上にある括弧内は各区分の金額の合計である。

注(4) 求償権放棄等における各保証等の件数及び金額の令和5年度までの累計は、以下のとおりである(括弧内はそれぞれの計に対する各保証等の割合を示している)。

(資本的劣後化)		
	件数(件)	金額(万円)
S N4号	4(40.0%)	9643(35.8%)
S N5号	2(20.0%)	2761(10.2%)
危機関連保証	4(40.0%)	1億4530(53.9%)
計	10(100%)	2億6934(100%)
(不等価譲渡)		
	件数(件)	金額(万円)
S N4号	20(44.4%)	4621(35.4%)
S N5号	7(15.5%)	1169(8.9%)
危機関連保証	18(40.0%)	7243(55.5%)
計	45(100%)	1億3034(100%)
(求償権放棄)		
	件数(件)	金額(万円)
S N4号	15(46.8%)	1億9749(39.0%)
S N5号	8(25.0%)	7931(15.6%)
危機関連保証	9(28.1%)	2億2913(45.2%)
計	32(100%)	5億0595(100%)
(求償権放棄等)		
	件数(件)	金額(万円)
S N4号	39(44.8%)	3億4014(37.5%)
S N5号	17(19.5%)	1億1861(13.0%)
危機関連保証	31(35.6%)	4億4687(49.3%)
計	87(100%)	9億0564(100%)

別図表15 日本公庫における保険金等の支払の原資となる出資金の概要等

項目	内容																																																	
趣旨	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業者等の経営の安定を後押しするために、日本公庫の信用保険等業務勘定に対して、出資を行い、その財務基盤の強化を図る。																																																	
概念図	国 → 出資 3兆6881億円 → 日本公庫 日本公庫 → 保険料の受領 3697億余円 ← 協会 日本公庫 → 保険金の支払 3707億余円 → 協会 協会 → 債務不履行に伴い代位弁済 4864億余円 → 民間金融機関 民間金融機関 ↔ 返済 (X) / 融資 → 中小企業者等 債務不履行 (callout to Association) 注(1) 金額は令和5年度までの累計額 注(2) 協会は、代位弁済に伴い、当該中小企業者等に対する求償権を取得する。求償権取得後の流れについては、別図表3参照 注(3) 代位弁済額には、データの制約により、伴走支援型特別保証（一般保証）の額は含まれていない。																																																	
予算措置等の状況	(単位：億円) <table><tr><th colspan="3">予算科目（一般会計）</th><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">予算額 (注)</th><th rowspan="2">前年度 繰越額</th><th rowspan="2">予備費 使用額</th><th rowspan="2">予算 現額</th><th rowspan="2">支出 済額</th><th rowspan="2">翌年度 繰越額</th><th rowspan="2">不用額</th></tr><tr><th>組織</th><th>項</th><th>目</th></tr><tr><td rowspan="4">財務本省</td><td rowspan="4">政策金融費</td><td rowspan="4">株式会社日本政策金融公庫出資金</td><td>令和元年度</td><td>-</td><td>-</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2年度</td><td>3兆6886</td><td>-</td><td>-</td><td>3兆6886</td><td>1兆4073</td><td>2兆2813</td><td>-</td></tr><tr><td>3年度</td><td>-</td><td>2兆2813</td><td>-</td><td>2兆2813</td><td>2兆2761</td><td>-</td><td>52</td></tr><tr><td>計</td><td>3兆6886</td><td></td><td>47</td><td>3兆6933</td><td>3兆6881</td><td></td><td>52</td></tr></table> (注) 令和2年度の予算額は、2年度一般会計補正予算の予算額を示している。	予算科目（一般会計）			年度	予算額 (注)	前年度 繰越額	予備費 使用額	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	不用額	組織	項	目	財務本省	政策金融費	株式会社日本政策金融公庫出資金	令和元年度	-	-	47	47	47	-	-	2年度	3兆6886	-	-	3兆6886	1兆4073	2兆2813	-	3年度	-	2兆2813	-	2兆2813	2兆2761	-	52	計	3兆6886		47	3兆6933	3兆6881		52
予算科目（一般会計）			年度	予算額 (注)									前年度 繰越額	予備費 使用額	予算 現額				支出 済額	翌年度 繰越額	不用額																													
組織	項	目																																																
財務本省	政策金融費	株式会社日本政策金融公庫出資金	令和元年度	-	-	47	47	47	-	-																																								
			2年度	3兆6886	-	-	3兆6886	1兆4073	2兆2813	-																																								
			3年度	-	2兆2813	-	2兆2813	2兆2761	-	52																																								
			計	3兆6886		47	3兆6933	3兆6881		52																																								
予算の積算の考え方	過去の経営安定関連保証の利用実績等を踏まえて、新型コロナ関連保証等に係る信用保険の引受事業規模を想定し、それに過去の経営安定関連保証に係る事故率を乗ずるなどして予算額を算定 (例) 令和2年度第2次補正予算（新規保証分） 予算額 事業規模 事故率 非回収率 1兆3264億円 = 25兆6963億円 × {9.84% × 83.97% - 保険料率 保険期間 (0.41% × 10年 × 平均残高率)} × 填補率 (注) 借換保証分についても同様に算定																																																	

項目	内容																		
保険引受額の状況	(1) 事業規模及び事故率の見直し状況 令和元年度一般会計予備費及び2年度一般会計補正予算において想定した事業規模（保険引受額）は計74兆3942億円だったが、財務省は3年度に繰り越した予算の執行に当たって、足元の保険引受実績から事業規模を40兆4512億円に見直していた。また、当初想定した事故率は9.84%等だったが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化、深刻化していることから、14.60%（リーマンショック時の最高値）に見直していた。																		
	<table><tr><td colspan="2">見直し前（予算決定時）</td></tr><tr><td>事業規模</td><td>事故率</td></tr><tr><td>74兆3942 億円</td><td>$\times \{ 9.84 \% \text{ 等} \times \text{非回収率} - (\text{保険料率} \times \text{保険期間} \times \text{平均残高率}) \} \times \text{填補率}$</td></tr><tr><td colspan="2">注(1) = 3兆6933 億円</td></tr></table>	見直し前（予算決定時）		事業規模	事故率	74兆3942 億円	$\times \{ 9.84 \% \text{ 等} \times \text{非回収率} - (\text{保険料率} \times \text{保険期間} \times \text{平均残高率}) \} \times \text{填補率}$	注(1) = 3兆6933 億円											
	見直し前（予算決定時）																		
	事業規模	事故率																	
	74兆3942 億円	$\times \{ 9.84 \% \text{ 等} \times \text{非回収率} - (\text{保険料率} \times \text{保険期間} \times \text{平均残高率}) \} \times \text{填補率}$																	
	注(1) = 3兆6933 億円																		
	↓																		
	<table><tr><td colspan="2">見直し後（予算執行時）</td></tr><tr><td>事業規模</td><td>事故率</td></tr><tr><td>40兆4512 億円</td><td>$\times \{ 14.60 \% \times \text{非回収率} - (\text{保険料率} \times \text{保険期間} \times \text{平均残高率}) \} \times \text{填補率}$</td></tr><tr><td colspan="2">注(1)、注(2) = 3兆6881 億円</td></tr></table>		見直し後（予算執行時）		事業規模	事故率	40兆4512 億円	$\times \{ 14.60 \% \times \text{非回収率} - (\text{保険料率} \times \text{保険期間} \times \text{平均残高率}) \} \times \text{填補率}$	注(1)、注(2) = 3兆6881 億円										
	見直し後（予算執行時）																		
	事業規模	事故率																	
40兆4512 億円	$\times \{ 14.60 \% \times \text{非回収率} - (\text{保険料率} \times \text{保険期間} \times \text{平均残高率}) \} \times \text{填補率}$																		
注(1)、注(2) = 3兆6881 億円																			
注(1) 新規保証分及び借換保証分の合計額																			
注(2) 見直し前（予算決定時）との差額52億円は不用額																			
(2) 保険引受実績額 元年度から5年度までの新型コロナ関連保証等に係る保険引受額の状況は、2年度に28兆6216億余円の保険引受けを行った後、3年度以降は数兆円単位で推移しており、5年度までに累計41兆4119億余円となっていた。																			
(兆円) <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td></tr><tr><td>■ 保険引受額（累計）</td><td>0.4</td><td>29.1</td><td>33.8</td><td>36.6</td><td>41.4</td></tr><tr><td>● 保険引受額（単年度）</td><td>0.4</td><td>28.6</td><td>4.7</td><td>2.7</td><td>4.8</td></tr></table>			令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	■ 保険引受額（累計）	0.4	29.1	33.8	36.6	41.4	● 保険引受額（単年度）	0.4	28.6	4.7	2.7	4.8
	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度														
■ 保険引受額（累計）	0.4	29.1	33.8	36.6	41.4														
● 保険引受額（単年度）	0.4	28.6	4.7	2.7	4.8														

項目	内容																																														
保険収支の状況	令和元年度から5年度までの新型コロナ関連保証等に係る保険収支の状況は、元年度から3年度までは黒字となっていたが、4、5両年度は支出（保険金の支払）が増加したことから赤字となっていた。また、5年度末時点の累計の保険収支は147億余円の黒字となっていたが、今後、保険事故（代位弁済）が増加することによって保険収支が悪化する可能性がある。 （単位：億円） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>令和元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>累計</th></tr><tr><td rowspan="3">収入</td><td>保険料（A）</td><td>0</td><td>860</td><td>1039</td><td>923</td><td>873</td><td>3697</td></tr><tr><td>回収金（B）</td><td>-</td><td>0</td><td>14</td><td>48</td><td>94</td><td>157</td></tr><tr><td>収入計（C） （C=A+B）</td><td>0</td><td>860</td><td>1053</td><td>972</td><td>968</td><td>3855</td></tr><tr><td>支出</td><td>保険金（D）</td><td>-</td><td>45</td><td>492</td><td>1149</td><td>2021</td><td>3707</td></tr><tr><td colspan="2">収支（C-D）</td><td>0</td><td>814</td><td>561</td><td>△ 176</td><td>△ 1052</td><td>147</td></tr></table>	区分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	累計	収入	保険料（A）	0	860	1039	923	873	3697	回収金（B）	-	0	14	48	94	157	収入計（C） （C=A+B）	0	860	1053	972	968	3855	支出	保険金（D）	-	45	492	1149	2021	3707	収支（C-D）		0	814	561	△ 176	△ 1052	147
区分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	累計																																								
収入	保険料（A）	0	860	1039	923	873	3697																																								
	回収金（B）	-	0	14	48	94	157																																								
	収入計（C） （C=A+B）	0	860	1053	972	968	3855																																								
支出	保険金（D）	-	45	492	1149	2021	3707																																								
収支（C-D）		0	814	561	△ 176	△ 1052	147																																								
保険引受残高の状況	令和元年度末から5年度末までの新型コロナ関連保証等に係る保険引受残高の状況は、3年度末残高が最も大きく、4年度末以降は減少傾向となっており、5年度末の保険引受残高は22兆6888億余円となっていた。 （兆円） <table><tr><th></th><th>令和元年度末</th><th>2年度末</th><th>3年度末</th><th>4年度末</th><th>5年度末</th></tr><tr><td>■ 保険引受残高</td><td>0.4</td><td>25.9</td><td>27.1</td><td>26.1</td><td>22.6</td></tr></table>		令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	■ 保険引受残高	0.4	25.9	27.1	26.1	22.6																																		
	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末																																										
■ 保険引受残高	0.4	25.9	27.1	26.1	22.6																																										

項目	内容																				
事故率及び非回収率の状況	「予算の積算の考え方」及び「保険引受額の状況」のとおり、事故率は14.60%、非回収率は83.97%を想定している（事故率は保険引受後10年間、非回収率は保険金支払後9年間という前提）。 そして、新型コロナ関連保証等は令和元年度に制度が開始され5年度末時点で4年程度が経過した段階となっている。そこで、あくまで途中段階になるが、元年度から5年度までの新型コロナ関連保証等に係る保険の事故率及び非回収率をみたところ、事故率は2年度以降上昇傾向ではあるものの、5年度末時点で1.07%となっていた。これは別図表1のbのとおり、全体に占める民間ゼロゼロ融資の割合が高くなっていて、民間ゼロゼロ融資は元金の据置期間が最長で5年とされていることなどによるものと考えられる。ただし、最終的な事故率は、保険引受残高がなくなり、保険関係が終了するまで変動し得るものであるため、今後、保険事故が増加することによって上昇する可能性はある。 一方、非回収率は、2年度と比較すると下降傾向ではあるものの、5年度末時点で95.75%となっていた。これは、非回収率も事故率と同様に今後、変動し得るものではあるが、民間ゼロゼロ融資が無担保とされていることなどによるものと考えられる。 事故率 <table border="1"> <caption>事故率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度末</th> <th>事故率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0.19</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0.55</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1.07</td> </tr> </tbody> </table> 非回収率 <table border="1"> <caption>非回収率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度末</th> <th>非回収率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2</td> <td>99.52</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>97.30</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>96.27</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>95.75</td> </tr> </tbody> </table> 注(1) 事故率＝当該年度までの累積の保険金÷当該年度までの累積の保険責任額×100 注(2) 非回収率＝100－回収率 回収率＝当該年度までの累積の回収金等÷当該年度までの累積の保険金×100	年度末	事故率 (%)	令和2	0.02	3	0.19	4	0.55	5	1.07	年度末	非回収率 (%)	令和2	99.52	3	97.30	4	96.27	5	95.75
年度末	事故率 (%)																				
令和2	0.02																				
3	0.19																				
4	0.55																				
5	1.07																				
年度末	非回収率 (%)																				
令和2	99.52																				
3	97.30																				
4	96.27																				
5	95.75																				

別図表16 連合会における損失補償のために交付された補助金の概要等

項目	内容																																									
趣旨	国は、新型コロナ関連保証等の発動に伴い、今後協会が行う代位弁済が増加し、連合会から協会への損失補償が増加することが懸念されることから、連合会に対して、経営安定関連保証等対策費補助金(注)を交付する。連合会は、同補助金を基に経営安定基金（損失補償）を造成しており、経営安定基金（損失補償）を原資として、連合会と協会との間で締結した損失補償契約に基づき、協会に対して、損失補償を行う。 (注) 協会が経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対する民間金融機関からの融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合に発生する協会の損失の一部を補填することにより中小企業者等の資金繰りの円滑化を図ることを目的とするもの																																									
概念図	国は、補助金を交付して基金を造成（6422億円）し、連合会に提供します。連合会は、経営安定基金（損失補償）を造成し、協会の損失の一部を補填（233億余円）します。協会は、債務不履行に伴い代位弁済（4864億余円）を行い、民間金融機関に融資を行います。民間金融機関は、中小企業者等に融資を行い、返済を受けます。債務不履行が発生した場合、中小企業者等は返済を行います。 注(1) 金額は令和5年度までの累計額 注(2) 協会は、代位弁済に伴い、当該中小企業者等に対する求償権を取得する。求償権取得後の流れについては、別図表3参照 注(3) 代位弁済額には、データの制約により、伴走支援型特別保証（一般保証）の額は含まれていない。																																									
予算措置等の状況	(単位：億円) <table><thead><tr><th colspan="3">予算科目（一般会計）</th><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">予算額 (注)</th><th rowspan="2">前年度 繰越額</th><th rowspan="2">予備費 使用額</th><th rowspan="2">予算 現額</th><th rowspan="2">支出 済額</th><th rowspan="2">翌年度 繰越額</th><th rowspan="2">不用額</th></tr><tr><th>組織</th><th>項</th><th>目</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">中小企業庁</td><td rowspan="3">中小企業事業 環境整備費</td><td rowspan="3">経営安定関連 保証等基金補 助金</td><td>令和元年度</td><td>-</td><td>-</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2年度</td><td>6415</td><td>-</td><td>-</td><td>6415</td><td>6415</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>計</td><td>6415</td><td></td><td>7</td><td>6422</td><td>6422</td><td></td><td>-</td></tr></tbody></table> (注) 令和2年度の予算額は、2年度一般会計補正予算の予算額を示している。	予算科目（一般会計）			年度	予算額 (注)	前年度 繰越額	予備費 使用額	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	不用額	組織	項	目	中小企業庁	中小企業事業 環境整備費	経営安定関連 保証等基金補 助金	令和元年度	-	-	7	7	7	-	-	2年度	6415	-	-	6415	6415	-	-	計	6415		7	6422	6422		-
予算科目（一般会計）			年度	予算額 (注)									前年度 繰越額	予備費 使用額	予算 現額				支出 済額	翌年度 繰越額	不用額																					
組織	項	目																																								
中小企業庁	中小企業事業 環境整備費	経営安定関連 保証等基金補 助金	令和元年度	-	-	7	7	7	-	-																																
			2年度	6415	-	-	6415	6415	-	-																																
			計	6415		7	6422	6422		-																																
予算の積算の考え方	過去の経営安定関連保証の利用実績等を踏まえて、新型コロナ関連保証等に係る保証承諾の事業規模を想定し、それに過去の経営安定関連保証に係る事故率を乗ずるなどして予算額を算定 (例) 令和2年度第2次補正予算（新規保証分） 予算額 事業規模 事故率 非回収率 2695億円＝25兆6963億円×9.84％×83.97％×非填補率×損失補償割合 (注) 借換保証分についても同様に算定																																									

項目	内容																				
事故率及び非回収率の状況	「予算の積算の考え方」のとおり、事故率は9.84%、非回収率は83.97%を想定している（事故率は保証承諾後10年間、非回収率は代位弁済後9年間という前提）。 そして、新型コロナ関連保証等は令和元年度に制度が開始され5年度末時点で4年程度が経過した段階となっている。そこで、あくまで途中段階になるが、元年度から5年度までの新型コロナ関連保証等の事故率及び非回収率をみたところ、事故率は2年度以降上昇傾向ではあるものの、5年度末時点で1.27%となっていた。これは、別図表15と同様、民間ゼロゼロ融資の据置期間が最長で5年とされていることなどによるものと考えられる。ただし、最終的な事故率は、保証債務残高がなくなるまで変動し得るものであるため、今後、代位弁済が増加することによって上昇する可能性はある。 一方、非回収率は、2年度と比較すると下降傾向ではあるものの、5年度末時点で95.50%となっていた。これは、非回収率も事故率と同様に今後、変動し得るものではあるが、別図表15と同様、民間ゼロゼロ融資が無担保とされていることなどによるものと考えられる。 (%) 事故率 <table border="1"> <caption>事故率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度末</th> <th>事故率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0.67</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1.27</td> </tr> </tbody> </table> (年度末) (%) 非回収率 <table border="1"> <caption>非回収率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度末</th> <th>非回収率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2</td> <td>99.00</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>96.70</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>95.90</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>95.50</td> </tr> </tbody> </table> (年度末) 注(1) 事故率＝当該年度までの累積の代位弁済額÷当該年度までの累積の保証承諾額×100 注(2) 非回収率＝100－回収率 回収率＝当該年度までの累積の回収金等÷当該年度までの累積の代位弁済額×100 注(3) 事故率及び非回収率には、データの制約により、伴走支援型特別保証（一般保証）は含まれていない。	年度末	事故率 (%)	令和2	0.04	3	0.25	4	0.67	5	1.27	年度末	非回収率 (%)	令和2	99.00	3	96.70	4	95.90	5	95.50
年度末	事故率 (%)																				
令和2	0.04																				
3	0.25																				
4	0.67																				
5	1.27																				
年度末	非回収率 (%)																				
令和2	99.00																				
3	96.70																				
4	95.90																				
5	95.50																				

別図表17 連合会における保証料補助のために交付された補助金の概要等

(1) 民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助

項目	内容																																																	
趣旨	国は、民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助のために、連合会に対して、「中小・小規模事業者信用保証料負担軽減補助金交付要綱」（20200423財中第1号）に基づき、事業環境整備対策費補助金を令和2、3両年度に計1兆1554億余円交付している。そして、連合会は、同補助金を原資として、協会との間で締結した「中小・小規模事業者信用保証料負担軽減補助金に係る保証料補助契約書」に基づき、協会に対して保証料補助を行う（以下、連合会が協会に対して保証料補助のために交付する補助金を「保証料補助金」という。）。 また、協会は、保証料補助金を受領した後、信用保証料の返戻が生じたときは、当該返戻額のうち保証料補助金相当額を連合会へ返戻する。																																																	
概念図	国 補助金を交付 1兆1554億余円 連合会 保証料補助金を交付 1兆1553億余円 協会 保証料の減免 中小企業者等 補助金の返納 966億余円 保証料補助金の返戻 1996億余円 (注) 金額は令和5年度までの累計額																																																	
予算措置等の状況	(単位：億円) <table><tr><th colspan="3">予算科目（一般会計）</th><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">予算額 (注)</th><th rowspan="2">前年度 繰越額</th><th rowspan="2">予備費 使用額</th><th rowspan="2">予算 現額</th><th rowspan="2">支出 済額</th><th rowspan="2">翌年度 繰越額</th><th rowspan="2">不用額</th></tr><tr><th>組織</th><th>項</th><th>目</th></tr><tr><td rowspan="4">中小企業庁</td><td rowspan="4">中小企業事業 環境整備費</td><td rowspan="4">事業環境整備 対策費補助金</td><td>令和元年度</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2年度</td><td>1兆3908</td><td>-</td><td>-</td><td>1兆3908</td><td>7943</td><td>5964</td><td>-</td></tr><tr><td>3年度</td><td>-</td><td>5964</td><td>-</td><td>5964</td><td>3611</td><td>-</td><td>2353</td></tr><tr><td>計</td><td>1兆3908</td><td></td><td>-</td><td>1兆3908</td><td>1兆1554</td><td></td><td>2353</td></tr></table> (注) 令和2年度の予算額は、2年度一般会計補正予算の予算額を示している。	予算科目（一般会計）			年度	予算額 (注)	前年度 繰越額	予備費 使用額	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	不用額	組織	項	目	中小企業庁	中小企業事業 環境整備費	事業環境整備 対策費補助金	令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	2年度	1兆3908	-	-	1兆3908	7943	5964	-	3年度	-	5964	-	5964	3611	-	2353	計	1兆3908		-	1兆3908	1兆1554		2353
予算科目（一般会計）			年度	予算額 (注)									前年度 繰越額	予備費 使用額	予算 現額				支出 済額	翌年度 繰越額	不用額																													
組織	項	目																																																
中小企業庁	中小企業事業 環境整備費	事業環境整備 対策費補助金	令和元年度	-	-	-	-	-	-	-																																								
			2年度	1兆3908	-	-	1兆3908	7943	5964	-																																								
			3年度	-	5964	-	5964	3611	-	2353																																								
			計	1兆3908		-	1兆3908	1兆1554		2353																																								
予算の積算の考え方	民間ゼロゼロ融資の事業規模を想定し、それに民間ゼロゼロ融資の保証料率等を乗ずるなどして予算額を算定 (例) 令和2年度第2次補正予算 予算額 (注) 7323億円＝事業規模×保証料率×保証期間×分割係数×補助率等 (注) 分割係数 分割返済による返済の進捗を考慮した掛目																																																	

項目	内容															
保証料補助金の交付状況等	連合会は、事業実施に必要な支出規模が大きく、当該支出を立て替えることが困難であるとして、国に概算払請求を行い事業環境整備対策費補助金の交付を受けて保証料補助を行っている。令和5年度までの民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助金の交付状況は、1兆1553億余円となっていた。なお、民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助金の交付は3年度まで実施されていたことから、4年度以降は金額の増加はない。 一方、返戻状況をみると、早期完済、期間短縮等により5年度までに協会等から1996億余円の返戻を受けている。協会等から返戻を受けた後は国庫返納しており、国からの概算払額と確定額の差額を含めた1996億余円を6年度までに国庫返納していた。 (億円) <table><thead><tr><th>年度</th><th>交付額 (累計)</th><th>返戻額 (累計)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和2年度</td><td>7941</td><td>0</td></tr><tr><td>3年度</td><td>1兆1553</td><td>844</td></tr><tr><td>4年度</td><td>1兆1553</td><td>966</td></tr><tr><td>5年度</td><td>1兆1553</td><td>1996</td></tr></tbody></table> ■ 交付額 (累計) ▨ 返戻額 (累計) (注) 交付額は、補助対象制度融資に該当しないことが判明した保証料補助金を控除した額である。	年度	交付額 (累計)	返戻額 (累計)	令和2年度	7941	0	3年度	1兆1553	844	4年度	1兆1553	966	5年度	1兆1553	1996
年度	交付額 (累計)	返戻額 (累計)														
令和2年度	7941	0														
3年度	1兆1553	844														
4年度	1兆1553	966														
5年度	1兆1553	1996														

(2) 伴走支援型特別保証制度等に係る保証料補助

項目	内容																																																									
趣旨	国は、伴走支援型特別保証制度等に係る保証料補助のために、連合会に対して、経営安定関連保証等対策費補助金交付要綱に基づき、別図表16の損失補償とは別に、経営安定関連保証等対策費補助金を令和2、4両年度に計7865億円交付している。そして、連合会は、同補助金を基に経営安定基金（保証料補助）を造成しており、経営安定基金（保証料補助）を原資として、協会との間で締結した「保証料補助契約書」に基づき、協会に対して、保証料補助金を交付する。																																																									
概念図	国 補助金を交付して基金を造成 7865億円 連合会 経営安定基金 (保証料補助) 保証料補助金を交付 2377億余円 協会 保証料の軽減 中小企業者等 保証料補助金の返戻 121億余円 (注) 金額は令和5年度までの累計額																																																									
予算措置等の状況	(単位：億円) <table><tr><th colspan="3">予算科目（一般会計）</th><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">予算額 (注)</th><th rowspan="2">前年度 繰越額</th><th rowspan="2">予備費 使用額</th><th rowspan="2">予算 現額</th><th rowspan="2">支出 済額</th><th rowspan="2">翌年度 繰越額</th><th rowspan="2">不用額</th></tr><tr><th>組織</th><th>項</th><th>目</th></tr><tr><td rowspan="5">中小企業庁</td><td rowspan="5">中小企業事業 環境整備費</td><td rowspan="5">経営安定関連 保証等基金補 助金</td><td>令和元年度</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2年度</td><td>6033</td><td>-</td><td>-</td><td>6033</td><td>6033</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>3年度</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>4年度</td><td>1832</td><td>-</td><td>-</td><td>1832</td><td>1832</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>計</td><td>7865</td><td></td><td>-</td><td>7865</td><td>7865</td><td></td><td></td></tr></table> (注) 令和2、4両年度の予算額は、2、4両年度一般会計補正予算の予算額を示している。	予算科目（一般会計）			年度	予算額 (注)	前年度 繰越額	予備費 使用額	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	不用額	組織	項	目	中小企業庁	中小企業事業 環境整備費	経営安定関連 保証等基金補 助金	令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	2年度	6033	-	-	6033	6033	-	-	3年度	-	-	-	-	-	-	-	4年度	1832	-	-	1832	1832	-	-	計	7865		-	7865	7865		
予算科目（一般会計）			年度	予算額 (注)									前年度 繰越額	予備費 使用額	予算 現額				支出 済額	翌年度 繰越額	不用額																																					
組織	項	目																																																								
中小企業庁	中小企業事業 環境整備費	経営安定関連 保証等基金補 助金	令和元年度	-	-	-	-	-	-	-																																																
			2年度	6033	-	-	6033	6033	-	-																																																
			3年度	-	-	-	-	-	-	-																																																
			4年度	1832	-	-	1832	1832	-	-																																																
			計	7865		-	7865	7865																																																		
予算の積算の考え方	伴走支援型特別保証制度等の事業規模を想定し、それに中小企業者等の負担割合を0.2%とするために必要な保証料補助率等を乗ずるなどして予算額を算定 (例) 令和2年度第3次補正予算 注(1) 予算額 6033億円＝事業規模×保証料補助率×（据置期間＋保証期間×分割係数） 注(2) 注(1) 執行事務費を含む。 注(2) 分割係数 分割返済による返済の進捗を考慮した掛目																																																									

項目	内容																																	
保証料補助金の交付状況等	令和5年度までの伴走支援型特別保証制度等に係る保証料補助金の交付状況は、2377億余円となっており、5年度末における経営安定基金（保証料補助）の執行率（基金造成額に対する保証料補助の額の割合）は、30.2%となっていた。一方、返戻状況をみると、5年度までに協会から121億余円の返戻を受けていた。なお、協会から返戻があった場合は、連合会保証料補助事業に係る業務方法書に基づき基金の積み増しに充てられている。 （単位：億円） <table><tr><th></th><th>基金造成額 (A)</th><th>保証料補助 (B)</th><th>返戻金</th><th>基金残高 (注)</th><th>執行率 (B)/(A)</th></tr><tr><td>令和2年度</td><td>6033</td><td>-</td><td>-</td><td>6032</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>3年度</td><td>-</td><td>224</td><td>0</td><td>5808</td></tr><tr><td>4年度</td><td>1832</td><td>587</td><td>26</td><td>7078</td></tr><tr><td>5年度</td><td>-</td><td>1565</td><td>94</td><td>5607</td></tr><tr><td>計</td><td>7865</td><td>2377</td><td>121</td><td></td><td>30.2%</td></tr></table> （注） 令和2年度及び4年度の基金残高は基金の運営経費分として各年度1億円を控除している。 また、6年9月に公表された基金シートによれば、3(2)エ(イ) a のとおり、経営安定関連保証等特別基金総額のうち7656億円について、6年度中に国庫返納する予定とされている。		基金造成額 (A)	保証料補助 (B)	返戻金	基金残高 (注)	執行率 (B)/(A)	令和2年度	6033	-	-	6032		3年度	-	224	0	5808	4年度	1832	587	26	7078	5年度	-	1565	94	5607	計	7865	2377	121		30.2%
	基金造成額 (A)	保証料補助 (B)	返戻金	基金残高 (注)	執行率 (B)/(A)																													
令和2年度	6033	-	-	6032																														
3年度	-	224	0	5808																														
4年度	1832	587	26	7078																														
5年度	-	1565	94	5607																														
計	7865	2377	121		30.2%																													

別図表18 中小機構における民間ゼロゼロ融資に係る特別利子補給のために交付された補助金の概要等

項目	内容																																									
趣旨	国は、民間ゼロゼロ融資における当初3年間の金利負担分を補填し、経営の安定化につなげることを目的として、中小機構に対し、中小企業再生支援利子補給補助金を交付する。そして、中小機構は、国から交付を受けた同補助金を基に新型コロナウイルス感染症基金を造成しており、新型コロナウイルス感染症基金を原資として、「中小企業再生支援利子補給補助金のうち都道府県等に対して中小企業基盤整備機構が行う助成金の交付に係る実施細則（新型コロナウイルス感染症制度融資利子補給事業）」（令和2年要領令2第3号）等に基づき、都道府県等に対して、金利等相当額の助成を行う。																																									
概念図	国 → 補助金を交付して基金を造成 1兆5127億円 → 中小機構 (新型コロナウイルス感染症基金) → 利子補給金 7050億余円 → 都道府県等 → 都道府県等を通じて利子補給を実施 → 民間金融機関 (利子の支払) / 中小企業者等 注(1) 金額は令和5年度までの累計額 注(2) 利子補給金7050億余円は、都道府県等からの返還金を控除する前の額である。 注(3) 上記のほか、利子補給事業を実施するため、都道府県等が必要とする事務経費として28億余円の助成金を新型コロナウイルス感染症基金から都道府県等へ交付している。																																									
予算措置等の状況	(単位：億円) <table><tr><th colspan="3">予算科目（一般会計）</th><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">予算額 (注)</th><th rowspan="2">前年度繰越額</th><th rowspan="2">予備費使用額</th><th rowspan="2">予算現額</th><th rowspan="2">支出済額</th><th rowspan="2">翌年度繰越額</th><th rowspan="2">不用額</th></tr><tr><th>組織</th><th>項</th><th>目</th></tr><tr><td rowspan="3">中小企業庁</td><td rowspan="3">中小企業事業環境整備費</td><td>中小企業再生支援利子補給補助金</td><td>令和元年度</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2年度</td><td>1兆5127</td><td>-</td><td>-</td><td>1兆5127</td><td>1兆5127</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>計</td><td>1兆5127</td><td></td><td>-</td><td>1兆5127</td><td>1兆5127</td><td></td><td>-</td></tr></table> (注) 令和2年度の予算額は、2年度一般会計補正予算の予算額を示している。	予算科目（一般会計）			年度	予算額 (注)	前年度繰越額	予備費使用額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	組織	項	目	中小企業庁	中小企業事業環境整備費	中小企業再生支援利子補給補助金	令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	2年度	1兆5127	-	-	1兆5127	1兆5127	-	-	計	1兆5127		-	1兆5127	1兆5127		-
予算科目（一般会計）			年度	予算額 (注)									前年度繰越額	予備費使用額	予算現額			支出済額	翌年度繰越額	不用額																						
組織	項	目																																								
中小企業庁	中小企業事業環境整備費	中小企業再生支援利子補給補助金	令和元年度	-	-	-	-	-	-	-																																
		2年度	1兆5127	-	-	1兆5127	1兆5127	-	-																																	
		計	1兆5127		-	1兆5127	1兆5127		-																																	
予算の積算の考え方	民間ゼロゼロ融資の事業規模を想定し、それに都道府県等が定めている民間ゼロゼロ融資の平均利子率を乗ずるなどして予算額を算定 (例) 令和2年度第2次補正予算 予算額 8102億円＝事業規模×平均利子率×無利子期間																																									

項目	内容																																																									
新型コロナウイルス感染症基金の執行状況等	令和5年度までの新型コロナウイルス感染症基金の執行状況等をみると、基金造成額は1兆5127億円、執行率（基金造成額に対する利子補給費等の割合）が46.8%となっていて、5年度末の基金残高は1223億余円となっていた。 （単位：億円） <table><tr><th>年度</th><th>基金造成額 (A)</th><th>基金造成法人の事務費 (B)</th><th>利子補給費 (C)</th><th>事務経費 (D)</th><th>費用の計 (E) = (B) + (C) + (D)</th><th>運用益等</th><th>国庫返納額</th><th>基金残高</th><th>執行率 (E) / (A)</th></tr><tr><td>令和2年度</td><td>1兆5127</td><td>0</td><td>660</td><td>3</td><td>664</td><td>0</td><td>-</td><td>1兆4463</td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>3年度</td><td>-</td><td>0</td><td>2116</td><td>7</td><td>2124</td><td>0</td><td>5246</td><td>7093</td></tr><tr><td>4年度</td><td>-</td><td>0</td><td>2499</td><td>9</td><td>2508</td><td>0</td><td>-</td><td>4584</td></tr><tr><td>5年度</td><td>-</td><td>0</td><td>1774</td><td>8</td><td>1782</td><td>0</td><td>1577</td><td>1223</td></tr><tr><td>計</td><td>1兆5127</td><td>1</td><td>7050</td><td>28</td><td>7080</td><td>1</td><td>6824</td><td></td><td>46.8%</td></tr></table>	年度	基金造成額 (A)	基金造成法人の事務費 (B)	利子補給費 (C)	事務経費 (D)	費用の計 (E) = (B) + (C) + (D)	運用益等	国庫返納額	基金残高	執行率 (E) / (A)	令和2年度	1兆5127	0	660	3	664	0	-	1兆4463		3年度	-	0	2116	7	2124	0	5246	7093	4年度	-	0	2499	9	2508	0	-	4584	5年度	-	0	1774	8	1782	0	1577	1223	計	1兆5127	1	7050	28	7080	1	6824		46.8%
年度	基金造成額 (A)	基金造成法人の事務費 (B)	利子補給費 (C)	事務経費 (D)	費用の計 (E) = (B) + (C) + (D)	運用益等	国庫返納額	基金残高	執行率 (E) / (A)																																																	
令和2年度	1兆5127	0	660	3	664	0	-	1兆4463																																																		
3年度	-	0	2116	7	2124	0	5246	7093																																																		
4年度	-	0	2499	9	2508	0	-	4584																																																		
5年度	-	0	1774	8	1782	0	1577	1223																																																		
計	1兆5127	1	7050	28	7080	1	6824			46.8%																																																
新型コロナウイルス感染症基金の国庫への返納の状況	中小機構は、新型コロナウイルス感染症基金について3年度に5246億余円、5年度に1577億余円、計6824億円を国庫に返納している。中小機構は、国庫返納を行った理由として、3年度の国庫返納については、本事業の対象となる協会への保証申込期限が3年3月末であり、その後、新規の対象貸付けが発生することはなく、本事業を実施する上で必要な金額について算出することが可能となったことから行ったものとしている。また、5年度の国庫返納については、その後、繰上返済等による早期完済（借換えを含む）、返済期間の短縮等が行われたことにより発生した不用額について、返納を行ったものであり、不用額を把握したタイミングで返納を行っているとしている。国庫返納額の算定過程は以下のとおりである。 ＜令和3年度国庫返納＞ （単位：億円） <table><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td>基金造成額 (A)</td><td>1兆5127</td></tr><tr><td>執行額 (B)</td><td>663</td></tr><tr><td>2年度</td><td>663</td></tr><tr><td>総必要想定額（3年度以降） (C)</td><td>9216</td></tr><tr><td>国庫返納額 (A) - (B) - (C)</td><td>5246</td></tr></table> ＜令和5年度国庫返納＞ （単位：億円） <table><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td>基金造成額 (A)</td><td>1兆5127</td></tr><tr><td>執行額 (B)</td><td>5296</td></tr><tr><td>2年度</td><td>663</td></tr><tr><td>3年度</td><td>2123</td></tr><tr><td>4年度</td><td>2508</td></tr><tr><td>過年度国庫返納額 (C)</td><td>5246</td></tr><tr><td>総必要想定額（5年度以降） (D)</td><td>3006</td></tr><tr><td>国庫返納額 (A) - (B) - (C) - (D)</td><td>1577</td></tr></table> （注） 上記の「執行額」は、該当年度の費用の計（中小機構から都道府県等への利子補給費等）から収入（運用益等）を除いた額となっている。 また、6年9月に公表された基金シートによれば、中小企業庁は、6年度に基金規模の見直しを行い、3(2)エ(i) b のとおり、新型コロナウイルス感染症基金のうち563億余円について、6年度中に国庫返納する予定とされている。	項目	金額	基金造成額 (A)	1兆5127	執行額 (B)	663	2年度	663	総必要想定額（3年度以降） (C)	9216	国庫返納額 (A) - (B) - (C)	5246	項目	金額	基金造成額 (A)	1兆5127	執行額 (B)	5296	2年度	663	3年度	2123	4年度	2508	過年度国庫返納額 (C)	5246	総必要想定額（5年度以降） (D)	3006	国庫返納額 (A) - (B) - (C) - (D)	1577																											
項目	金額																																																									
基金造成額 (A)	1兆5127																																																									
執行額 (B)	663																																																									
2年度	663																																																									
総必要想定額（3年度以降） (C)	9216																																																									
国庫返納額 (A) - (B) - (C)	5246																																																									
項目	金額																																																									
基金造成額 (A)	1兆5127																																																									
執行額 (B)	5296																																																									
2年度	663																																																									
3年度	2123																																																									
4年度	2508																																																									
過年度国庫返納額 (C)	5246																																																									
総必要想定額（5年度以降） (D)	3006																																																									
国庫返納額 (A) - (B) - (C) - (D)	1577																																																									

